

調查彙報

第壹輯

滿洲中央銀行調查部

DC161
33

康德十一年一月



0022298000

0022298-000

DC161-33

調查彙報

滿洲中央銀行調查部

第1輯

1944

ADC

凡 例

- 一、本彙報は執務の参考に供する目的をもつて金融經濟事情に關する調査資料を輯録せるものである。
- 二、本彙報は便宜上號を逐ふて印刷に附するも調査内容に依り別冊とする
こともあり又取扱方を表示することもある。取扱方を表示する場合には
其利用、保管又は處分等につき十分に注意せられたい。
- 三、本彙報に輯録する調査資料には各其文末に擔當者名を記し調査責任を
明かにする。

康德十一年一月

滿洲中央銀行調査部

康德十一年一月

調 査 彙 報

第 壹 輯

滿洲中央銀行調査部

DC161
33

調査彙報(第一輯)目次

- 一、康徳十年度特産物及糧穀收買方法の概要……………一
- 一、統制産業調査に於ける資金・財務關係調査の中間報告……………三五
- 附・統制産業調査資金財務關係表……………七〇
- 一、滿洲に於けるバルブ工業……………一〇五
- 一、租稅制度上より觀たる滿洲國租稅政策の現段階と今後の方向……………一三五
- 附、滿洲國國稅體系一覽……………一八三

目次



80W23898

康徳十年度特産物及糧穀收買方法の概要

序

農産物の多量蒐荷の確立を期するは決戦時局下に於ける我國に課せられたる重大使命の一なることは今更多言を要しない。之が目的完遂の爲めには國家の總力を結集して凡ゆる方途を講ずるは素よりにして收買資金の側を首め蒐荷機關の體制に於て之が萬全を期するは喫緊の要務である。

收買資金の放出に關しては曩に興農金庫の設立を見るに至り其の活躍に期待する部頗る大にして收買機關に關しては糧棧組合、特約收買人、農産公社等一聯の緊密なる活動に俟つ所蓋し大なるものがある。

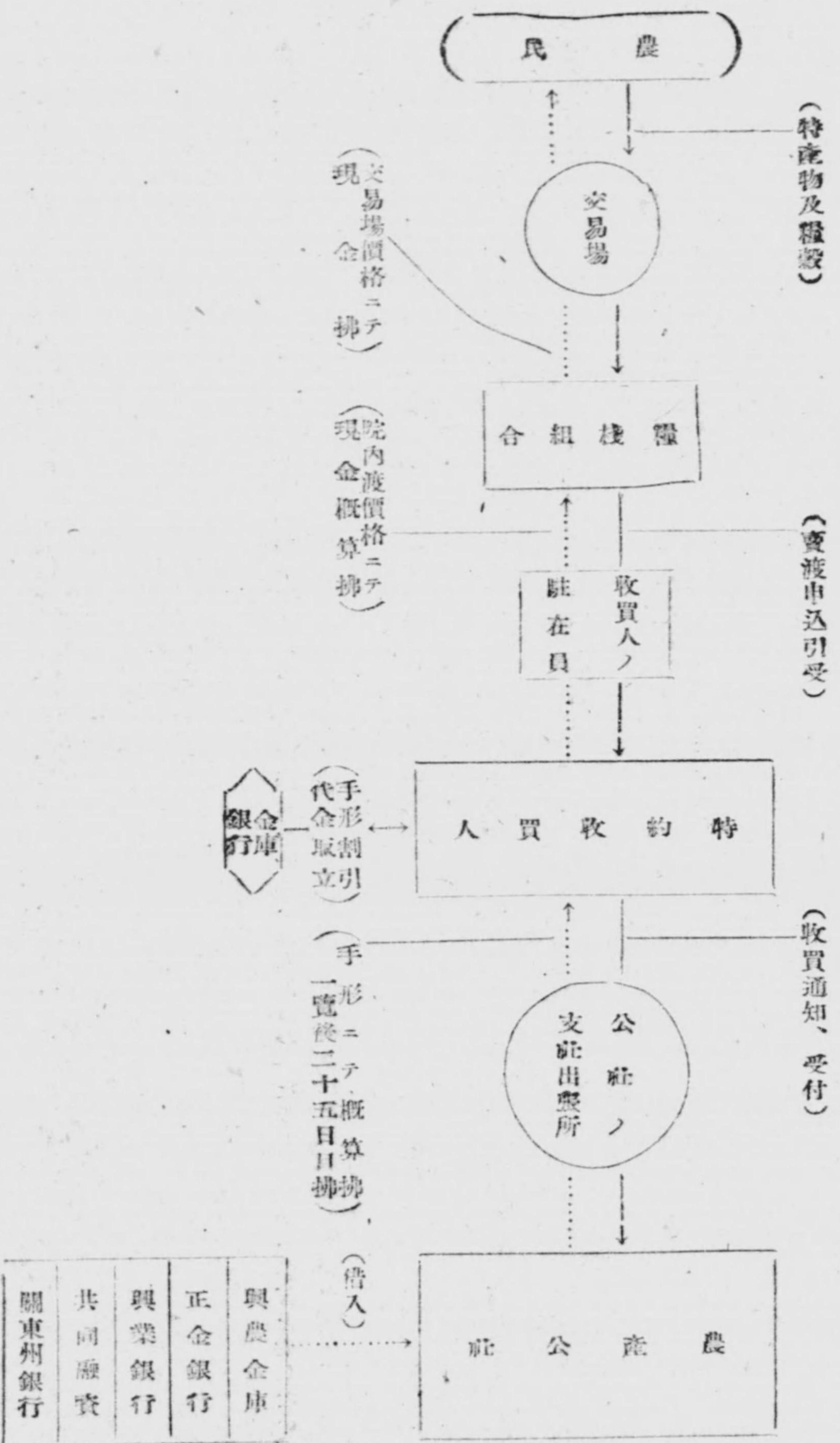
小稿は主として康徳十年度の特産物及び糧穀收買及び賣渡條件等を掲列し、併せて收買資金狀態等にも觸れ些か參考に資せんとした。

尙ほ特産物及糧穀收買總路の概略圖を示せば次の如くである。

目次

- (一) 特約收買人の糧棧よりの農産物收買條件
 - (二) 特約收買人の滿洲農産公社に對する農産物賣渡條件
 - (三) 糧棧並びに特約收買人の資金手當狀況
- (附) 康徳十年度新蒐荷對策の概要

特産物及糧穀收買経路の概略圖



(一) 特約收買人の糧棧よりの農産物收買条件

特約收買人(以下收買人ニ稱す)は糧棧(糧棧組合、興農合作社及開拓協同組合を含む以下單に糧棧ニ稱す)より特産物專管法及糧穀管理法の規定に依る農産物の賣渡申込ありたるときは之を收買するものとし其の收買条件は左の通りとす

一、收買品目

特産物專管法施行規則第一條及糧穀管理法施行規則第一條に規定せられたる品目とす

(二) 特約收買人の滿洲農産公社に對する農産物賣渡条件

特約收買人(以下收買人ニ稱す)の滿洲農産公社(以下公社ニ稱す)に對する農産物の賣渡条件は左の通りとす

一、賣渡品目

特産物專管法及糧穀管理法に基き收買人が糧棧(糧棧組合、興農合作社及開拓協同組合を含む以下單に糧棧ニ稱す)より收買せる農産物とす

○特産物專管法施行規則第一條に規定の品目

1. 大豆、大豆粕、大豆油
2. 蘇子、蘇子粕、蘇子油
3. 小麻子、小麻子粕、大麻子油
4. 大麻

- 子、大麻子粕、大麻子油
- 5. 落花生、落花生粕、落花生油
- 6. 胡麻、胡麻粕、胡麻油
- 7. 棉實、棉實粕、棉實油
- 8. 亞麻仁、亞麻仁粕、亞麻仁油
- 9. 向日葵實、向日葵粕、向日葵油

○糧穀管理法施行規則第一條に規定の品目

- 1、高粱、精白高粱
- 2、玉蜀黍
- 3、粟、精白粟
- 4、小麥
- 5、大麥
- 6、燕麥
- 7、黍、精白黍
- 8、稗、精白稗
- 9、蕎麥
- 10、小豆
- 11、綠豆
- 12、豌豆
- 13、菜豆

二、收買契約

收買人は糧棧をして滿洲農産公社（以下公社と稱す）所定の賣渡申込書正副〇通を提出せしめ現品を確認の上之に引受印を押捺し副一通を糧棧に返戻するものとす

前項の引受を以て收買人の糧棧よりの收買契約成立するものとす

二、收買通知

收買人は農産物を收買したるべき遅滞なく收買地管轄の公社の支社又は出張所（以下支社と稱す）に對し所定様式の收買通知書正副〇通を提出するものとす支社は之に受付印を押捺の上副一通を收買人に返戻するものとす

前項の受付を以て收買人の公社に對する賣渡契約成立するものとす

三、收買單位

收買數量の單位は原則として公社所定の一貨車とす

四、受渡場所

貨車（船舶を含む以下貨車と稱す）乗、驛（埠頭を含む以下驛と稱す）構内及院内の三種とす

五、收買價格

(一) 貨車乗渡及驛構内渡の場合

公社の驛渡買入價格とす

(二) 院内渡の場合

公社の院内渡買入價格とす但し背後地收買品を搬出順路に従ひ最寄沿線地院内に搬出の上受渡を爲す場合は該沿線地に於ける公社の驛渡買入價格に依るものとす

三、賣渡單位

收買通知書には品名、數量、收買地名、豫定受渡驛名其の他所定事項を記載するものとす

四、受渡場所

貨車（船舶を含む以下貨車と稱す）乗、驛（埠頭を含む以下驛と稱す）構内及院内渡の三種とす

一、賣渡價格

(一) 貨車乗渡及驛構内渡の場合

公社の驛渡買入價格とす

(二) 院内渡の場合

公社の院内渡買入價格とす但し背後地收買品を搬出順路に従ひ最寄沿線地院内に搬出の上受渡を爲す場合は該沿線地に於ける公社の驛渡買入價格に依るものとす

六、包装並に重量及箇數

包装用麻袋又は吠及繩は公社又は公社の農産物荷渡先より收買人が貸與を受けたるものを簿棧に更に貸與するものとし包装用麻糸は公社より收買人が買入れたるものを直ちに簿棧に賣渡するものもす
收買人の麻袋並に吠及繩の貸與は其の所要量を必要に應じ簿棧院内に添付するものとし麻糸の賣渡は收買人が公社より買入れたる条件と同一の条件に依るものもす

品目に依り使用すべき麻袋及吠の種類、口縫方法、一箇當重量及一貨車當箇數其他は公社の定むる所に依るものもす但し收買品を其の收買地の院内に於て公社の販賣先に引渡す場合は増詰を爲さざるものもす已むを得ざる事由に因り公社の承諾を得たる場合の外一貨車中に異種類又は異等級麻袋の混合使用は

六、包装並に重量及箇數

包装用麻袋又は吠及繩は公社又は公社の農産物荷渡先より收買人に公社所定の条件を以て之を貸與、包装用麻糸は公社より收買人に之を賣渡するものもす

前項の麻袋並に吠及繩の貸與又は麻糸の賣渡は原則として收買人の希望する驛渡もす但し收買地に於て公社の農産物荷渡先より貸與ある場合は賣渡農産物所在の院内渡もす

品目に依り使用すべき麻袋及吠の種類、口縫方法、一箇當重量、及一貨車當箇數其他は公社の定むる所に依るものもす但し收買品を其の收買地の院内に於て公社の販賣先に引渡す場合は増詰を爲さざるものもす已むを得ざる事由に因り公社の承諾を得たる場合の外一貨車中に其種類又は異等級麻袋の混合使

之を爲さざるものもす

收買品を吠詰を爲したることに因り麻袋詰に比し増加したる諸費用に付ては收買人が公社より補給を受け之と同一金額を簿棧に補給するものもす

七、收買品の受渡

(一) 受渡指圖

受渡は公社の指圖に基く收買人の指圖に依り之を行ふものもす

右の指圖は貨車乗渡指圖、驛構内渡指圖及院内渡指圖の三種とし、貨車乗渡指圖は收買地、驛、仕向先、品名及品位並に車數等を示し、驛構内渡指圖及院内渡指圖は收買地、受渡驛又は受渡地、荷受人、品名及品位並に車數等を示すものもす

(二) 受渡品の格付

用は之を爲さざるものもす

收買品を吠詰を爲したることに因り麻袋詰に比し増加したる諸費用に付ては公社に於て別途之を補給するものもす

七、賣渡品の受渡

(一) 受渡指圖

受渡は公社の支社の指圖に依り之を行ふものもす

右の指圖は貨車乗渡指圖、驛構内渡指圖及院内渡指圖の三種とし、貨車乗渡指圖は收買地別、驛驛別、仕向先別の品名及品位並に車數等を示し、驛構内渡指圖及院内渡指圖は收買地別、受渡驛別又は受渡地別、荷受人別の品名及品位並に車數等を示すものもす

(二) 受渡品の格付

受渡品の品質、重量及包装は左に依るものとす

(1) 貨車乗渡

(イ) 法令検査又は委託検査(以下検査と稱す)を受け得るもの

(A) 検査合格品

發驛又は着驛に於ける検査を以て決定するものとす

検査後貨車乗迄に於て變質又腐敗の惧ある場合は糶棧は滞滯なく收買人に連絡の上手入を爲すものとし之が手入の爲改装を爲したる場合は更に検査を受くるものとす

前項の入手を要したる原因に付公社に於て事情已むを得ずと認めたる場合は手入に依る實損額を收買人に於て負擔するものとす

検査後貨車乗迄の包装の破損は糶棧に於て之

受渡品の品質、重量及包装は左に依るものとす

(1) 貨車乗渡

(イ) 法令検査又は委託検査(以下検査と稱す)を受け得るもの

(A) 検査合格品

發驛又は着驛に於ける検査を以て決定するものとす

検査後貨車乗迄に於て變質又は腐敗の惧ある場合は收買人は滞滯なく公社に連絡の上手入を爲すものとし之が手入の爲改装を爲したる場合は更に検査を受くるものとす

前項の入手を要したる原因に付公社に於て事情已むを得ずと認めたる場合は手入に依る實損額を公社に於て負擔するものとす

検査後貨車乗迄の包装の破損は收買人に於て

が修理を爲すものとす

(B) 検査不合格品

(甲) 品質、調製、乾燥、容積重、篩選歩合
綜合品位其他(以下品質と稱す)の不合格

品質の程度は公社之を決定するものとす

油料子實の調製不合格の場合及特に公社の

指示ありたる場合は調製又は乾燥の上更に

検査を受くるものとす

(乙) 重量不合格

補正の上更に検査を受くるものとす但着驛

検査の場合にして公社補正の要なしと認め

たるときは此の限に在らず

(丙) 包装不合格

改装の上更に検査を受くるものとす但し公

之が修理を爲すものとす

(B) 検査不合格品

(甲) 品質、調製、乾燥容積重、篩選歩合、
綜合品位其他(以下品質と稱す)の不合格

品質の程度は公社之を決定するものとす

油料子實の調製不合格の場合及特に公社の

指示ありたる場合は調製又は乾燥の上更に

検査を受くるものとす

(乙) 重量不合格

補正の上更に検査を受くるものとす但し着

驛検査の場合にして公社補正の要なしと認め

めたるときは此の限に在らず

(丙) 包装不合格

改装の上更に検査を受くるものとす但し公

社より貸與せる麻袋若は吠又は公社の荷渡
 先の麻袋若は吠を使用し之が不良に原因す
 るものにして公社の承認又は指示ありたる
 場合は改装及検査の要なきものとす
 検査荷貨車乗迄に於て變質又は腐敗の惧あ
 る場合は收買人は遲滞なく公社に連絡の上
 手入を爲すものとし之が手入の爲改装を爲
 したる場合は更に検査を受くるものとす
 前項の手入を要したる原因に付公社に於て
 事情已むを得ず認めたる場合は手入に依
 る實損額を公社に於て負擔するものとす
 検査荷貨車乗迄の包装の破損は收買人に於
 て之が修理を爲すものとす

(ロ) 検査を受け得ざるもの
 糶棧に於て公社の規格に基き決定するものとす

社より貸與せる麻袋若は吠又は公社の荷渡
 先の麻袋若は吠を使用し之が不良に原因す
 るものにして公社の承認又は指示ありたる
 場合は改装及検査の要なきものとす
 検査荷貨車乗迄に於て變質又は腐敗の惧あ
 る場合は收買人は遲滞なく公社に連絡の上
 手入を爲すものとし之が手入の爲改装を爲
 したる場合は更に検査を受くるものとす
 前項の手入を要したる原因に付公社に於て
 事情已むを得ず認めたる場合は手入に依
 る實損額を公社に於て負擔するものとす
 検査荷貨車乗迄の包装の破損は收買人に於
 て之が修理を爲すものとす

(ロ) 検査を受け得ざるもの
 收買人に於て公社の規格に基き決定するもの

前項の場合糶棧は品質重量及包装の格付に對す
 る公社所定の保證書を提出し特に重量に付ては
 公社規定重量の保證を爲すの外到着後十日間右
 の品質、重量及包装の保證を爲すものとし公社
 の荷渡先より異議ありたる場合に於て公社其の
 異議を正當に認めたるときは糶棧は收買人に對
 し之が責に任ずるものとす但し着地に於ける重
 量の缺減に付ては公社規定正味重量に對し左の
 率の減量を容赦するものとす

高粱、粟、黍、蕎麥

其他

(大豆油料子
實及小麥を除く)

七月以降翌年二月迄

〇、五%

〇、五%

三月以降六月迄

一、〇%

〇、五%

(2) 糶棧内渡

康徳十年度特産物及糧穀收買方法の概要

前項の場合收買人は品質、重量及包装の格付に
 對する公社所定の保證書を提出し特に重量に付
 ては公社規定重量の保證を爲すの外到着後十日
 間右の品質重量及包装の保證を爲すものとし公
 社の荷渡先より異議ありたる場合に於て公社其
 の異議を正當に認めたるときは收買人之が責に
 任ずるものとす但し着地に於ける重量の缺減に
 付ては公社規定正味重量に對し左の率の減量を
 容赦するものとす

高粱、粟、黍、蕎麥

其他

(大豆油料子
實及小麥を除く)

七月以降翌年二月迄

〇、五%

〇、五%

三月以降六月迄

一、〇%

〇、五%

(2) 糶棧内渡

- (イ) 検査を受け得るもの
- (A) 検査合格品
検査を以て決定するものミズ
- (B) 検査不合格品
 - (甲) 品質不合格
公社の格付を以て決定するものミズ
 - (乙) 重量不合格
補正の上更に検査を受くるものミズ
 - (丙) 包装不合格
改装の上更に検査を受くるものミズ但し公社より貸與せる麻袋若は吠又は公社の荷渡先の麻袋若は吠を使用し之が不良に原因するものにして公社の承認ありたる場合は改装及検査の要なきものミズ
- (ロ) 検査を受け得ざるもの

- (イ) 検査を受け得るもの
- (A) 検査合格品
検査を以て決定するものミズ
- (B) 検査不合格品
 - (甲) 品質不合格
公社の格付を以て決定するものミズ
 - (乙) 重量不合格
補正の上更に検査を受くるものミズ
 - (丙) 包装検査不合格
改装の上更に検査を受くるものミズ但し公社より貸與せる麻袋若は吠又は公社の荷渡先の麻袋若は吠を使用し之が不良に原因するものにして公社の承認ありたる場合は改装及検査の要なきものミズ
- (ロ) 検査を受け得ざるもの

前項(イ)の(ロ)の検査不合格品に準ずるものミズ

前項(イ)の(ロ)の検査不合格品に準ずるものミズ

(3) 院内渡

(3) 院内渡

- (イ) 検査を受け得るもの
貨車乗渡に準ずるものミズ
 - (ロ) 検査を受け得ざるもの
公社又は公社の荷渡先ミ糶棧及收買人ミの立會協定に依るものミズ但品質の證明検査を受け得るものは其検査を以て決定するものミズ
- (三) 受渡品の乾燥
收買人が公社の指示に基き糶棧に對し乾燥の指示を爲したる場合は糶棧は指示通り乾燥の上受渡を爲すものミズ

- (イ) 検査を受け得るもの
貨車乗渡に準ずるものミズ
 - (ロ) 検査を受け得ざるもの
公社又は公社の荷渡先ミ糶棧及收買人ミの立會協定に依るものミズ但品質の證明検査を受け得るものは其の検査を以て決定するものミズ
- (二) 受渡品の乾燥
公社より乾燥の指示ありたる場合は指示通り乾燥の上受渡を爲すものミズ

(四) 貨車乗渡品に對する送狀の添付

收買人は貨車乗渡品に付公社所定の送狀(荷札)添

八、保管費用

收買人は公社への賣渡數量中の公社が受渡指圖を發せざる數量に對し公社より支拂を受けたる地別、品目別保管料は出資糧棧組合に對しては當該縣分の全額を支拂ふものとし然らざる糧棧に對しては當該糧棧の所在地交易場分の品目別保管料額を該地所在各糧棧の賣渡品中收買人が受渡指圖を爲さざる品目別數量に按分の算出せる金額を支拂ふものとす
發送保管料、留置料及検査終了後の構内山積料は收買人の負擔とするの外收買人は留置期間中の保管費用として一車一日に付五〇錢公社構内保管料を糧棧に支拂ふものとす
發送保管料を除く前項の保管費用の支拂は收買代金精算の際之を爲すものとす

付するものとす

八、保管費用

公社は收買人に對し縣を地區とする出資糧棧組合の存する地に在りては縣單位に、然らざる地にありては交易場單位に、賣渡契約數量より公社の受渡指圖を發したる數量を差引きたる品目別數量（當該月中の毎日の残の合計）に對し別に定むる品目別、月別一車一日當料率に依る院内保管料を一ヶ月計算にて毎月十日迄に前月分を支拂ふものとす
發送保管料、留置料及検査終了後の構内山積料は公社の負擔とするの外留置期間中の保管費用として一車一日に付五〇錢の公社構内保管料を收買人に支拂ふものとす
發送保管料を除く前項の保管費用の支拂は賣渡代金精算の際之を爲すものとす

九、大麻子糧棧諸掛補給金

大麻子受渡を爲したるときは收買人は其の受渡數量

一貨車に付左の費用を糧棧に補給するものとす

一 麻糸代及其の諸掛 五圓五〇錢

二 増 詰 費 四〇圓八〇錢

計 四六圓三〇錢

一〇、増詰費及麻袋諸掛及收買人金利の取立

收買人は收買品を其の收買地に於て受渡を爲す場合増詰を爲さるものに付ては糧棧諸掛中に計上の増詰費相當金額を糧棧より取立つるものとす
收買人は收買品の受渡の都度糧棧諸掛中に計上の麻袋諸掛及收買人金利の相當金額を糧棧より取立てを爲すものとす但大麻子に付ては收買人金利のみは之が取立を爲さるものとす

九、大麻子糧棧諸掛補給金

大麻子の受渡を爲したるときは公社はその受渡數量

一貨車に付左の費用を收買人に補給するものとす

一 麻糸代及其の諸掛 五圓五〇錢

二 收買人金利 二八圓七〇錢

三 増 詰 費 四〇圓八〇錢

計 七五圓〇〇錢

一〇、増詰費及麻袋諸掛の取立

收買人は賣渡品を其の收買地に於て受渡を爲す場合増詰を爲さるものに付ては糧棧諸掛中に計上の増詰費相當金額を、公社荷渡先の麻袋を使用せるものに付ては糧棧諸掛中に計上の麻袋諸掛相當額を糧棧より取立て公社に納付するものとす

一、背後地糧穀搬出に伴ひ生じたる差損又は差益の歸屬

糧穀の背後地院内渡買入價格設定に當り最寄驛渡價格より控除し又は之に加算すべき公定運搬賃相當額を適當なる金額を以て代へられある背後地の收買品を沿線地へ搬出したる場合及院内渡價格が不足地として設定せられある背後地の收買品を沿源地へ搬出したる場合並に背後地買入品を公社の指示に従ひ順路に依らず沿線地へ搬出したる場合に生じたる運搬賃及價格上の差損又は差益は收買人に歸屬するものとす

前項の差損又は差益に付ての收買人ミ糧棧ミの精算は受渡品の代金精算の際之を行ふものとす
沿線地收買糧穀及糧穀以外の農産物に付ても前各項に準ずるものとす

一、背後地糧穀搬出に伴ひ生じたる差損又は差益の歸屬

糧穀の背後地院内渡買入價格設定に當り最寄驛渡價格より控除し又は之に加算すべき公定運搬賃相當額を適當なる金額を以て代へられある背後地の收買品を沿線地へ搬出したる場合及院内渡價格が不足地として設定せられある背後地の收買品を沿線地へ搬出したる場合並に背後地收買品を公社の指示に従ひ順路に依らず沿線地へ搬出したる場合に生じたる運搬賃及價格上の差損又は差益は公社に歸屬するものとす

前項の差損又は差益に付ての公社ミ收買人ミの精算は受渡品の代金精算の際之を行ふものとす
沿線地收買糧穀及糧穀以外の農産物に付ても前各項に準ずるものとす

一三、收買代金の支拂

一 概算拂

收買人は糧棧に對し收買契約成立ミ同時に其の收買品の代金概算額を支拂ふものとす

前項の代金概算額は公社の院内渡買入價格を基準とし公社に於て定めたる品目別一貨車當の一定金額ミ契約數量ミに依り算出するものとす

二 精算

收買人は貨車乗渡の場合は驛の受託後、驛構内渡及院内渡の場合は受渡完了後遅滞なく糧棧に對し受渡品の收買代金ミ概算拂金ミの差額、留置料檢

康徳十年度特産物及糧穀收買方法の概要

一三、代金の支拂

一 概算拂

公社は收買人が收買通知書に添付呈示せる一覽後二十五日目拂の爲替手形を收買通知書の受付ミ同時に引受け右手形の支配を爲すことミに依り受渡品の代金概算額を支拂ふものとす

前項の代金概算額は公社の支社、出張所別收買人管區毎に其の管内に於ける各交易場所所在地の院内渡買入價格及出廻數量を勘案し公社に於て定めたる品目別一貨車當金額ミ契約數量ミに依り算出するものとす

二 精算

收買人は貨車乗渡の場合は驛の受託後、驛構内渡及院内渡の場合は受渡完了後遅滞なく受渡品の買代金概算拂金ミの差額、留置料檢査終了後の山

倉終了後の山積料、公社構内保管料、大麻子糧棧
諸掛補給金並に糧棧諸掛中に計上の増詰費、麻袋
諸掛及收買人金利其他糧棧との間に精算すべきも
のに付精算を爲すものミす

積料、公社構内保管料、收買手数料、増詰費及麻
袋諸掛其他公社との間に精算すべきものに付公社
所定様式に依る精算書を作成し左の證憑書類中該
當のものを添付の上所轄の公社支社又は出張所に
提出するものミす
貨車通知書、検査成績書、留置料の領收書、構内
山積料の領收書、大豆混合保管證券、公社荷渡先
の農産物の領收書、其他公社より支拂を受くべき
金額に關する證憑
前項の精算書は左の期間内に之を提出するものミ
し右を經過したるミきは收買人は公社に對し經過
日數一貨車當金二圓の過怠金を支拂ふものミす但
し公社に於て事情已むを得ざるものミ認めたる場
合は此の限に在らず
貨車乗渡の場合

驛の受託の日の翌日より起算し五日以内

構内渡の場合

受渡の日の翌日より起算し五日以内

院内渡の場合

受渡の日の翌日より起算し沿線地に在りては五
日以内背後地に在りては十日以内

一三、火災に因る損害

糧棧の手持の農産物及麻系の火災に因る損害に對し
公社より損害額の支給ありたる場合は收買人は之を
糧棧に支給するものミす

するものミす

一四、出產糧穀税及同附加税並に交易場手数料の精算
收買人は農産物年度末に於て其の管区内の糧棧に付
出產糧穀税及同附加税並に交易場手数料の實際支拂
額を調査し該支拂額が糧棧諸掛計上額に比し、少額

一四、出產糧穀税及同附加税並に交易場手数料の精算
收買人は農産物年度末に於て糧棧に付産糧穀税及
同附加税並に交易場手数料の實際支拂額を調査し該
支拂額が糧棧諸掛計上額に比し、少額なるミきは其

の差額を糧棧より取立て公社に納入するものとし多額なるときは其の差額を公社より受領し糧棧に交付するものとす

一五 糧棧の報告義務

糧棧は其の買入状況、賣渡品の受渡状況資材の受拂状況其の他に關する報告に付公社より收買人を通じ指示を受けたる場合は收買人を通じ報告を爲す義務を負ふものとす

なるときは其の差額を糧棧より取立て公社に納入するものとし多額なるときは其の差額を公社より受領し糧棧に交付するものとす

一五、收買人の報告義務

收買人は收買收況、賣渡品の受渡状況、資材の受拂状況其の他に關する公社指示の報告を爲す義務を負ふものとす

一六、收買人手数料

公社は收買人に對し賣渡品の受渡完了數量に付左の收買手数料を代金精算の際支拂ふものとす

- 混保大豆 一貨車に付 四〇圓
- 其他の大豆 〃 四五圓
- 油料子實 (除向日葵實) 一貨車に付 四〇圓

向日葵實 三五圓

小麥 〃 五〇圓

小麥を除く穀 (三十三晒積のもの) 一貨車に付 四五圓

小麥を除く穀 (右以外のもの) 一貨車に付 四〇圓

受渡數量が一貨車に満たざる場合は其の受渡晒數の公社所定積載晒數に對する比率に依り手数料額を算出するものとす右の場合晒數は公社規定正味重量に依るものとし一晒未滿は之を一晒に切上ぐるものとす

一七、賣渡契約の不履行に對する過怠金

收買人は賣渡契約を爲したる農産物の受渡を履行せざるときは公社に對し一貨車に付五〇〇圓の過怠金を支拂ふものとす但し公社に於て已むを得ざる事由

一六、賣渡契約不履行に對する過怠金

糧棧は賣渡契約を爲したる農産物の受渡を履行せざるときは收買人に對し一貨車に付五〇〇圓の過怠金を支拂ふものとす但し公社に於て已むを得ざる事由

に基くもの認めたる場合は此の限に在らず

一七、其の他

- (一) 本書に記載なき事項に付ては糧棧は公社の公示あるものは公示に據り公示なきものは收買人を通じ公社の指示を受けたる上處理するものとす
- (二) 本書記載事項に付疑義ありたるときは公社の解釋に依るものとす

に基くもの認めたる場合は此の限に在らず

一八、其の他

- (一) 收買人が公社より指示ありたる報告書の提出を怠りたる場合は之に依り公社が蒙れる一切の損害補償の責に任ずるものとす
- (二) 本書に記載なき事項に付ては收買人は公社の指示あるものは公示に據り公示なきものは公示の指示を受けたる上處理するものとす
- (三) 公社必要あり認めたるときは本書記載の事項を改廢することあるものとす但し此の場合公社は遅滞なく之を收買人に通知するものとす

(三) 糧棧並びに特約收買人の資金手當狀況

一、糧棧又は糧棧組合の收買資金手當

叙上の特約收買人の糧棧よりの農産物收買條件に見る如く、糧棧が交易場に於て農民より農産物を收買し、品目毎に一貨車以上に達したときは、遅滞なく一貨車單位を以て特約收買人に賣渡申込を爲し、右申込を受けたる特約收買人は糧棧に對し契約成立(賣渡申込書に引受を爲して契約は成立する)と同時に收買代金の概算拂を爲すことに決定され居る爲め、糧棧としては巨額の收買資金の手當は必要とせぬが、只當初に於ける買付資金として各品目毎に一車當りの資金の手當を要し、更に又農産物出廻最盛期に至つては特約收買人に對する賣渡量を超過して農民より買付たる分に對する資金手當をも要する。

斯かる場合糧棧の資金手當は自己資金に依るの外、興農金庫及其他の銀行より借入金を仰ぎ、或は特約收買人より前借金を受くることとなる。茲に收買資金の第一義的需要が見らるる。

二、特約收買人の收買資金手當

特約收買人の滿洲農産公社に對する農産物賣渡條件に見る如く、特約收買人が農産公社に對し收買農産物を賣渡す場合に、公社は特約收買人が收買通知書に添付呈示せる一覽後二十五日拂の爲替手形を收買通知書の受付と同時に引受くるが、特約收買人は右引受済の爲替手形を興農金庫又は銀行に持参して割引を求むるか又は代金取立を依頼することとなる。此の場合特約收買人は糶棧に對する前貸資金又は出納最盛期に於て不足を告ぐる收買資金等は興農金庫及び關東州並に國內銀行等に於て融資を求むることとなる。

三、農産物（特産物及び糧穀）收買地區割狀況

糶棧及び特約收買人の收買資金手當の概要は右の通りであるが、然らば之等收買人が全滿に亘り如何なる地區割となつて居るかを見れば康徳十年度に於ては次表の如くである（省別は東滿總省、興安總省新制前の區別に依る）。

農産物收買地區割狀況（康徳十年度）

（1）特産物及糧穀

收 買 人	地 方 別 及 省 別																	
	北			滿			中		滿		青	滿						
	瀋江	北安	三江	牡丹江	龍江	東安	黑河	興安東北	察哈	吉林	四平	開島	興安西南	奉天	錦州	安東	通化	熱河
三井物産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三泰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
義和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
深尾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
裕昌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三益	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寶隆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日須	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

收 買 人	地 方 別 及 省 別																	
	北			滿			中		滿		青	滿						
	瀋江	北安	三江	牡丹江	龍江	東安	黑河	興安東北	察哈	吉林	四平	開島	興安西南	奉天	錦州	安東	通化	熱河
三井物産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三泰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
義和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
深尾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
裕昌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三益	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寶隆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日須	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 棉 袋

滿洲棉花……………全滿

(3) 亞 麻 仁

滿日興勸業……………吉林、北安、三江、牡丹江、瀋江、龍江、東安

錦綸紡績……………開島、通化、安東

滿洲麻袋……………龍江、興安東南

康德十年度特約收買人及收買地區一覽

一、特產物及糧穀(除棉實及亞麻仁)の收買

特約收買人名	住 所	收 買 地 域
三井物産株式会社	新京特別市大同大街二一〇	奉天省○海城縣、蓋平縣、復縣 四平市○開原縣、西豐縣 吉林省○九台縣、舒蘭縣、榆樹縣、樺甸縣、磐石縣 北安省○克山縣、拜泉縣、依安縣、明水縣 黑河省○嫩江縣 龍江省○訥河縣、富裕縣、甘南縣、依克明安旗 錦州省○黑山縣、北鎮縣、彰武縣、凌安縣、吐默特右旗、吐默特中旗 濱江省○珠河縣、延壽縣、葦河縣 三江省○富錦縣、同江縣、綏濱縣、蘿北縣、撫遠縣 間島省○全 省 新京特別市 四平市○長嶺縣、雙遼縣 吉林省○長春縣、蛟河縣、郭化縣

三泰産業株式会社	新京特別市日出町六六一	濱江省○肇東縣、肇州縣、郭爾斯後旗 龍江省○洮南縣、開通縣、大賚縣、白城縣、鎮東縣、安廣縣、瞻榆縣、醴泉縣 東安省○密山縣、林口縣、饒河縣 三江省○方正縣、依蘭縣、樺川縣、通河縣、湯原縣、鶴立縣 牡丹江省○寧安縣(一部)、東寧縣 熱河省○全 省 興安東省○全 省 興安西省○全 省 興安南省○全 省 興安北省○全 省 奉天省○鐵嶺縣、法庫縣、康平縣、瀋陽縣 錦州省○錦縣、興城縣、綏中縣、義縣、錦西縣、盤山縣、吐默特左旗 四平市○昌圖縣、梨樹縣 奉天省○新民縣、撫順縣 奉天省○遼陽縣、遼中縣 吉林省○德惠縣
大矢組株式会社	奉天省大和區松島町一九	
義和順株式会社	四平市 四條通 八	
株式會社高木商店	遼陽市協和區東二道街	
合資會社深尾洋行	遼陽市協和區義學街一段五六	
裕昌源株式會社	新京特別市日出町九ノ一五二	

三菱商事株式會社	新京特別市大同大街三〇一	奉天省○清原縣、興京縣、本溪縣 四平省○海龍縣、東豐縣 吉林省○永吉縣、扶余縣、乾安縣、郭爾旗前旗
益發合株式會社	新京特別市住吉町四六六	瀋江省○安遠縣、青岡縣、賓縣、東興縣、木蘭縣 北安省○綏化蒙縣、奎縣、海倫縣、綏稜縣、慶城縣、鐵 龍江省○龍江縣、泰來縣、景星縣 東安省○虎林縣、寶清縣、勃利縣、雞寧縣 牡丹江省○牡丹江市、寧安縣（一部）綏陽縣、穆稜縣、 穆陽縣 黑河省○全省（但除嫩江縣） 吉林省○農安縣
寶陸洋行	哈爾濱市道裡田地街六五	瀋江省○巴彥縣（巴彥地區） 北安省○北安縣、德都縣、克東縣、通北縣 龍江省○林甸縣、杜爾伯特旗
合名會社佐賀商店	哈爾濱市石頭道街九六	瀋江省○五常縣 瀋江省○哈爾濱市、阿城縣、巴彥縣、（興隆地區） 四平省○西安縣

日清實業株式會社	新京特別市富士町四六一六	吉林省○通陽縣、懷德縣 瀋江省○雙城縣 通化省○全省 安東省○全省 瀋江省○呼蘭縣、蘭西縣
合資會社須藤商店	哈爾濱市石頭道街一〇五	瀋江省○呼蘭縣、蘭西縣

二、棉實の收買

滿洲棉花株式會社	奉天市大和區楊武街興亞會館	全 滿
----------	---------------	-----

三、亞麻仁の收買

滿日亞紡織株式會社	哈爾濱市南崗大直街二二三	吉林省○全省 北安省○全省 龍江省○一部 龍江省○全省 東安省○全省 牡丹江省○全省 瀋江省○全省
-----------	--------------	---

鐘ヶ淵紡織株式會社	新京特別市大同大街四〇二	間島省〇全省
滿洲殖産工業株式會社	新京特別市大同大街三〇二海上ビル	通化省〇全省
		安東省〇全省
		龍江省〇一部
		興安南省〇全省
		興安東省〇全省

(備考) 康徳九年度と比較し變更せる點

特産物、糧穀の收買に於ては

1. 朝肥合資會社を削除し同社の地區を日清實業株式會社に追加す
2. 株式會社福田商店を削除し同社の地區を三菱商事株式會社に追加す
3. 益發合株式會社收買地區濱江省巴彥縣を分割し内興隆地區を佐賀商店に追加す

四、農産物(特産物及び糧穀) 收買資金貸出狀況

特産物及び糧穀收買資金に就て康徳九年度に於ける國內金融機關の貸出殘高を本行資金統制課調査資料に據れば康徳九年度に於ては四億圓台を乗せ、十年一月末には四億一百餘萬圓を算した。此内正金銀行が過半数を占め、之に亞いでは興銀及び本行の順位であり、普通銀行(主として共同融資)が最少である。

又貸出科目別を見れば當座貸越が主體を成し、之に亞いでは割引手形、爲替前貸、手形貸付等が交互に順位を決して居る。

次に康徳九年末現在に於ける收買資金貸出殘高の地方別割合を見れば、北滿に於ては一億九千餘萬圓(四九%)、中滿に於ては一億三千餘萬圓(三三%)、南滿に於ては七千三百餘萬圓(一八%)である。更に之を銀行別に見れば、北滿に於ては正金、興銀、中滿に於ては正金、興銀、南滿に於ては普銀、正金、興銀等が貸出の主體を成して居る。

次に收買資金の貸出先別殘高を見れば、康徳九年末に於ては康徳棧、三井物産、日清實業、益發合、大矢組、十年一月末に於ては三井物産、康徳棧、農産公社、日清實業、益發合、大矢組等の順位に貸出高が多額であつた。

右は國內所在銀行の收買資金貸出狀況であるが、此外關東州所在の日本側銀行九行及び本行、興銀等の收買資金としての放出額は康徳九年末に於て凡そ二億三千萬圓に達したるが爲め、之を合するときは六億數千萬圓にも及び更に十年一月末に於ては七億圓近くの貸出を見るの狀況であつた。

康徳十年度の 産物收買資金の貸出豫想額は目下策定中にして未だ決定には至らぬが、本年度農産物價格の地方的引上、増産蒐荷に伴ふ所要資金の増加等に依り、前年度より増額を見ることは明かである。

併して本年度對農産公社收買資金の最高融資額として今日豫想せらるるものは七億五千萬圓なるが、此外特約

收買人及棧糶棧筋の蒐荷所要資金は興農金庫、銀行等に対して需要せらるるを以て、之等を合するときは巨額に達するこゝは事實である。

右の如く康徳十年度に於ける農産物收買資金の放出は巨額に達する見込なるを以て、之が吸収に關して極めて眞剣なる努力の傾倒が要請さるる次第である。

(附) 康徳十年度新蒐荷対策の概要

決戦段階に突入し戦局の推移に伴ひて東亞共榮圈を通ずる戦時食糧対策の確立上、興農滿洲に負荷せられたる責務の愈々重大化したるこゝは周知の通りである。政府に於ては緊急を要する興農増産の目的完遂の爲め、凡ゆる方途を執りつつあるが特に本年に於ては當面の施策として(一)増産用種子の確保(二)出荷奨励金の交付、(三)農家生必物資の特配、(四)北滿等腹地帯農産物收買價格の調整、(五)粃收買價格の引上、(六)背後地出廻農産物驛出馬車賃の負擔調整(七)河節地帯出廻農産物の金利及び保管料の負擔調整(八)集團出荷の積極的遂行、(九)小作料の金納制及び代金納制の勵行等の措置を採るこゝになつた。(之が内容に付ては本年九月四日の省長會議に於ける興農部大臣の指示を参照せられ度し)

尙ほ本年度に於ては蒐荷対策強化に關聯して左の如く糶棧組合の強化も企圖せられた。

- (一) 糶棧組合にして現に出資に依る組合に非ざるものは特別の事情あるものの外總て出資組合たらしむるこゝ
- (二) 糶棧組合は原則として縣、旗を單位として結成せしむるものとし、省は能ふ限り現存市糶棧組合を縣、旗糶棧組合に統合せしむるこゝ
- (三) 市を包含する縣、旗糶棧組合が結成せられたる場合は、縣旗は市の行政區域内の農産物の蒐荷工作をも實施するこゝとし、市は縣、旗の蒐荷工作に密接なる協力を爲すべきこゝ
- (四) 省に於て糶棧組合の結成不可能なる場合又は不適當と認めたる場合は興農部の承認を受けたる上適當と認めたる者をして農産物の收買に當らしむるこゝ
- (五) 糶棧組合は農民に對する代金の支拂、農産物の荷受、保管、調製、袋詰等を能ふ限り交易場又は交易場最寄の場所に於て行ふ如く措置するこゝ
- (六) 糶棧組合は急速に人的整備を圖り、特に事務能力の向上を圖るべきこゝ

(溝口幸太郎)

統制産業調査に於ける資金・財務關係調査 の中間報告

目次

- 一、調査目的
- 二、調査經過
- 三、調査方法
 - 1. 調査地區及び調査時期
 - 2. 調査項目及び調査項目の説明
- 四、集計方法
 - 1. 業種別分類
 - 2. 資金統制法適用經營體並に非適用經營體に分し類たる理由
 - 3. 日滿系列、並に日滿系列を更に(2)の分類をなしたる理由
- 五、各調査項目の集計せる結果に對する概略的解説
 - 1. 資金需要額
 - 2. 需要資金調達
 - 3. 主要借入先別借入残高
 - 4. 貸借對照表(殘高試算表)

一 調査目的

戦時經濟の進展に伴ひ經濟統制は愈々擴大強化せられ矢繼早に統制法規の制定を見つつあるが、今次又産業統制法の制定となり重點を指向すべき産業又は能率の産業は益々之を育成し、不良産業は整理又は再編成し以て産業全般の健全なる發達を促進することとなつたのであるが、經濟統制は總て適確な資料統計に基礎を置いて立案せられ更にこれに基いて運営せられて始めて所期の目的を達成することが出来るのである。

因つて茲に詳細且新鮮な資料統計を得るため本調査を臨時に實施することとなつたのであるが、從來工場及事業場に關する定期的調査は工場調査規則及鑛業調査規則に基き全般的に施行せられて居るが、此等調査は過去の實績に重點が置かれて調査せられてゐるので、今次の統制産業調査は將來の計畫乃至趨勢を把握することに重點を置き兩調査を合して総合的な實態を深く把握し今後行はるべき諸種の統制運用の設定及遂行の基準とすべく意圖せられて居るのである。

二 調査經過

國務院訓令第二〇九號「統制産業調査に關する件」(康徳九年九月十七日)に先だち各省の調査責任者を新京に招致し、訓令の調査内容及び調査事項を説明し、中央側より各省に説明會に向く下準備其他を打合せ、(一)各地説明會に於ける説明質疑應答責任者を決定した。これに由り「資本財務關係」は中央銀行側に分擔せしめられることとなつた。各省の説明會は九月十一日より各省公署所在地に開催され十月初旬を以つて終了した。調査票は國務院訓令第二〇九號の規定に基き蒐集され、中央銀行に集計を命じたが本稿はこの中間報告で、既に統計處に報告済のものである。

三 調査方法

國務院訓令第二〇九號に於て調査方法の要綱を述べてゐるので中間報告としてこの本稿では「資本、財務」關係のみに關し解説する。

1. 調査地區及び調査時期

調査地區

調査地區は全滿とし、産業統制法の適用を受くる業種にして國務院訓令第二〇九號にこれ等業種を指定してゐる

るので、此處に省略する。

調査時期

- (イ) 主管部大臣の調査するもの……：康德九年十月末日
- (ロ) 主管部大臣が地方官廳を經由して調査するもの……：康德九年十月末日
- (ハ) 主管部大臣が指定團體又は會社を經由して調査するもの……：康德九年十一月十五日迄

2. 調査項目及び調査項目の説明

調査票は第一號調査票に於て資本財務關係の調査を行つたが、更に第一號票を甲票、乙票に分類し、甲票は會社組織の調査票、乙票は會社組織以外の調査票として調査の特殊性を把握することにした。尙ほ調査項目及び調査項目の説明を試みるに次の如くである。

第一號票(資本、財務)

一、企業形態

- (イ) 株式會社、合資會社、合名會社、組合、合股、個人等に區別して記入す
- (ロ) 組合の場合は列へば工業組合の如く組合の種類を記入すること、但し法人格を有するものに限る
- (ハ) 匿名組合、任意組合、兄弟商會等の如く二人以上の者の共同經營に依る場合も個人經營として記入

二、主要事業及附屬事業

當該企業體に於ける主たる事業を主要事業として記入すること尙二種以上の事業を併せ營む場合は其の各々の投下資本生産額の多少設備の大小等を參酌して主要と認めらるる事業一種を主要事業として記入し他は附屬事業として記入す

列

- (1) 主要事業……：穀類販賣業 附屬事業……：油房業
- (2) 主要事業……：鐵道業 附屬事業……：鐵道車輛製造業
- (3) 主要事業……：製粉業 附屬事業……：精米業
- (4) 主要事業……：炭礦業 附屬事業……：鐵精煉業

三、資金需要額

康德九年度は實行計畫を康德十年度は豫想計畫を記入す

四、需要資金調達

康德九年度は実績及實行計畫を記入し、康德十年度は豫想計畫を記入す

五、主要借入先別借入餘額

借入先別に本年三月末日現在の借入餘額を記入し且つ其の名稱を記入す

尙現在借入餘額なき場合も常時取引關係のあるものは其の旨附記する(一)

六、所屬工場及事業場

當該企業體に關する工場及事業場を全部記入す

七、資産(甲表會社の部)

(イ) 固定資産

使用財源にして若干の期間繼續して經營上の用に供する目的の資産を謂ひ調査票に特記せる科目の内容は左の通り

建物及工作物 建物、工作物、軌道、船渠

機械 機械、生産に供する設備及裝置

工具及什器 工具、諸具、及什器

特許權及營業權 特許權特許實施權、製造權、意匠權、營業權、租賦權、礦業權、探掘權

其他 福祉施設地上權又は借地權、建設假勘定

(ロ) 流動資産

製品 製品、副製品、半製品

貯藏品 金剛砂、減壓油、包装材料燃料の如き工場備品、工場需用品及用度品

現金及預金 現金、預金、振替貯金

受取手形 貸付の性質を有する手形上の債權は之を短期貸付金として「其他」に記入す
有價證券 一時的投資の目的を以て所有するもの

其他 短期貸付金(其の期日が次年度末以内に在るもの) 立替金、未収入金、特定資産勘定

(ハ) 投資

直系事業 資本の系統を同じくし、支配が直接的なるものにして通常親會社、子會社等稱せらるる事業體に對する出資金、出資に準ずる貸付金及長期貸付金(其の期日が次年末以後に在るもの)

傍系事業 資本及支配の系統が間接的なる事業體に對する出資金及長期貸付金

一般事業 直系、傍系以外の事業體に對する投資有價證券

其他 長期に亘る投資の目的を以て所有する國債地方債及國債等の投資有價證券

(ニ) 雜勘定 假勘定、未決算勘定、繰延勘定

八、負債(甲表會社の部)

(イ) 固定負債

社債 額面を以て記載す

長期借入金 其の期日次年度以後に在るもの

關係事業勘定、同系會社よりの借入金及營業上其他の債券

(ロ) 流動負債

短期借入金、其の期日が次年度中に到來するもの

未拂金、未拂金(買掛金を除く)、未拂工賃、社債未拂金、未拂配當金、受託販賣未拂金、未拂税金、未拂利息

支拂手形、借入の性質を有する手形上の債務は短期借入金に計上す

其他、銀行當座借越、預り金、従業員預金、従業員共済金、預り保證金、引當勘定、特定負債勘定

(ハ) 株主資本

拂込資本金、資産(借方)に計上せらるべき未拂込資本金、資本金の相殺額を記載す

積立金、法定積立金、別途積立金、配當平均積立金、偶發債務積立金、自家保險積立金、減債積立金

前期繰越金、借方に計上せらるべき繰越損失金あるときは負印(一)を附して記載す

当期利益金、借方に計上せらるべき当期損失金あるときは負印(一)を附して記載す

(ニ) 雜勘定、假勘定、未決算勘定、繰延勘定

九、資産(乙表會社以外の部)

(イ) 固定資産

營業用不動産、工場、事業場用土地、建物、及其の定著物並びに従業員住宅等

非營業用不動産、投資の目的に依る土地、建物等

(以下會社の部に準ず)

四 集 計 方 法

集計に當りては集計に先立ち、提出票の内容を審査點檢した。而して調査票の記入誤記、記入洩れ、記入不備を修正し、更に記入票内容の訂正を要すべき錯誤を來たしてゐる點は原票の報告數字を基礎とし適宜修正し出來得る限り厳正なる計數を得べく修正を試みた。尙ほ修正困難なる提出票、全然記入せざる提出票等、前者は可能なる範圍に於て補正加筆し、後者の場合は止むを得ず集計より落さざるを得なかつた。勿論連絡のされ得る範圍に於ては報告者及び報告團體に問合せ、集計數の安定を求めた。

調査票の内容に付き簡單なる説明をするに次の如くである。

(イ) 資金需要額

資金需要額の調査は康徳九年度、康徳十年度の兩年度に區分し、前記要領の調査を行つたが、康徳十年度分の資金計畫の見込立たざる箇所多く、提出調査票は康徳九年度の實行計畫乃至は見込を中心に報告してゐる。それ

に依り集計は康徳九年度に重點を置き集計を試みた。それよりして康徳十年度の資金需要額は其の意呼に於て各業種別計數と比較して検討され度

(ロ) 需要資金調達

需要資金調達も前者と同様なる結果を見てゐるので、計數の取扱方に留意され度

(ハ) 主要借入先別借入餘額：……(康徳九年三月末日現在)

本項目は借入先別名を提出者が報告してゐるが、集計に當りては別紙調査項目の調査分類のみの集計を行つた。

(ニ) 貸借対照表(残高試算表)：……(康徳九年三月末日)

本項目の調査は被調査側の不馴れの爲め、相當の補正を必要とした。補正を試みた多くは満系の提出票で、其の過半数は補正を要するものであつた。尙ほ「負債」勘定の「自己資本」中「利益勘定」は残高試算表又は利益計算が被調査者の不馴れの爲め、記入不可能、乃至は記入洩れ多く、「損益計算」調査項目にて補正出來得ざるものは、原票をそのまま集計せざるを得なかつた。

(ホ) 損益計算

本項目の集計は調査報告洩れ多く、且つ補正の材料少きため、集計を行はなかつた。

1. 業種別分類

産業別分類は左の方法にて行ひ、(一) 金屬工業 (二) 機械器具工業 (三) 化學工業 (四) 窯業及土石加工業 (五) 紡織工業 (六) 食品工業 (七) 瓦斯工業の七部門に屬する業種は報告書中には、其の分類番號を附し、集計報告した。

2. 資金統制法適用經營體並に非適用經營體に分類した理由

資金統制法の施行規則に於ては二十萬圓以上の經營體に付きては資金計畫(需要、調達)、並に貸借対照表、其他を求めて居り、其の結果數は別途集計されて其の全貌は判明してゐる。然し乍ら二十萬圓以下の經營體につきは資金統制法の適用外に置かれ、全然其の樣態を把握することが不可能であり、凡ゆる點よりこの調査が必要とされてゐるのである。これよりして集計に當り兩者の樣態が如何なる分布乃至は割合になつてゐるかを分析する必要を認め斯かる集計を行つたのである。

3. 日満系別、並に日満系別を更に(2)の分類をなしたる理由

提出票の分類に當りては、從來試みられなかつた資本出資別に依る經營體の日満系別の區分を試みた。日満系

別分類に當りては、提出票の「企業主名」、「資金調達」、「借入先別調」等に依り日満系の經營分類を行ひ、不明なる場合の少數なるものに對しては、「工場名簿」其他の資料に依り分類を試みた。「鮮系」の分類は行はず「日系」に包括して集計をなした。

尙ほ(2)の資金統制法の適用經營體並に非適用經營體の區分を更に日満系別に見るに如何なる分布になるや將來の參考となる點多きを思料し兩者の分類を加味して再集計を試みた次第である。

統制産業調査集計分類

金 工 屬 業

- (1) 鐵鋼精鍊業
- (2) 輕金屬精鍊業
- (3) 合金鐵製造業
- (4) 非鐵金屬精鍊業
- (5) 銀 銅 業
- (6) 鋼材壓延業
- (7) 鑄 銅 業
- (8) 鑄鐵管製造業

- (9) 可鍛鑄鐵業
- (10) 鋼索製造業
- (11) 銅黃銅及鉛壓延業

二、機 械 器 具 工 業

- (1) 蒸汽罐製造業
- (2) 原動機製造業(蒸汽タービン製造、蒸汽機關製造業、內燃機關製造業、水車製造業其他の原動機製造業)

- (3) 工作機械製造業
- (4) 工具製造業
- (5) 鑛山機器製造業
- (6) 農業用機器製造業
- (7) 精密機器製造業(精密測定機器、精密光學計器、精密光學機器及試驗機製造業、電氣計測機器及工業計測機器製造業其他精密機器製造業)
- (8) 電氣機器及通信機器製造業(電氣機器製造業、電氣通信機器製造業、電線製造業)
- (9) 鐵道車輛製造業

- (10) 自動車製造業
 - (11) 信號保安裝置製造業
 - (12) 造船業
 - (13) 生産機器製造業
 - (1) 兵器製造業
 - (15) 航空機製造業
 - (16) 其他機器製造業(運搬機製造業、水壓機製造業、風力機製造業、高壓機製造業、齒車製造業、ネジチ
エン及パネ製造業、土木用機械製造業、一般機械製造、醫療機器製造業其他)
- 三、化學工業
- (1) 曹達製造業
 - (2) 壓縮瓦斯製造業
 - (3) 有機合成品製造業
 - (4) 其他工業藥品製造業
 - (5) 鹽業(都合に依り集計せず)
 - (6) 染料及中間物製造業

- (7) 塗料顔料製造業
- (8) 火藥類製造業
- (9) マッチ製造業
- (10) 石油精製及人造石油製造業
- (11) 油房業
- (12) 大豆精白製造及加工業
- (13) 油脂加工業
- (14) パルプ製造業
- (15) 製紙業
- (16) 化學肥料製造業
- (17) コークス製造業
- (18) 煉炭製造業
- (19) ゴム及ゴム製品製造業
- (20) 合成樹脂製造及加工業
- (21) 炭素製品製造業

- (22) コールタール分溜物製造業
- (23) 醫藥品製造業
- (24) 人造纖維製造業

四、窯業及土石工業

- (1) 陶磁器製造業
- (2) 板硝子製造業
- (3) 硝子製品製造業
- (4) 普通煉瓦製造業
- (5) 耐火煉瓦及耐火物製造業
- (6) 特殊煉瓦製造業
- (7) セメント製造業
- (8) マグネシヤ燒成業
- (9) 珪瑯鐵器製造業
- (10) 石棉製品製造業
- (11) 滑石粉製造業

五、紡織工業

- (1) 紡績業 (綿絲紡績業、柞蠶紡績業、麻絲紡績業、毛絲紡績業其他紡績業)
- (2) 麻製線及麻綿製造業
- (3) 繰綿業
- (4) 織物業 (綿織物業、柞蠶織物業、麻織業、毛織物業、人造絹織物業、ステープルファイバー織物業、其他織物業)
- (5) 編織製造業
- (6) 絲布染色加工業
- (7) 製綿業
- (8) 燃絲業

六、食品工業

- (1) 製粉業 (都合に依り集計せず)
- (2) 澱粉製造業
- (3) 製糖業
- (4) 味噌醬油酢製造業

- (5) 麥酒製造業
 - (6) 飴製造業
 - (7) 罐詰瓶詰製造業
 - (8) 畜産食料品製造業
 - (9) 調味料製造業
 - (10) 製氷業
 - (11) 煙草製造業
- 七、瓦斯工業

1. 資金需要額

先づ康徳九年度の資金計畫を眺むるに、資金需要額は

二〇萬圓以上	八三五、七四四千圓	(四四五)
二〇萬圓以下	二二三、一一四千圓	(二、八〇一)
計	一、〇四八、八五八千圓	(三、二四六)

即ち報告企業数は三、二四六企業である。二〇萬圓以上の資金需要額は二割九分六厘を占め、二〇萬圓以下は二割四厘となり、資金統制法適用以外の資金二〇萬圓以下の製造工業の資金需要額は全體約二割強なる見込である。

更らにこれの内譯を見るに

(單位百萬圓)

二〇萬圓以上	設備資金		投資		運轉資金	其他		計
	三六〇	一〇九	一七	二一		一七〇	一〇	
二〇萬圓以下	四六九	三八	二八六	七二	一八〇	一、〇四八	二二三	一、〇四八
合計	八三五	二八六	一七〇	一〇	二二三	一、〇四八	二二三	一、〇四八

即ち右に依れば二〇萬圓以上は、設備資金に於て七割六分、投資は逆に二〇萬圓以上が低く、運轉資金に於ては七割九分を占めてゐる。

部門別に見て

(單位百萬圓)

金 屬 工 業	一三九	紡 織 工 業	一〇九
横 械 器 具 工 業	三〇五	食 料 品 工 業	二二一
化 學 工 業	一八六	瓦 斯 工 業	!
窯業及土石加工業	八五	計	一〇四八

みなつて居り、機械器具工業の資金需要額が一番高く、次に食料品工業、化學工業の額になつてゐる。又紡織工業、食料品工業は流動資金需要が高く、生協部門たる金屬、機械器具、化學、窯業及土石加工工業は設備資金需要が高く、金屬、機械器具工業はこの傾向が就中強い。

康德十年度の總資金需要額は、一二五、一九八千圓になつてゐるが、機械器具工業、食料品工業、化學工業の報告が相當落ちてゐるので一二億圓を康德九年度の計數より推して上廻るものと思料される。

尙ほ日滿系別に見て資金需要額は、康德九年度に於て

日	二〇萬圓以上	七九四萬圓	報告企業數
	二〇萬圓以下	七三三萬圓	(三六一)
滿	二〇萬圓以上	四一〇萬圓	報告企業數
	二〇萬圓以下	一三九萬圓	
總計	二〇萬圓以上	八三五萬圓	(二、三六〇)
	二〇萬圓以下	二一三萬圓	(四四五)
			(二、八〇一)

みなつて居り、二〇萬圓以上で日系は九割五分、二〇萬圓以下では三割四分、總體的に見て八割三分を日系が占めてゐる。

尙ほ統制事業の適用〇〇工場の康德九年度の需要資金實績は六億八千四百萬圓(一五三工場)にして、前記二〇萬圓以上の工場の資金需要の八割餘をこの〇〇工場が占めてゐることが判明した。

2. 需要資金調達

康德九年度の資金調達總額は

二〇萬圓以上	九二三、六八八千圓
二〇萬圓以下	二〇一、五〇九千圓
合計	一、一二五、一九八千圓

でこれを調達別に眺むるに別表の如く

自己資金	六八六、二七二千圓
外來資金	四三八、九二五千圓

で自己資金は全體の資金調達額の六割一分。外來資金は三割九分を云ふ分布になつてゐる。更らにこの内譯を眺むるに別表の如く

康徳九年度資金調達先別分布

總計	外來資金				自己資金		調達方法
	其他	其計	借入		合計	資本金	
			社債	銀行債			
100.0	0.8	0.4	36.7	1.3	62.4	43.9%	20萬圓以上
100.0	9.1	3.7	37.3	7.0	53.6	47.7%	20萬圓以下

即ち二〇萬圓以上に於ては自己資金調達の割合が二〇萬圓以下の夫れに比し遙かに高い、然し乍ら自己資本の割合は二〇萬圓以下が高くなつてゐる。

外來資金は二〇萬圓以上の夫れは、銀行が一番高く、其他、社債の順になつてゐるが二〇萬圓以下は、相對的に銀行の割合高く社債を除き、他は分散的である。

其他は二〇萬圓以下の夫れは相對的割合が高くなつてゐる。これを更に日滿系別に眺むるに次表の如くである。

康徳九年度資金調達先別分布（日滿系別）

外來	自己資金		調達方法
	合計	資本金	
社債	7.9	43.0%	日
銀行債	18.7	35.4%	
其他	62.6	16.7	系
合計	89.2	52.1	
社債	1.1	35.0%	滿
銀行債	1.1	18.0%	
其他	18.4	53.0	系
合計	20.6	53.0	

總計	資 金		
	他	共	
		計	財東預金
計	計	計	計
100.0	0.4	0.2	0.2
100.0	3.5	2.7	0.8
100.0	3.3	3.2	0.1
100.0	10.8	6.3	4.5
100.0	44.4	43.7	35.8

前表の如く日系二〇萬圓以上の企業に於ては「自己資金」の占むる調達形式高く、「外來資金」に於ける調達は「銀行」の地位を「其他」に全率になつてゐる點は二〇萬圓以上の企業に於ては「親會社」よりの融資借入形態多き關係に依るものである。上の點は「借入先別調」の説項で明されてゐる。二〇萬圓以下では「自己資金割合」は二〇萬圓以上より落ち「外來資金」に於ては「銀行」の地位高く、又「其他」の割合が高い點が指適される。「其他」借入金の多いのは、部門別に見て金屬、化學、食料品工業等である。

滿系の企業に於ける夫れは、二〇萬圓以上以下共に「自己資金」の割合は五三%餘になつてゐる。然し乍ら二〇萬圓以下では「株金徴收」形式に於ける調達割合が低く、經營組織形態が會社形態をさらざる關係より、自己資本の實動額が多いものと意料される。

「外來資本」に於て特に注目される點は滿系企業の特徴を反映し、財東借入金、商號借入金の%が高くなつて居る。且つ「其他」の調達%が高いのも亦二〇萬圓以下の調達方法の特徴を示すものと意料される次第である。

3. 借入先別借入残高

(イ) 借入資金別借入残高

康徳九年三月末日に於ける借入先別借入残高は

	金 額	割 合	借入企業數
設備資金借入金	三〇一、三〇六千圓	(四四%)	(三一四)
流動資金借入金	三八一、一六八	(五六%)	(一、六一〇)
合 計	六八二、四七四	(一〇〇%)	(一、九二四)

であり、流動資金借入残が設備の夫れに比し一二%高くなつてゐる。この傾向は資本金二〇萬圓以下の企業態に於て著しい點は注目される。

次に資本金二〇萬圓以上と夫れ以下との借入總額に於ける様態を見るに

	千圓	(%)	千圓	(%)
資本金二〇萬圓以上	二六七、九五八	(八九%)	三〇〇、五三四	(七九%)
資本金二〇萬圓以下	三三、三四八	(一一%)	八〇、六三四	(二一%)
合 計	三〇一、三〇六	(一〇〇%)	三八一、一六八	(一〇〇%)

右の如く資本金二〇萬圓以上の企業に於ては、設備資金に於ては約九割、流動資金に於ては八割三云ふ割合を占め、二〇萬圓以上の夫れが壓倒的割合を占めてゐる。
これを日満系別に見るに

	千圓	千圓	企業數
日系企業態	二六九、〇四一 (九〇%)	三一〇、〇七一 (八〇%)	(五〇三)
満系企業態	三二、二六五 (一〇%)	七一、〇九七 (二〇%)	(一、四二一)
合 計	三〇一、三〇六 (二〇〇%)	三八一、一六八 (二〇〇%)	(一、九二四)

即ち設備資金額に於ては日系企業は全體の九割、流動資金に於ては八割を占めて居り、總體的に満系企業に於ける流動資金額が高いのが窺はれる。特に次に述べる如く日系二〇萬圓以下満系二〇萬圓以上の企業に於て特にこの傾向が著しいのが指適される次第である。

尙ほこれを資本金二〇萬圓以上と以下に於ける日満系の借入額を眺むるに次の如くである。

	(企業數)	設備資金	流動資金
日系			
二〇萬圓以上	(二五三)	二六二、六一九	二八二、六三七
二〇萬圓以下	(二五〇)	六、四二二	二七、四三四
計	(五〇三)	二六九、〇四一	三一〇、〇七一

而して流動資金残が設備資金残に對し多き業種は紡織業(二〇萬圓以上)を筆頭に、機械器具工業(二〇萬圓以下)、食料品工業(二〇萬圓以上)の順序になつてゐる。更に日満系別に見て、機械器具工業(日系、二〇萬圓以下)、紡織工業(日系、二〇萬圓以上)、食料品工業(日系、二〇萬圓以上)に於て著しい點が窺はれる。

(ロ) 借入先別借入残分布

借入金借入先別分布は總體的に眺むるに、銀行が四九%、關係業者二四%、其他金融機關一〇%、財東其他九%餘、元請負業者の順序になつて居る。

残高を機關別に見るに、先づ設備資金に於ては「銀行」「關係業者」「其他金融機關」「其他(財東等)」、「親工場」の順になつて居り、流動資金残にては「銀行」が壓倒的地位を占め「關係業者」、「其他(財東等)」、「其他金融機關」の順序になつてゐる。

「元請負業者」に於ける借入分布は「親工場」の設備、流動資金借入残が壓倒的割合を占め、この傾向が資本金二〇萬圓以上の企業に於て特に著しい點は、今後の工業金融に於ける對策に種々研究すべき點を示してゐる。尙ほ「問屋」、「仲介業者」の借入残高は大體同額であり、而して兩者の残は二〇萬圓以下の企業に於て多き點

が示されてゐる。

次に各部門別に見るに、

金屬工業に於ては「銀行」並に「關係業者」の兩方が大部分を占め、且つ二〇萬圓以上の企業に於ては兩者が壓倒的であるが、二〇萬圓以下の企業借入残は問題にならぬ。

機械器具工業に於ける借入分布は廣く、先づ二〇萬圓以上の借入先残は「銀行」最も多く、次いで「元請業者」、更に「其他金融機關」「關係業者」の順序になつて居り、就中「親工場」の借入残中「流動資金残」の残高が多いのは注目されることである。而してこれは日系二〇萬圓以上の場合は、其の過半を「銀行」が占めてゐる點は興味ある分布である。

二〇萬圓以下の企業に於ては、「銀行」、「其他(財東)」及び「關係業者」が大部分を占め、前者に比し「其他(財東)」の地位が高いのが見受けられる。更にこれを日滿系別に見るならば日系企業に於ては「銀行」「其他(財東)」、「關係業者」の順になつてゐるが、「設備資金」残は「其他(財東)」、「關係業者」が他を壓して多き點は中小工業金融の形態を如實に示するところのものと思料される。滿系に於ては「銀行」、「其他(財東)」が大部分を示し、特に設備資金借入残は「其他(財東)」が銀行の夫れより多い點が指摘され興味ある點である。化學工業に於ては「銀行」、「關係業者」、「親工場」、「其他金融機關」、「其他(財東)」の順序になつてゐる。これを二〇萬圓以上に於て眺めるならば「銀行」、「親工場」「關係業者」、「其他金融機關」になつてゐる。此

處で「親工場」が異狀に多くなつてゐる點は「製紙業」に於ける借入が特に高き結果に依るもので、これを除けば「關係業者」、並に「其他金融機關」の割合が「銀行」に亞き高い。この傾向は日系企業に於てであるが、滿系企業に於ては、「銀行」が壓倒的割合になつてゐるのも興味ある比較である。

二〇萬圓以下の場合に於ては「銀行」に次ぎ「其他(財東)」「關係業者」の順になつて居り、「銀行」借入残に對比して二者の借入残が大體同額になつて居り、二〇萬圓以上の場合と比較して見て特徴ある傾向を示してゐる。これを日滿系別に見る時は日系に於ては「關係業者」「其他(財東)」が過半以上を占めてゐるに對し、滿系の場合は「銀行」が過半を占め、次いで「其他(財東)」が非常に高い割合を示してゐる。

窯業及土石加工業

窯業及土石加工業に於ては、「銀行」が過半を占め、後を「關係業者」「其他(財東)」が大體同額の割合に大部分を占むる分布になつてゐる。

二〇萬圓以上の企業に於ては「銀行」が首位を占め、「關係業者」、「其他(財東)」は同様な割合になつて居る。日滿系別に見る時は日系は前記の傾向にあるが、滿系の場合は大體「銀行」に集中してゐる。二〇萬圓以下の場合には日系は大體何れの借入残も同率に分布してゐるが、滿系の夫れは「其他(財東)」が首位を占め「銀行」「關係業者」の順序になつてゐる。滿系の「其他(財東)」が首位を占めてゐる理由は滿系の「一般煉瓦業」の借入形式を表示しての數字である。

紡織工業に於ては「銀行」「其他金融機關」に借入残が集中し「元請業者」關係の借入残が非常に低い點が其の特徴で、二〇萬圓以上の企業に於ては、「銀行」「其他金融機關」に借入残が集中してゐる、日系がこれであるが、満系の場合は分散的である。二〇萬圓以下は満系の借入形態分布數を表示して「其他(財東)」の借入残に借入額が集中してゐる點は非常に興味ある點である。

食料品工業に於ては「銀行」「關係業者」に残が集中し、紡織工業の場合と同様「元請業者」の借入残が低い。二〇萬圓以上の夫れは、日系は、「銀行」「關係業者」に残が集中してゐるが、満系は過半が「銀行」借入残となつて居り。二〇萬圓以下にあつては、日系は「銀行」が首位を占め、他は分散形態をまつて居り、満系の場合は「其他(財東)」「關係業者」の残が壓倒的である。これは食料品工業の經營體が中小形態に於て多數存在する結果を表示してゐる關係に依るものである。

4. 貸借對照表 (殘高試算表)

貸借對照表集計件數は次の如くである

二〇萬圓以上	四四四
二〇萬圓以下	二、七六六
計	三、二一〇

であり。

日滿系別に見ては

日系	二〇萬以上	三六五
	二〇萬以下	四八〇
満系	二〇萬以上	七九
	二〇萬以下	二、二八六

である。

右の報告票の集計數は別表の如く

總資産勘定は 四、二〇四、四二七千圓

自己資本合計は二、三六〇、四七三千圓

にある。これを二〇萬圓以上と以下に區分して見るに

二〇萬圓以上	三、七六九、九一四千圓	總資産勘定	(九〇)%	二、〇七六、三六八千圓	自己資本	(八八)%
二〇萬圓以下	四三四、五一三千圓		(一〇)	二八四、一〇五千圓		(一二)
計	四、二〇四、四二七千圓		(一〇〇)	二、五六〇、四七三千圓		(一〇〇)

であるが更に日滿系別に見るに

日	系	三、八九一、四一八千圓	(九三)%	二、一九六、八〇八千圓	(九二)%
満	系	三三三、〇〇九千圓	(一七)	一六三、六六五千圓	(八)
計		四、二〇四、四二七千圓	(二〇〇)	二、三二〇、四七三千圓	(二〇〇)

日満系票別の二〇萬圓以上以下の内容は別表の如くである

次に「資産」勘定より内容を見るに、固定資産は一八億萬圓にして二〇萬圓以上の企業の夫れは九割餘に當り、日満系別に見ては日系は一七億萬圓にして、満系の夫れは一三百萬圓にして一割に満たない、「流動資金」に於ては二〇萬圓以上は八割七分を占め、二〇萬圓以下は一割三分三厘流動率が高い、これは別表の如く満系の企業に於て特に高い結果に依るものである。試みに日満系別の流動比率を掲ぐるに次の如くである。

		固定資産	税率資産	計
日	二〇萬圓以上	五〇%	五〇%	一〇〇%
	二〇萬圓以下	四一%	五九%	一〇〇%
平	均	四九%	五一%	一〇〇%
満	二〇萬圓以上	四一%	五九%	一〇〇%
	二〇萬圓以下	四〇%	六〇%	一〇〇%
平	均	四〇%	六〇%	一〇〇%

即ち右の如く満系の流動比率が非常に高い點が窺はれる。

これを業種別、日満係別に見て特に高いと思はれるものは、化學工業の日満兩企業、食料品工業の二〇萬圓以上、並に満系の二〇萬圓以上及び以下である。紡織業は紡織工場の季節的原棉手持増に依り流動率が高く出てるのである。化學工業は油房關係に於て成品並に原料手持増が季節的に多き關係、食料品工業に於ては味噌醬油製造業の原材料手持増と言ふ季節的關係に支配されて、兩部門とも流動率が異状に高くなつてゐる。

一方生産擴充を反映し金屬工業、窯業及土石加工業(主としてセメント業)が流動率が低く出てる點は注目される。

機械器具工業に於ける日系企業の流動率高きは全般的に手持原材料の金額が高い結果に依るものであり、今後種々研究さるべき點と史料される次第である。

次に「投資勘定」を見るに、各部門の總投資額は二億五千萬圓餘である。勿論この計數には重複計算されてゐる部分が多量存するものと推定されるが、これは一應別として二〇萬圓以上と以下の投資金額の様相は

二〇萬圓以上	二一五、六五七千圓	(八五%)
二〇萬圓以下	三七、七三一千圓	(一五%)
計	二五三、三八八千圓	(一〇〇%)

であり日満系別に見て

日	系	二三三、八七六千圓	(九二%)
満	系	一九、五一二千圓	(八%)
計		二五三、三八八千圓	(一〇〇%)

で總投資額に於ける満系の投資額は非常に低い點が首肯される次第である。

「負債勘定」を見るに

固	定	負	債	五八五百万圓
流	動	負	債	一、〇七六百万圓

である。

而して固定負債は日系が壓倒的に高く九割以上を占めてゐる。流動負債に於ても全様であり、固定負債の夫れよりも更らに率が高い點は注目されることである。

次に「自己資金」の説明に移るが、先づ「資本金及び拂込資本金」は

	資本金又拂込資本金	企業數	割合
二〇萬圓以上	一、八二九、八五八千圓	(四四)	(八八%)
二〇萬圓以下	二三九、三九二千圓	(二、七六六)	(一二%)
計	二、〇六九、二五〇千圓	(三、二二〇)	(一〇〇%)

であり更に日滿系別に見るに

日	系	一、九二九、三三八千圓	(八四五)	(九三%)
満	系	一三九、九一二千圓	(二、二八六)	(七%)
計			(三、二二〇)	(一〇〇%)

ミなつて居り「満系」資本金及拂込資本金が非常に低い點が指適される。

「利益金」は計算期間が集計原數票に於て異なるので、種々推論することは困難であるが、利益金集計數は

二〇萬圓以上	一〇二、七三八千圓
二〇萬圓以下	三五、九一五千圓
計	一三八、六五三千圓

であり、日滿系別に見て

日	系	一三〇、四九九千圓
満	系	八、一五四千圓

ミなつてゐる。

(木 暮 秀 雄)

統制産業調査資金・財務關係諸表

目次

- (1) 資金需要額表
 - (A) 資本金二〇萬圓以上、以下區分表
 - (B) 資本金二〇萬圓以上、以下區分、日滿系別表
- (2) 需要資金調達表
 - (A) 資本金二〇萬圓以上、以下區分表
 - (B) 資本金二〇萬圓以上、以下區分、日滿系別表
- (3) 主要借入先別借入残高表
 - (A) 資本金二〇萬圓以上、以下區分表
 - (B) 資本金二〇萬圓以上、以下區分、日滿系別表
- (4) 貸借對照表(残高試算表)
 - (A) 資本金二〇萬圓以上、以下區分表

- (B) 資本金二〇萬圓以上、以下區分、日滿系別表
- (註)(イ) 調査地區、調査時期、調査項目及び其の解説に付きては別冊報告書の(三)「調査方法」(1)、(2)を参照のこと
- (ロ) 業種別分類、資本金二〇萬圓以上、以下區分、日滿系別區分等に付きては全上報告書(四)集計方法、(1)、(2)、(3)を参照のこと

(A) 産業統制法適用事業体資

(康徳九年度)

部門別	資本區分 目 類 系 別	資 金			
		康徳九年度(實績豫定)			
		設 備	投 資	運 轉	其 他
金 屬	20萬圓以上(17)	193,276,000	—	31,314,450	5,214,400
	20萬圓以下(2)	2,000	50,000	1,000	—
工 業	計 (19)	193,277,000	50,000	31,315,450	1,814,400
機 械	20萬圓以上(109)	53,107,000	2,170,000	48,987,000	102,964,000
	20萬圓以下(406)	44,954,000	3,546,000	8,372,000	2,198,000
工 業	計 (515)	137,161,000	5,716,000	57,359,000	105,162,000
化 學	20萬圓以上(122)	76,812,013	3,419,403	40,442,832	7,859,594
	20萬圓以下(636)	24,657,308	2,476,996	30,485,081	819,247
工 業	計 (758)	101,469,321	5,896,399	70,927,913	8,678,841
窯 業	20萬圓以上(78)	36,205,000	967,000	20,485,550	10,837,600
	20萬圓以下(487)	7,420,000	2,850,000	5,257,000	1,756,000
工 業	計 (565)	43,625,000	3,826,000	25,742,550	12,593,600
紡 織	20萬圓以上(56)	28,718,428	8,762,250	22,536,659	12,045,301
	20萬圓以下(520)	14,662,973	3,466,322	15,849,491	3,647,726
工 業	計 (576)	42,846,501	12,258,572	38,386,150	15,693,027
食 料 品	20萬圓以上(62)	23,222,501	2,024,032	123,311,262	31,785,000
	20萬圓以下(750)	18,258,171	8,687,988	12,897,760	1,651,291
工 業	計 (812)	41,480,672	10,712,120	136,209,022	33,436,291
瓦 新 工 業	20萬圓以上(1)	5,000	—	1,000	3,000
	計 (1)	5,000	—	1,000	3,000
總 計	20萬圓以上(445)	360,813,942	17,342,685	286,878,753	177,708,895
	20萬圓以下(2,801)	199,063,462	22,116,306	72,892,335	10,720,264
	合 計 (3,246)	469,877,404	38,458,991	359,771,088	188,429,159

金 計 畫 實 績 豫 定 表

康徳十年度)

(單位=圓)

計	需 要				
	康徳十年度(豫定)				
	設 備	投 資	運 轉	其 他	計
139,803,850	158,752,000	150,000	22,668,001	3,503,500	185,053,500
53,000	24,000	50,000	32,000	—	106,000
139,856,850	158,776,000	200,000	22,680,000	3,503,500	185,159,500
247,228,000	84,721,000	2,145,000	36,566,000	75,122,000	208,854,000
58,170,000	18,057,000	4,253,000	10,076,000	2,247,000	34,633,000
205,398,000	112,778,000	6,398,000	46,642,001	77,369,000	243,487,000
128,533,842	107,187,143	1,453,000	54,197,000	70,031,600	172,868,743
58,438,635	11,971,031	2,781,914	15,252,891	1,768,515	31,774,351
188,972,477	12,158,174	4,234,914	69,449,891	11,800,115	204,643,094
68,295,150	29,207,000	1,409,000	11,343,000	10,793,500	52,752,500
17,292,000	8,244,000	2,532,000	5,838,000	1,683,000	18,297,000
85,587,150	37,451,000	3,941,000	17,181,000	12,476,500	71,049,500
71,531,638	51,362,028	6,752,750	18,243,000	12,533,000	88,910,778
37,655,612	15,718,213	3,672,386	18,843,334	4,959,173	41,193,106
109,187,250	67,080,241	10,425,136	37,086,334	15,512,173	130,103,884
180,342,795	34,462,387	1,551,000	142,155,500	39,717,002	217,885,887
41,505,210	18,665,900	6,991,507	14,217,166	2,100,344	41,964,917
221,848,005	53,118,287	8,452,507	156,312,666	41,817,344	259,850,804
9,000	7,000	1,000	2,000	—	10,000
9,000	7,000	1,000	2,000	—	10,000
835,744,276	475,698,558	13,461,750	285,454,500	151,720,600	926,335,408
213,114,457	72,670,144	20,280,807	64,259,391	10,758,032	167,968,374
1,048,858,732	548,368,702	33,742,557	349,713,891	162,478,632	1,094,303,782

(B) 產業統制法適用專業體資

(康德九年度)

部門別	資本區分 日滿系列	資 金			
		康德九年度(實績豫定)			
		設 備	投 資	運 轉	其 他
企業	20萬圓以上(日)(16)	103,245,000	—	30,477,450	5,053,400
	20萬圓以下(日)(1)	2,000	—	1,000	—
	小 計 (17)	103,247,000	—	30,478,450	1,653,400
	20萬圓以上(滿)(1)	30,000	—	837,000	161,000
	20萬圓以下(滿)(1)	—	50,000	—	—
工業	小 計 (2)	30,000	50,000	837,000	161,000
	計 (19)	103,277,000	50,000	31,315,450	1,814,400
機械器具	20萬圓以上(日)(100)	92,169,000	1,969,000	48,539,000	102,924,000
	20萬圓以下(日)(121)	36,523,000	1,308,000	3,304,000	1,298,000
	小 計 (221)	128,692,000	3,277,000	51,843,000	104,222,000
	20萬圓以上(滿)(9)	938,000	201,000	448,000	40,000
	20萬圓以下(滿)(285)	7,531,000	2,238,000	5,068,000	900,000
工業	小 計 (294)	8,469,000	2,439,000	5,516,000	940,000
	計 (515)	137,161,000	5,716,000	57,359,000	105,162,000
化學	20萬圓以上(日)(97)	74,718,013	3,123,409	33,700,892	7,732,594
	20萬圓以下(日)(56)	10,318,469	576,481	3,229,000	26,500
	小 計 (153)	84,436,482	3,699,890	36,929,892	7,759,094
	20萬圓以上(滿)(25)	2,634,000	266,000	6,742,000	127,000
	20萬圓以下(滿)(280)	14,338,839	1,900,519	27,256,081	792,747
工業	小 計 (758)	16,972,839	2,166,519	33,988,081	919,747
	計 (758)	101,469,321	5,866,409	70,927,916	8,678,841
窯業	20萬圓以上(日)(63)	34,505,000	872,000	19,004,550	10,522,600
	20萬圓以下(日)(101)	3,030,000	917,000	1,874,000	529,000
	小 計 (164)	37,535,000	1,789,000	20,878,550	11,051,600
	20萬圓以上(滿)(15)	1,700,000	95,000	1,281,000	535,000
	20萬圓以下(滿)(386)	4,390,000	1,842,000	3,383,000	1,227,000
工業	小 計 (401)	6,090,000	2,037,000	4,664,000	1,542,000
	計 (656)	43,625,000	3,826,000	25,542,550	12,593,600
紡織	20萬圓以上(日)(38)	18,693,000	7,815,000	13,592,863	11,265,000
	20萬圓以下(日)(25)	1,269,974	228,000	720,231	205,462
	小 計 (63)	19,962,974	8,043,000	14,313,094	11,470,462
	20萬圓以上(滿)(18)	9,494,428	947,250	8,643,699	780,301
	20萬圓以下(滿)(495)	13,592,049	3,268,122	15,129,260	3,442,264
工業	小 計 (513)	22,886,527	4,215,372	23,772,956	4,222,565
	計 (376)	42,849,501	12,215,572	38,386,150	15,693,027

金計畫實績豫定表

(康德十年度)

(單位=圓)

計	需 要				
	康德十年度(豫定)				
	設 備	投 資	運 轉	其 他	計
138,775,850	158,672,000	150,000	21,638,000	3,503,500	184,023,500
3,000	4,000	—	2,000	—	6,000
138,778,850	158,676,000	150,000	21,700,000	3,503,500	184,029,500
1,028,000	80,000	—	950,000	—	1,030,000
50,000	20,000	50,000	30,070	—	100,000
1,078,000	100,000	50,000	980,000	—	1,130,000
139,856,850	158,776,000	200,000	22,680,000	3,503,500	185,159,500
245,601,000	93,642,000	2,105,000	36,398,000	75,122,000	207,267,000
42,433,000	10,534,000	1,903,000	4,511,000	1,202,000	18,150,000
288,034,000	104,176,000	4,408,000	40,909,000	76,324,000	225,417,000
1,627,000	1,079,000	40,000	468,000	—	1,587,000
15,737,000	7,523,000	2,350,000	5,565,000	1,045,000	16,483,000
17,364,000	8,602,000	2,390,000	7,033,000	1,045,000	18,070,000
305,398,000	112,778,000	6,398,000	46,942,000	77,369,000	243,487,000
118,734,842	103,400,643	1,253,000	49,077,000	9,301,600	163,532,243
14,150,450	7,340,000	703,000	5,067,000	125,000	13,235,000
32,885,292	110,740,643	1,956,000	54,144,000	9,926,600	176,767,243
9,799,000	3,786,500	200,000	5,120,000	230,000	9,336,500
44,288,185	4,631,031	2,078,914	10,185,891	1,643,515	18,539,351
54,087,185	8,417,531	2,278,914	15,305,891	1,673,515	27,875,851
186,972,477	119,158,174	4,234,914	69,449,891	11,800,115	204,643,094
64,903,150	26,424,000	879,000	9,732,000	10,412,500	47,447,500
6,350,000	3,881,000	966,000	2,156,000	419,000	7,402,000
71,253,150	30,285,000	1,845,000	11,888,000	10,831,500	54,849,500
3,391,000	2,783,000	530,000	1,611,000	381,000	5,305,000
10,942,000	4,383,000	1,568,000	3,682,000	1,264,000	10,895,000
14,333,000	7,166,000	2,096,000	5,293,000	1,645,000	16,200,000
85,587,150	37,451,000	3,941,000	17,181,000	12,476,500	71,049,500
51,665,983	40,757,000	5,717,000	934,800	11,855,000	70,542,000
2,423,667	1,486,000	140,000	13,147,800	247,920	2,809,370
54,089,635	42,243,650	5,857,000	6,030,000	12,102,920	73,351,370
19,865,675	10,605,028	1,035,750	17,908,534	698,000	18,368,778
35,231,945	14,231,563	3,532,386	17,908,534	2,711,253	38,383,736
55,097,620	24,836,591	4,568,156	23,938,834	3,409,253	56,752,514
109,187,250	67,080,241	10,425,136	37,086,339	15,512,173	130,103,884

(R) 産業統制法適用事業體

(康 德 九 年 度)

部門別	資本區分 日滿系列	資 金			
		康 德 九 年 度 (實績豫定)			
		設 備	投 資	運 轉	其 他
食料品 工業	20萬圓以上(日) (46)	21,457,481	777,673	121,212,662	31,035,000
	20萬圓以下(日) (137)	4,750,835	687,653	2,032,510	298,070
	小 計 (183)	26,208,316	1,465,226	123,252,172	31,333,070
	20萬圓以上(滿) (16)	1,765,020	1,246,359	2,098,600	750,700
	20萬圓以下(滿) (613)	3,517,336	8,000,335	10,858,250	1,353,221
	小 計 (629)	15,282,356	9,246,694	12,956,830	2,103,221
計 (812)	41,490,672	100,722,020	136,209,022	33,436,291	
瓦 斯 工業	20萬圓以上(日) (1)	5,000		1,000	3,000
	計				
	20萬圓以上(日) (361)	344,252,494	14,557,076	266,828,457	168,555,594
總 計	20萬圓以上(滿) (84)	16,561,448	2,785,609	2,050,296	2,123,301
	小 計 (445)	360,813,942	17,342,685	288,878,753	170,708,895
	20萬圓以下(日) (441)	55,894,728	3,717,134	11,167,741	2,357,032
合 計 (3,246)	20萬圓以下(滿) (2,360)	53,169,274	17,399,172	61,694,594	17,715,232
	小 計 (2,801)	109,063,552	21,116,306	72,862,335	10,072,264
	合 計 (3,246)	469,877,494	38,458,991	359,741,088	180,781,151

資金計畫實績豫定表

康 德 十 年 度

(單位=圓)

計	需 要				
	康 德 十 年 度 (豫 定)				
	他 其	轉 運	資 投	備 設	計
174,482,816	32,006,000	478,000	139,530,000	38,217,000	210,321,000
7,776,068	5,506,567	481,184	2,788,700	388,500	9,124,952
182,258,884	37,602,567	909,185	142,318,700	38,615,500	219,445,952
5,859,979	2,366,387	1,073,000	2,625,500	1,501,000	7,564,887
33,729,142	13,149,333	6,560,322	11,428,466	1,701,844	32,839,965
39,589,121	15,515,720	7,633,322	14,053,966	3,201,844	40,404,852
221,848,005	53,118,237	8,542,507	156,372,666	41,817,344	259,850,804
9,000	7,000	2,000	2,000		10,000
794,173,621	454,938,643	10,583,000	268,650,000	148,911,600	833,143,243
41,570,654	20,699,915	2,878,750	16,804,500	2,809,000	43,192,165
835,744,275	475,638,558	13,461,750	285,454,500	151,720,600	926,335,408
73,136,185	28,732,217	4,143,185	15,459,500	2,392,420	50,727,322
189,978,272	43,937,927	16,137,622	48,799,891	8,365,612	117,241,052
213,114,457	72,670,144	20,230,807	64,259,391	10,758,032	167,968,374
1,048,855,732	548,368,702	33,742,557	349,713,891	162,478,632	1,094,303,778

(A) 產業統制法適用事業體

(康德九年度)

部門別	資本區分 日滿系別	資 金			
		康德九年度 (豫定)			
		自己資金		外來資金	
		資本金	株金徴收	借入金	銀行
金 工 業	20萬圓以上 (17)	56,407,850	10,200,000	32,030,000	9,930,000
	20萬圓以下 (2)	2,000	—	—	1,000
	計 (19)	56,409,850	10,200,000	32,030,000	9,931,000
機械器具工業	20萬圓以上 (109)	112,052,000	46,790,000	37,850,000	24,738,000
	20萬圓以下 (406)	12,411,000	3,572,000	153,000	5,422,000
	計 (515)	124,463,000	50,362,000	38,003,001	50,160,000
化學工業	20萬圓以上 (122)	62,110,000	64,679,000	130,000	36,254,000
	20萬圓以下 (636)	31,203,750	2,973,000	440,000	17,429,103
	計 (758)	93,313,750	67,652,000	570,000	53,683,103
窯業土石工業	20萬圓以上 (78)	21,772,150	12,135,000	120,000	17,688,000
	20萬圓以下 (487)	8,258,000	1,952,000	54,000	2,160,000
	計 (565)	30,029,150	14,087,000	174,000	19,848,000
紡織工業	20萬圓以上 (56)	24,924,180	26,065,000	—	30,417,926
	20萬圓以下 (520)	23,688,799	815,000	630,000	12,144,806
	計 (576)	48,612,979	26,880,000	630,000	42,262,732
食料品工業	20萬圓以上 (62)	128,649,450	11,875,000	—	20,765,780
	20萬圓以下 (750)	20,869,780	2,863,000	30,000	4,250,299
	計 (812)	149,519,230	14,738,000	30,000	25,016,079
瓦斯業	20萬圓以上 (1)	2,000	3,000	—	—
	計 (1)	2,000	3,000	—	—
	20萬圓以上 (445)	405,917,680	171,747,000	70,130,000	139,523,766
20萬圓以下 (2,801)	86,433,329	12,175,000	1,307,000	41,377,208	
計 (3,246)	502,350,959	183,922,000	71,437,000	180,900,914	

資金計畫實績豫定表 (1)

康德十年度

調					達	
外 來 資 金					計	
財 東	商 號	其 他	財 預			
			東 金	其 他		
—	—	40,740,000	—	—	149,307,850	
—	—	—	—	—	3,000	
—	—	40,740,000	—	—	149,310,850	
715,000	300,000	23,471,000	412,000	761,000	247,029,000	
1,273,000	914,000	6,414,000	1,461,000	804,000	32,424,000	
1,988,000	1,214,000	29,885,000	1,873,000	1,565,000	279,513,000	
248,643	430,000	18,212,000	1,202,599	642,600	183,908,842	
3,417,745	1,061,990	1,509,070	1,987,771	4,571,181	66,099,543	
3,666,388	1,491,980	21,227,000	3,190,370	5,213,784	250,008,835	
20,000	81,000	18,333,000	140,000	270,000	70,559,150	
638,000	992,000	1,509,000	793,000	1,496,000	17,852,000	
658,000	1,073,000	19,842,000	933,000	1,766,000	88,411,150	
755,500	149,558	7,064,000	381,571	560,600	90,048,335	
3,633,500	3,867,808	912,000	1,999,026	1,765,458	49,426,397	
4,389,000	4,017,366	7,976,000	2,380,597	2,326,059	199,474,732	
150,540	13,500	21,134,000	25,000	152,525	182,765,795	
2,286,652	1,328,566	1,361,000	1,221,731	1,493,771	35,704,799	
2,437,192	1,342,066	22,495,000	1,246,731	1,646,296	218,470,594	
—	—	5,000	—	—	10,000	
—	—	5,000	—	—	10,000	
1,389,683	974,058	123,959,000	2,161,170	922,386,725	923,688,972	
11,248,897	8,164,364	13,211,000	7,462,728	10,130,143	201,509,739	
13,138,580	9,138,422	142,170,000	9,623,698	12,517,138	11,25,193,711	

(A) 産業統制法適用事業体

(康德九年度)

部門別	資本區分 日滿系列	資 金			
		康 德 十 年 度			
		自 己 資 金		借	
		資本金	株金徴収	社 債	銀 行
金 屬 業	20萬圓以上 (17)	68,572,500	8,000,000	51,550,000	8,980,000
	20萬圓以下 (2)	50,000	—	—	2,000
	計 (19)	68,622,500	8,000,000	51,550,000	8,982,000
機 械 器 具 業	20萬圓以上 (109)	89,256,000	20,126,000	315,315,000	47,873,000
	20萬圓以下 (406)	13,265,000	7,744,000	145,000	5,836,000
	計 (515)	102,521,000	27,869,000	460,000	53,709,000
化 學 業	20萬圓以上 (122)	65,493,000	53,713,000	1,530,000	40,498,000
	20萬圓以下 (636)	9,383,300	4,038,000	—	13,886,344
	計 (758)	74,876,300	57,751,000	1,530,000	54,384,344
窯 業 土 石 業	20萬圓以上 (78)	29,174,500	16,545,000	2,950,000	33,020,000
	20萬圓以下 (487)	8,343,000	1,509,000	120,000	2,800,000
	計 (565)	37,517,500	18,054,000	3,070,000	5,820,000
紡 織 業	20萬圓以上 (56)	19,651,000	30,613,000	—	36,811,500
	20萬圓以下 (520)	22,487,800	1,405,000	530,000	13,186,206
	計 (576)	42,138,800	32,018,000	530,000	49,997,706
食 料 品 業	20萬圓以上 (62)	147,843,000	34,930,000	50,000	22,022,500
	20萬圓以下 (750)	20,440,184	4,249,000	140,000	6,504,500
	計 (812)	468,283,184	39,179,000	190,000	28,527,000
瓦 斯 業	20萬圓以上 (1)	2,000	3,000	—	6,000
	計 (1)	2,000	3,000	—	6,000
	20萬圓以上 (445)	419,992,000	163,929,000	56,395,000	195,211,000
20萬圓以下 (2,801)	73,969,294	18,945,000	935,000	42,225,050	
計 (3,246)	593,961,294	182,874,000	37,330,000	201,436,050	

資金計畫實績豫定表

康 德 十 年 度 (1)

(單位=圓)

調		達			計
(豫 定)					
入 金			財 預	其	
財 東	商 號	其 他	金	他	
—	—	55,001,000	—	—	192,103,000
—	50,200	—	—	—	122,000
—	50,000	55,001,000	—	—	192,005,500
520,000	140,000	46,987,000	600,000	730,000	200,256,000
1,742,000	1,074,000	2,983,000	1,214,000	1,160,000	35,163,000
2,262,000	1,214,000	49,680,000	1,814,000	1,890,000	241,419,000
346,643	50,000	13,637,000	1,176,000	1,245,000	182,688,643
766,034	1,250,065	1,055,000	979,370	811,300	32,170,413
1,112,677	1,300,065	19,692,000	2,155,370	2,056,300	214,868,056
225,000	80,000	1,715,000	124,000	570,000	54,403,500
740,000	956,000	1,809,000	749,000	1,538,000	18,564,000
965,000	1,036,000	3,524,000	873,000	2,108,000	72,967,500
785,757	100,000	886,000	450,000	594,021	89,891,278
3,057,838	3,799,128	701,000	2,669,581	1,634,980	49,471,533
3,843,595	3,899,228	1,587,000	3,119,581	2,229,001	133,362,811
150,540	12,500	17,004,000	—	105,347	222,117,887
3,057,838	1,188,690	1,536,200	1,150,879	1,970,339	39,287,014
2,257,961	1,201,190	18,540,000	1,150,870	2,075,686	261,404,901
—	—	—	—	—	11,000
—	—	—	—	—	11,000
2,027,940	382,500	139,940,000	2,350,000	3,244,368	947,471,808
8,413,293	8,317,883	8,084,000	2,762,281	7,114,619	174,766,960
10,441,233	18,700,393	801,424,000	9,112,281	10,358,987	1,122,238,768

(B) 産業統制法適用事業体資

(康德九年度)

部門別	資本區分 日滿系別	資 金			
		康 德 九 年 度			
		自 己 資 金		外 債	
		資 本 金	式金徴収	社 債	銀 行 借
金 融 業	20萬圓以上(日) (16)	56,329,850	10,200,000	32,030,000	9,080,000
	20萬圓以下(日) (1)	2,000	—	—	1,000
	小 計 (37)	56,331,850	10,200,000	32,030,000	9,081,000
	20萬圓以上(滿) (1)	78,000	—	—	850,000
	20萬圓以下(滿) (1)	—	—	—	—
	小 計 (2)	78,000	—	—	850,000
	計 (19)	56,409,850	10,200,000	32,030,000	9,931,000
機 械 器 具 工 業	20萬圓以上(日) (100)	111,220,000	46,790,000	37,358,000	24,451,000
	20萬圓以下(日) (121)	4,568,000	2,564,000	75,000	2,393,000
	小 計 (221)	115,788,000	49,354,000	37,925,000	26,844,000
	20萬圓以上(滿) (9)	832,000	—	—	287,000
	20萬圓以下(滿) (289)	7,843,000	1,008,000	78,000	3,029,000
	小 計 (294)	8,675,000	1,008,000	78,000	3,316,000
	計 (515)	124,463,000	50,362,000	38,003,000	30,160,000
化 學 工 業	20萬圓以上(日) (97)	57,771,000	63,429,000	130,000	32,183,000
	20萬圓以下(日) (56)	4,610,500	2,346,000	—	6,161,500
	小 計 (153)	62,381,500	65,775,000	130,000	38,344,501
	20萬圓以上(滿) (25)	4,399,000	1,250,000	—	4,071,000
	20萬圓以下(滿) (589)	26,593,250	627,000	440,000	11,267,603
	小 計 (605)	30,992,250	1,877,000	440,000	15,338,603
	計 (758)	93,373,750	67,652,000	570,000	53,683,103
窯 業 十 石 工 業	20萬圓以上(日) (63)	20,962,150	11,155,000	120,000	17,133,000
	20萬圓以下(日) (101)	2,837,000	975,100	10,000	1,093,000
	小 計 (164)	23,848,150	12,110,020	130,000	18,226,000
	20萬圓以上(滿) (15)	210,000	1,000,200	—	555,000
	20萬圓以下(滿) (386)	5,371,000	977,000	44,000	1,067,000
	小 計 (401)	6,181,000	1,977,000	44,000	1,622,000
	計 (565)	30,029,150	14,087,000	174,000	19,848,000
紡 織 工 業	20萬圓以上(日) (38)	19,238,000	20,465,000	—	24,035,370
	20萬圓以下(日) (25)	1,667,667	50,000	—	250,064
	小 計 (63)	21,005,667	20,515,000	—	24,289,034
	20萬圓以上(滿) (18)	5,585,180	5,600,000	—	6,108,956
	20萬圓以下(滿) (495)	22,071,232	765,000	630,000	11,864,742
	小 計 (513)	27,607,412	6,365,000	630,000	17,973,698
	計 (576)	48,612,979	26,880,000	630,000	24,262,732

金計畫実績豫定表

康 德 十 年 度

(單位=圓)

調 達					
(實績豫定)					
來 資 金			計		計
入 金			財東預金	其 他	
財 東	商 號	其 他			
—	—	40,640,000	—	—	148,279,850
—	—	—	—	—	3,000
—	—	40,640,000	—	—	148,282,850
—	—	100,000	—	—	1,028,000
—	—	—	—	—	—
—	—	100,000	—	—	1,028,000
—	—	—	—	—	—
—	—	40,740,000	—	—	149,310,850
460,000	54,000	23,471,000	360,000	561,000	245,217,000
291,000	293,000	6,057,000	107,000	381,000	16,619,000
661,000	347,000	29,508,000	467,000	942,000	261,836,000
255,000	246,000	—	52,000	200,000	1,872,000
1,072,000	621,000	377,000	1,354,000	423,000	15,805,000
1,327,000	867,000	377,000	1,406,000	623,000	17,677,000
—	—	—	—	—	—
1,988,000	1,214,000	29,885,000	1,873,000	1,565,000	279,513,000
188,643	70,000	16,164,000	1,052,599	502,600	171,430,842
30,000	—	991,000	15,000	190,500	14,379,500
218,643	70,000	11,155,000	1,102,599	642,620	815,810,342
60,000	360,000	2,048,000	150,000	140,000	12,478,000
3,387,745	1,061,990	7,024,000	1,937,771	4,380,684	51,729,034
3,447,745	1,421,990	4,072,000	2,087,771	1,571,181	64,198,043
—	—	—	—	—	—
3,666,388	1,491,990	21,227,000	3,190,370	5,213,784	250,008,385
20,000	70,000	17,463,000	50,000	245,000	67,198,150
54,000	46,000	699,000	130,000	411,000	6,505,000
74,000	116,000	18,162,000	180,000	666,000	73,503,150
—	11,000	870,000	90,000	25,000	3,361,000
584,000	946,000	810,000	663,000	1,085,000	11,547,000
584,000	957,000	1,680,000	753,000	1,110,000	14,908,000
—	—	—	—	—	—
618,000	1,073,000	19,842,000	933,000	1,766,000	88,411,150
100,000	—	5,746,000	—	27,799	69,715,763
135,508	64,375	206,000	105,000	39,014	2,517,258
235,508	64,375	5,952,000	105,000	66,807	72,232,291
655,509	149,558	1,318,000	381,571	522,807	20,352,579
3,497,992	3,803,433	706,000	1,894,026	1,726,444	46,908,869
4,153,492	3,952,991	2,024,000	2,275,597	2,259,251	67,241,441
—	—	—	—	—	—
4,389,000	4,017,369	7,975,000	2,380,597	2,326,058	139,474,732

(B) 産業統制法適用事業体資

(康德九年度)

部門別	査査區分 目滿系別	資 金			
		康 德 十 年 度			
		自 己 資 金		外 債	
		資 本 金	株 金 債 取	社 債	銀 行
企 業 工 業	20萬圓以上(日)(16)	68,742,500	80,000,000	51,550,000	8,050,000
	20萬圓以下(日)(1)	-	-	-	2,000
	小 計 (17)	68,742,500	80,000,000	51,550,000	8,052,000
	20萬圓以上(滿)(1)	100,000	-	-	930,000
	20萬圓以下(滿)(2)	50,000	-	-	-
	小 計 (19)	150,000	-	-	930,000
	計 (19)	68,622,500	80,000,000	51,550,000	8,982,000
機 械 器 具 工 業	20萬圓以上(日)(100)	38,436,000	20,121,000	315,000	47,416,000
	20萬圓以下(日)(121)	6,696,000	6,774,000	25,000	1,626,000
	小 計 (221)	95,132,000	26,899,000	140,000	49,042,000
	20萬圓以上(滿)(9)	820,000	-	-	457,000
	20萬圓以下(滿)(285)	6,569,000	970,000	120,000	4,210,000
	小 計 (294)	7,389,000	970,000	120,000	4,667,000
	計 (515)	102,521,000	27,869,000	460,000	53,709,000
化 學 工 業	20萬圓以上(日)(97)	63,297,000	5,071,000	1,530,000	36,93,000
	20萬圓以下(日)(56)	3,291,010	3,390,000	-	5,819,000
	小 計 (153)	64,588,000	54,103,000	1,530,000	42,757,000
	20萬圓以上(滿)(25)	2,196,000	3,000,000	-	3,560,000
	20萬圓以下(滿)(580)	6,092,300	648,000	-	8,077,344
	小 計 (605)	8,288,300	3,648,000	-	11,637,344
	計 (758)	74,876,300	57,758,000	1,530,000	54,394,344
窯 業 土 石 工 業	20萬圓以上(日)(63)	28,449,500	31,295,000	2,990,000	2,280,000
	20萬圓以下(日)(101)	3,249,000	767,000	70,000	1,300,000
	小 計 (164)	31,698,500	14,062,000	3,020,000	3,580,000
	20萬圓以上(滿)(15)	725,000	3,250,000	-	740,000
	20萬圓以下(滿)(386)	5,094,000	742,000	50,000	1,500,000
	小 計 (401)	5,819,000	3,992,000	50,000	2,240,000
	計 (565)	37,517,500	18,054,000	3,070,000	5,820,000
紡 織 工 業	20萬圓以上(日)(38)	15,631,000	50,263,400	-	24,586,500
	20萬圓以下(日)(25)	1,973,381	-	-	631,120
	小 計 (63)	17,604,381	50,263,400	-	26,217,620
	20萬圓以上(滿)(18)	4,020,000	350,000	-	12,225,000
	20萬圓以下(滿)(495)	20,514,419	1,405,000	530,000	12,555,086
	小 計 (513)	24,534,419	1,755,000	530,000	24,780,086
	計 (367)	42,138,800	32,018,000	530,000	49,997,706

金計畫績豫定表

康 德 十 年 度

單位=圓

調 達		資 金		計	
(豫 定)					
來		入 金		財 東 其 他	
財 東	商 號	其 他	財 東 其 他	其 他	計
-	-	55,001,000	-	-	191,073,500
-	-	-	-	-	2,000
-	-	55,001,000	-	-	191,075,500
-	-	-	-	-	1,030,000
-	50,000	-	-	-	100,000
-	50,000	-	-	-	1,130,000
-	50,000	55,001,000	-	-	192,205,000
140,000	20,000	46,697,000	400,000	720,000	204,609,000
425,000	181,000	1,737,000	134,000	526,000	18,124,000
835,000	271,000	48,434,000	534,000	1,426,000	222,333,000
110,000	50,000	-	200,000	10,000	1,647,000
1,317,000	893,000	1,246,000	1,080,000	634,000	17,039,000
1,427,000	943,000	1,246,000	1,280,000	644,000	8,686,000
2,262,000	1,214,000	49,680,000	1,814,000	1,890,000	241,419,000
246,643	-	18,067,000	976,000	755,000	172,522,643
10,000	-	410,000	50,000	132,000	13,102,000
256,643	-	18,477,000	1,026,000	8,700	185,624,643
100,000	50,000	570,000	200,000	490,000	10,166,000
756,034	1,250,065	645,000	929,374	679,000	19,077,413
856,034	1,000,000	1,215,000	1,129,370	1,169,300	29,243,413
1,112,677	1,300,065	19,692,000	2,155,370	2,056,300	214,868,056
120,000	80,000	1,345,000	34,000	540,000	49,093,500
202,000	185,000	891,000	71,000	351,000	7,086,000
322,800	295,000	2,236,000	109,000	891,000	56,179,543
105,000	-	370,000	90,000	30,000	5,310,000
538,000	771,000	918,000	678,000	1,187,000	11,478,000
643,000	771,000	1,288,000	768,000	1,217,000	16,788,000
965,000	1,036,000	3,524,000	873,000	2,109,000	72,967,500
100,000	-	757,000	-	30,000	17,367,500
92,000	60,900	216,000	-	30,000	3,003,401
192,000	60,900	973,000	-	60,000	74,370,901
685,757	100,000	127,000	450,000	564,021	18,523,778
2,965,838	3,738,228	485,000	2,669,581	1,604,980	46,468,132
3,651,595	3,828,224	614,000	3,119,581	2,169,001	64,991,910
3,843,595	3,899,128	1,587,000	3,119,581	2,229,001	139,362,811

(B) 産業統制法適用事業体

(康德九年度)

部門別	資本區分 日滿系別	資 金			
		康 德 九 年 度			
		自 己 資 本 金	資 金 株 金 徵 收	外 債	
				社 債	銀 行
食料品 工 業	20萬圓以上(日)(46)	124,704,000	11,375,000	—	17,790,700
	20萬圓以下(日) (137)	3,867,728	2,312,000	8,000	810,367
	小 計 (183)	128,671,728	13,687,000	8,000	18,601,067
	20萬圓以上(滿)(16)	3,945,450	500,000	—	2,975,080
	20萬圓以下(滿) (613)	16,802,052	551,000	22,000	3,439,932
	計 (629)	20,847,502	1,051,000	22,000	6,415,012
	(812)	149,519,230	14,738,000	30,000	25,016,079
瓦 工 業	20萬圓以上(日)(1)	2,000	3,000	—	—
	20萬圓以上(日) (361)	390,267,000	163,397,000	70,130,000	124,676,670
	20萬圓以上(滿)(84)	15,650,630	8,350,000	—	14,847,036
	小 計 (445)	405,917,630	171,747,000	70,130,000	139,523,706
	20萬圓以下(日) (2,441)	17,702,795	8,247,000	93,000	10,708,931
總 計	20萬圓以下(滿) (2,360)	78,730,534	13,928,000	1,214,000	30,668,277
	小 計 (2,801)	96,433,329	12,175,000	1,307,000	41,377,208
	合 計 (3,246)	502,350,359	183,992,000	71,437,000	130,900,914

資金計畫實績豫定表

(康德十年度)

(單位=圓)

調 達					
(實 績 豫 定)					
來 入 金			全 計		計
財 東	商 號	其 他	財東預金	其 他	
150,000	6,000	20,834,000	25,000	28,116	174,912,816
97,930	48,023	713,000	29,300	293,314	8,279,662
247,930	54,023	21,547,000	54,300	321,430	183,192,478
540	7,500	300,000	—	124,409	7,852,979
2,188,722	1,285,543	648,000	1,192,431	1,200,457	27,425,137
2,189,262	1,285,043	948,000	1,192,431	1,324,866	35,278,116
2,457,192	1,342,068	22,495,000	1,246,731	1,646,296	218,470,594
—	—	—5,000	—	—	10,000
918,643	200,000	124,323,000	1,487,599	1,364,509	876,764,421
971,040	774,058	4,636,000	673,571	1,022,216	46,924,551
1,889,683	974,058	128,959,000	2,161,170	2,386,725	923,688,972
518,438	551,398	8,646,000	421,300	3,314,828	48,103,690
10,730,459	7,612,966	4,565,000	7,041,228	8,815,585	153,406,049
11,248,897	8,164,364	13,211,000	7,462,528	10,130,413	201,509,739
13,138,580	9,138,422	142,170,000	9,623,698	12,517,138	1,125,198,111

(B) 産業統制法適用事業体

(康德九年度)

部門別	資本區分 日滿系列	資 金			
		康 德 十 年 度			
		自 己 資 本 金	資 金 株金徴収	外 債	
				社 債	銀 行
食料品 工業	20萬圓以上(日)(46)	146,231,000	31,280,000	—	18,860,000
	20萬圓以下(日) (137)	4,722,170	3,018,000	5,000	1,097,500
	小 計 (183)	150,958,110	34,888,000	5,000	19,957,500
	20萬圓以上(滿)(16)	1,612,000	3,050,000	50,000	3,162,500
	20萬圓以下(滿) (613)	15,701,024	1,231,000	135,000	5,407,000
	小 計 (629)	17,330,024	4,281,000	185,000	8,509,500
計 (812)	168,283,194	39,179,000	190,000	28,527,000	
瓦 斯 工業	20萬圓以上(日)(1) 計	20,000	3,000	—	6,000
	20萬圓以上(日) (361)	410,519,000	154,279,000	56,345,000	138,136,500
	20萬圓以上(滿) (84)	9,473,000	9,650,000	50,000	21,074,500
	小 計 (445)	419,992,000	163,929,000	56,395,000	159,211,000
總 計	20萬圓以下(日) (441)	19,931,551	13,949,000	100,000	10,475,620
	20萬圓以下(滿) (2,360)	54,037,743	4,996,000	835,000	31,749,450
	小 計 (2,801)	73,969,294	18,945,000	935,000	42,225,050
	合 計 (3,246)	493,961,294	182,874,000	57,330,000	201,436,050

資金計畫實績豫定表

(康德十年度)

(單位=圓)

調 査					
(豫 定)					
來 入			資 金		計
財 東	商 號	其 他	財東預金	其 他	
150,000	—	16,774,000	—	28,000	213,829,000
211,500	51,000	846,000	51,000	262,000	10,264,170
361,500	51,000	17,620,000	51,000	290,000	224,187,170
540	12,500	230,000	—	77,347	8,194,887
1,895,921	1,137,690	690,000	1,099,870	1,708,339	29,022,844
1,396,461	1,150,190	920,000	1,099,870	1,785,686	37,217,731
2,257,861	1,201,190	18,540,000	1,150,870	2,075,686	261,404,901
—	—	—	—	—	11,000
1,026,643	170,000	138,641,000	1,410,000	2,073,000	902,600,143
1,021,297	212,510	1,299,000	940,000	1,171,368	44,871,665
2,027,040	382,500	139,940,000	2,350,000	3,244,368	947,471,808
940,500	477,900	4,100,000	306,000	1,301,000	51,581,571
7,472,793	7,839,963	3,984,000	6,456,821	5,813,619	123,185,389
8,413,293	8,317,883	8,084,000	6,762,821	7,114,619	174,769,960
10,441,233	8,700,383	148,024,000	9,112,821	10,358,987	1,122,238,768

(A) 產業統制法適用事業體借

康 德 九 年 三

部 門 別	資本區分日滿系別	銀 行		其他金融機關		關 係
		設 備	流 動	設 備	流 動	
金 屬 工 業	20萬圓以上(15)	23,454	7,985	—	676	71,663
	20萬圓以下(1)	—	4	—	1	—
	計 (16)	23,454	7,989	—	677	71,663
機 械 器 具 工 業	20萬圓以上(83)	10,170	70,963	11,315	740	4,294
	20萬圓以下(235)	1,223	20,688	205	497	1,409
	計 (318)	11,393	91,651	11,520	1,237	5,703
化 學 工 業	20萬圓以上(88)	9,284	29,526	10,521	1,654	9,581
	20萬圓以下(325)	2,744	8,570	175	1,336	598
	計 (413)	12,028	38,096	10,696	2,990	10,179
窯業及土石工業	20萬圓以上(69)	45,242	17,619	4,806	2,544	15,690
	20萬圓以下(232)	409	1,361	394	1,182	204
	計 (301)	45,651	18,980	5,200	3,726	15,894
紡 織 工 業	20萬圓以上(42)	8,151	35,997	2,306	21,935	278
	20萬圓以下(380)	2,108	9,158	94	562	1,036
	計 (422)	10,259	45,155	2,400	22,497	1,314
食 料 品 工 業	20萬圓以上(31)	6,278	19,758	610	4,140	1,540
	20萬圓以下(425)	1,019	3,709	325	1,941	1,135
	計 (456)	7,297	23,467	935	6,081	2,675
瓦 斯 工 業	20萬圓以上(1)	—	—	—	—	—
	20萬圓以下(1)	—	—	—	—	—
	計 (1)	—	—	—	—	—
總 計	20萬圓以上(314)	102,579	181,848	29,558	31,689	103,046
	20萬圓以下(1,610)	7,503	43,500	1,191	5,519	4,382
	計 (1,924)	110,082	225,348	30,749	37,208	107,428

入先別借入金殘高調表(1)

月 未 日 現 在

(單位=千圓)

業 者	其他(財東等)		元 請 業 者						合 計		
			親 工 場		問 屋		仲 介 業 者				
	流 動	設 備	流 動	設 備	流 動	設 備	流 動	設 備	設 備	流 動	
2,564	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95,117	11,225
2,564	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95,117	11,230
2,506	3,848	2,090	16	14,473	30	50	190	—	—	29,863	90,822
1,924	3,312	2,259	41	80	81	682	14	100	—	6,285	26,240
4,430	7,160	4,349	57	14,553	111	732	204	100	—	36,148	117,062
12,534	1,672	1,939	22,959	1,386	33	24	—	—	—	54,050	47,963
13,415	2,737	3,405	29	207	34	57	17	239	—	6,334	17,229
15,949	4,409	5,344	22,988	1,593	67	38	27	239	—	60,384	64,292
5,815	842	18,494	1,740	2,591	—	—	—	—	—	68,320	47,063
1,120	1,282	1,150	50	18	—	37	2	299	—	2,341	5,167
6,935	2,124	19,644	1,790	2,609	—	37	2	299	—	70,661	52,230
8,508	1,271	980	—	75	219	—	—	—	—	12,086	67,187
3,288	6,719	5,870	79	3	—	—	—	6	—	10,076	19,195
11,796	7,890	6,850	79	78	229	—	—	6	—	22,161	86,382
12,652	55	258	—	—	—	—	—	58	—	8,483	36,866
4,737	5,865	20,666	10	53	—	—	—	—	—	8,352	13,106
17,389	5,920	2,924	10	53	—	—	—	58	—	16,835	49,972
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44,579	7,588	23,760	24,715	18,525	282	74	190	58	—	267,958	300,534
14,484	19,915	15,350	209	361	215	776	33	644	—	33,348	80,634
59,063	27,503	39,111	24,924	18,886	397	850	223	702	—	301,306	381,168

(A) 産業統制法適用事業體借

康德九年三

部門別	資本區分日滿系別	銀行		其他金融關係		關係
		設備	流動	設備	流動	
金屬工業	10萬圓以上(日)(13)	23,454	7,811	—	676	71,663
	20萬圓以下(日)(1)	—	4	—	1	—
	小計(14)	23,454	7,815	—	677	71,663
	20萬圓以上(滿)(1)	—	174	—	—	—
	20萬圓以下(滿)()	—	—	—	—	—
	小計()	—	—	—	—	—
	計(15)	23,454	7,839	—	677	17,663
機械器具工業	20萬圓以上(日)(74)	10,098	70,649	11,315	670	4,294
	20萬圓以下(日)(65)	304	18,581	121	184	1,188
	小計(139)	10,402	89,230	11,436	854	5,482
	20萬圓以上(滿)(9)	72	314	—	70	—
	20萬圓以下(滿)(170)	919	2,117	84	313	221
	小計(179)	991	2,431	84	383	221
	計(318)	11,393	91,661	11,520	1,237	5,703
化學工業	20萬圓以上(日)(72)	7,034	25,162	10,521	1,647	9,581
	20萬圓以下(日)(18)	7	265	20	—	90
	小計(90)	7,041	25,427	10,541	1,647	9,671
	20萬圓以上(滿)(16)	2,250	4,358	—	12	—
	20萬圓以下(滿)(307)	2,737	8,305	155	1,336	508
	小計(323)	4,987	12,663	155	1,348	508
	計(413)	12,028	38,096	10,696	2,997	10,179
窯業土石工業	20萬圓以上(日)(47)	45,067	16,748	4,740	2,474	15,361
	20萬圓以下(日)(66)	225	494	327	597	197
	小計(113)	45,292	17,242	5,067	3,071	15,558
	20萬圓以上(滿)(23)	175	871	66	70	329
	20萬圓以下(滿)(166)	184	867	67	58	7
	小計(189)	359	1,738	133	655	336
	合計(302)	45,651	18,980	5,200	3,726	15,894

入先別借入金殘高調表(2)

月末日現在

(單位=千圓)

業者	其他(財東等)	元請業者						合計		
		親工場		問屋		仲介業者		設備	流動	
流動	設備	流動	設備	流動	設備	流動	設備			流動
2,504	—	—	—	—	—	—	—	—	95,117	10,991
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
2,504	—	—	—	—	—	—	—	—	95,117	10,996
60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	234
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,564	—	—	—	—	—	—	—	—	95,117	11,239
2,481	3,824	1,993	16	14,473	30	50	—	—	29,577	90,316
1,075	1,870	1,003	24	23	42	584	—	70	3,549	21,520
3,556	5,694	2,993	40	14,496	72	634	—	70	33,126	11,836
25	24	97	—	—	—	—	190	—	286	506
849	1,442	1,256	17	57	39	98	14	30	2,736	4,720
874	1,466	1,353	17	57	39	98	204	30	3,022	5,226
4,430	7,160	4,349	57	14,553	111	732	204	100	36,148	117,062
11,154	1,508	1,437	22	959	1,386	33	24	—	51,636	40,811
592	205	383	—	—	—	34	17	—	356	1,312
11,746	1,713	1,825	22	959	1,386	67	41	—	51,992	42,123
1,380	164	502	—	—	—	—	—	—	2,414	6,252
2,823	2,532	3,017	29	207	—	40	17	189	5,978	15,917
4,203	2,696	3,519	29	207	—	40	17	189	8,392	22,169
15,943	4,409	5,344	22	988	1,963	67	81	17	239	60,384
5,496	705	18,072	1,740	2,569	—	—	—	—	67,613	45,359
347	386	354	—	—	—	37	2	22	1,137	1,851
5,843	1,091	18,426	1,740	2,569	—	37	2	22	68,750	47,210
319	137	422	—	22	—	—	—	—	707	1,704
773	896	796	50	18	—	—	—	—	277	1,204
1,092	1,033	1,218	50	40	—	—	—	—	277	1,911
6,935	2,124	19,644	1,790	2,909	—	37	2	299	70,661	52,230

產業統制法適用事業體借

康德九年三

部門別	資本區分日滿系別	銀行		其他金融機關		關係
		設備	流動	設備	流動	
紡織工業	20萬圓以上(日)(23)	7,762	30,768	2,300	21,357	268
	20萬圓以下(日)(26)	75	357	27	41	9
	小計(49)	7,837	31,125	2,327	21,398	277
	20萬圓以上(滿)(19)	389	5,229	6	578	10
	20萬圓以下(滿)(354)	2,035	8,801	67	521	1,027
	小計(373)	2,424	14,030	73	1,099	1,037
計(422)	10,259	45,155	2,400	22,497	1,314	
食料品工業	20萬圓以上(日)(24)	5,751	18,505	610	4,006	1,540
	20萬圓以下(日)(62)	274	1,051	85	312	480
	小計(86)	6,025	19,256	695	4,318	2,020
	20萬圓以上(滿)(9)	527	1,553	—	134	—
	20萬圓以下(滿)(363)	745	2,658	237	1,629	655
	小計(372)	1,272	4,211	237	1,763	655
計(458)	7,297	23,467	933	6,081	2,675	
總計	20萬圓以上(日)(253)	99,166	169,349	29,486	30,825	102,707
	20萬圓以下(日)(250)	883	20,752	58	1,135	1,964
	小計(503)	100,049	190,101	30,067	31,960	104,671
	20萬圓以上(滿)(61)	3,413	12,499	72	864	339
	20萬圓以下(滿)(1,360)	6,620	22,748	610	4,384	2,415
	小計(1,421)	10,033	35,247	682	5,248	2,757
計(1,924)	110,082	225,348	30,749	37,208	107,428	

入先別借入金殘高調表(2/2)

月末日現在

(單位=千圓)

業者	其他(財東等)		元請業者						合計	
	流動	設備	親工場		問屋		仲介業者		設備	流動
設備			流動	設備	流動	設備	流動			
7,913	420	—	—	75	—	—	—	—	10,750	60,113
46	140	130	18	3	—	—	—	6	267	583
7,959	560	130	18	78	—	—	—	6	11,017	60,696
595	751	980	—	—	219	—	—	—	1,375	7,382
3,242	6,579	5,740	61	—	—	—	—	—	9,769	18,304
3,837	7,530	6,720	—	—	219	—	—	—	11,144	25,686
11,796	7,890	6,850	79	78	219	—	—	6	22,161	86,382
12,520	25	258	—	—	—	—	—	58	7,926	35,047
450	273	350	—	—	—	—	—	—	1,113	2,163
12,970	238	608	—	—	—	—	—	58	9,039	37,210
132	30	—	—	—	—	—	—	—	557	1,819
4,287	5,592	2,316	10	53	—	—	—	—	7,239	10,943
4,419	5,622	2,316	10	53	—	—	—	—	7,793	12,762
17,389	5,920	2,924	10	53	—	—	—	58	16,835	49,972
42,068	6,482	21,760	24,715	18,503	63	74	—	58	262,619	282,637
2,510	2,874	2,225	42	26	76	638	2	148	6,422	27,434
44,578	9,356	23,985	24,757	18,529	139	712	2	206	269,041	310,071
2,511	1,106	2,001	—	22	219	—	—	190	5,339	17,897
11,974	17,041	13,125	167	335	39	138	31	496	26,926	53,200
14,485	18,147	15,126	167	357	258	138	221	496	32,265	71,097
59,063	27,503	39,111	24,924	18,886	397	850	223	702	301,306	381,168

(A) 產業統制法適用事

部門別	20萬圓以上以下區分	資 產				
		固定資產	流動資產	投 資	其 他	合 計
金 工 業	20萬圓以上 (16)	372,077	170,421	5,403	87,959	635,860
	" 以下 (2)	53	19	—	—	72
	計 (18)	372,130	170,400	5,403	87,959	635,932
機 器 工 業	28萬圓以上 (110)	271,717	391,600	41,647	43,869	748,833
	" 以下 (457)	22,088	26,081	2,044	1,846	52,059
	計 (567)	293,805	417,681	43,691	45,715	800,892
化 學 工 業	20萬圓以上 (127)	590,950	656,301	118,574	34,962	1,400,787
	" 以下 (616)	69,719	126,561	27,754	3,675	227,709
	計 (743)	660,669	782,862	146,328	38,637	1,628,496
窯 業 及 土 石 加 工 業	20萬圓以上 (72)	167,099	93,092	13,333	15,907	289,431
	" 以下 (488)	18,997	12,727	2,415	455	34,594
	計 (560)	186,096	105,819	15,748	16,362	324,025
紡 織 工 業	20萬圓以上 (58)	108,776	142,755	25,852	15,249	293,632
	" 以下 (503)	22,453	33,355	3,044	-972	59,824
	計 (561)	131,229	177,110	28,896	16,221	353,456
食 料 品 工 業	20萬圓以上 (60)	556,259	219,498	10,848	37,746	401,351
	" 以下 (700)	24,246	32,188	2,474	1,347	60,258
	計 (760)	160,505	251,686	13,322	36,093	461,606
瓦 斯 工 業	20萬圓以上 (1)	16	4			20
	" 以下 ()					
	計 (1)	16	4			20
總計	20萬圓以上 (444)	1,646,894	1,674,671	215,657	252,692	3,769,914
	" 以下 (2766)	157,556	230,931	37,731	8,295	434,513
	計 (3210)	1,804,450	1,905,602	253,388	240,987	4,204,427

業體資產負債概括調表

總 計 表

(單位=千圓)

負	流動負債	自 己 資 金			債		會計期間	
		資本金 拂込資本金	公積金 當期利益金	其 他	計	其 他	一 年	半 年
							固 定 負 債	流 動 負 債
210,623	76,785	277,400	11,818	52,509	341,727	6,725		
	10	59	2	1	62	—		
210,623	76,795	277,459	11,820	52,510	341,789	6,725		
61,192	248,198	409,140	5,837	12,927	427,904	11,539		
7,108	14,082	26,332	1,660	1,638	29,630	1,239		
68,300	262,280	435,472	7,497	14,565	457,534	12,778		
125,835	367,482	760,371	45,100	2,726	817,497	89,973		
8,560	53,559	134,401	28,081	2,838	165,320	270		
134,395	421,041	894,772	82,481	5,564	982,817	90,243		
84,084	52,832	119,640	5,560	15,675	140,875	11,640		
5,262	7,426	16,635	3,879	1,188	21,702	204		
89,046	60,258	136,275	9,439	16,863	162,577	11,844		
25,478	112,537	104,681	6,750	32,410	143,841	11,761		
10,478	21,784	25,347	331	1,610	27,288	274		
35,971	134,321	130,028	7,081	34,020	171,129	12,035		
39,142	110,057	158,613	18,372	27,525	204,510	47,742		
7,526	11,951	36,618	1,962	1,523	40,103	675		
46,568	122,008	195,231	20,334	29,048	244,613	48,417		
5	1	13	1		14			
5	1	13	1		14			
546,274	967,892	1,829,858	102,738	143,772	2,076,368	179,380		
38,934	108,312	239,397	35,915	8,798	284,105	2,662		
585,208	1,076,780	2,069,255	138,653	152,570	2,360,473	182,042		

部門別	20萬圓以上以下區分 日滿系列別	資 產				合 計
		固定資產	流動資產	投 資	其 他	
金屬 工業	20萬圓以上(日)(15)	371,820	170,128	5,403	87,937	635,288
	20萬圓以下(日)(1)	6	12	—	—	18
	小 計 (16)	371,826	170,140	5,403	87,937	635,306
	20萬圓以上(滿)(1)	257	293	—	22	572
	20萬圓以下(滿)(1)	47	7	—	—	54
	小 計 (2)	304	300	—	22	626
計 (18)	372,130	170,440	5,403	87,959	635,932	
機械 器具 工業	20萬圓以上(日)(102)	268,168	388,827	41,561	43,280	731,836
	20萬圓以下(日)(126)	10,717	10,520	481	1,393	23,111
	小 計 (228)	278,885	399,347	42,042	44,673	764,947
	20萬圓以上(滿)(8)	3,549	2,773	86	589	6,997
	20萬圓以下(滿)(331)	11,371	15,561	1,563	453	28,948
	小 計 (339)	14,920	18,334	1,649	1,042	53,945
計 (567)	293,805	417,681	43,691	45,715	800,892	
化學 工業	20萬圓以上(日)(98)	582,979	461,460	113,666	34,581	1,372,486
	20萬圓以下(日)(34)	48,548	87,004	22,813	3,024	161,389
	小 計 (162)	631,527	728,264	136,579	37,605	1,533,875
	20萬圓以上(滿)(29)	1,971	15,041	4,908	381	28,301
	20萬圓以下(滿)(552)	21,171	38,557	4,849	651	66,320
	小 計 (581)	29,142	54,598	9,849	1,032	94,621
計 (743)	660,669	782,862	146,428	38,637	1,628,496	

負		自 己 資 本			債		會計期間	
固定負債	流動負債	資本 拂込資本	公積金 當利 益金	期 其 他	計	其 他	一 年	半 年
							210,623	76,535
—	7	9	1	1	11	—		
210,623	76,542	277,009	11,897	52,510	341,416	6,725		
—	250	400(—)	78	—	322	—		
—	3	50	1	—	51	—		
—	253	450(—)	77	—	373	—		
210,623	76,795	277,459	11,820	52,510	341,789	6,725		
59,263	246,703	405,715	5,729	12,888	424,332	11,358		
4,615	5,303	10,697	611	1,155	12,463	733		
63,875	252,006	416,412	6,340	14,043	436,796	12,271		
1,929	1,495	3,425	108	39	3,572	1		
2,496	8,779	15,635	1,049	483	17,167	6		
4,425	10,274	19,960	1,157	522	20,739	507		
68,300	262,280	435,472	7,497	14,565	457,534	12,778		
121,807	358,703	749,532	54,289	1,803	802,018	89,858		
4,509	22,910	108,550	28,919	500	137,969	1		
122,316	381,613	858,082	83,208	1,303	939,987	89,959		
4,028	8,779	10,839	111	4,529	15,479	15		
8,501	30,649	25,851(—)	838	2,338	27,361	269		
12,079	39,428	69,390(—)	727	6,867	42,230	284		
134,395	421,041	894,772	82,481	5,564	982,817	90,243		

部門別	20萬圓以上以下區分 目 滿 系 別	資 產				
		固定資產	流動資產	投 資	其 他	合 計
窯業 及土 石加 工業	20萬圓以上(日)(68)	161,703	87,862	13,088	15,698	278,351
	20萬圓以下(日)(118)	11,382	8,601	1,883	252	22,118
	小 計 (186)	173,085	96,463	14,971	15,950	300,649
	20萬圓以上(滿)(4)	5,396	5,230	245	209	11,080
	20萬圓以下(滿)(370)	7,615	4,126	532	203	12,476
	小 計 (374)	13,011	9,356	777	412	23,556
	計 (560)	186,096	105,819	15,748	16,362	324,025
紡織 工業	20萬圓以上(日)(36)	91,602	127,488	23,550	14,878	257,618
	20萬圓以下(日)(37)	1,669	1,942	169	5	3,785
	小 計 (73)	93,271	129,430	23,719	14,883	261,403
	20萬圓以上(滿)(22)	17,174	16,267	2,302	271	36,014
	20萬圓以下(滿)(466)	20,784	31,413	2,875	967	56,039
	小 計 (488)	37,958	47,680	5,177	1,238	92,053
	計 (562)	131,229	177,110	28,896	16,221	353,456
食料 工業	20萬圓以上(日)(45)	131,343	202,903	10,185	34,106	378,537
	20萬圓以下(日)(134)	7,982	7,285	1,077	517	16,861
	小 計 (179)	139,325	210,188	11,262	34,623	395,398
	20萬圓以上(滿)(15)	4,916	210,595	663	640	22,814
	20萬圓以下(滿)(566)	16,264	24,903	1,397	830	34,394
	小 計 (581)	21,180	41,498	2,060	1,470	66,208
	計 (760)	160,505	251,686	13,322	36,093	461,606

部門別	20萬圓以上以下區分 目 滿 系 別	負 債					會 計 期 間		
		固定負債	流動負債	自 己 資 本			計	其 他	一 年
			資本金又八當 期 其 他						
			拂込資本金利 金 益						
窯業 及土 石加 工業	20萬圓以上(日)(68)	80,940	50,293	114,549	5,393	15,675	135,617	11,501	
	20萬圓以下(日)(118)	3,876	2,861	10,547	3,846	904	15,297	84	
	小 計 (186)	84,816	53,154	125,096	9,239	16,579	150,914	11,585	
	20萬圓以上(滿)(4)	3,144	2,539	5,091	167	—	5,258	139	
	20萬圓以下(滿)(370)	1,386	4,565	6,088	33	284	6,405	120	
	小 計 (374)	4,530	7,104	11,179	200	284	11,663	259	
	計 (560)	89,346	60,258	136,275	9,439	16,863	162,577	11,844	
紡織 工業	20萬圓以上(日)(36)	21,749	98,868	89,124	6,430	29,933	125,487	11,514	
	20萬圓以下(日)(37)	186	1,227	2,169	103	72	2,344	28	
	小 計 (73)	21,935	100,095	91,293	6,533	30,005	127,831	11,542	
	20萬圓以上(滿)(22)	3,744	13,669	15,557	320	2,477	18,354	247	
	20萬圓以下(滿)(466)	10,292	20,557	23,178	228	1,538	24,944	246	
	小 計 (488)	14,036	34,226	38,735	548	4,015	43,298	493	
	計 (562)	35,971	134,321	130,108	7,001	34,020	171,129	12,035	
食料 工業	20萬圓以上(日)(45)	38,860	103,103	151,833	12,950	24,392	189,175	47,399	
	20萬圓以下(日)(134)	28,606	3,050	9,600	331	745	10,676	529	
	小 計 (179)	41,466	106,153	161,433	13,281	25,137	199,851	47,928	
	20萬圓以上(滿)(15)	182	6,954	6,780	5,422	3,133	15,335	343	
	20萬圓以下(滿)(566)	4,920	8,901	27,018	1,631	778	29,427	146	
	小 計 (581)	5,102	15,855	33,798	7,053	3,911	44,762	489	
	計 (760)	46,568	122,008	195,231	20,334	29,048	244,613	48,417	

部門別	20萬圓以上以下區分 日滿系列	資 產				合 計
		固定資產	流動資產	投 資	其 他	
瓦斯工業	20萬圓以上(日)(1)	16	4			20
	20萬圓以下(日)()					
	小 計 (1)	16	4			20
	20萬圓以上(滿)()					
	20萬圓以下(滿)()					
	小 計 ()					
	計 (1)	16	4			20
	20萬圓以上(日)(365)	1,607,631	1,618,472	207,453	230,580	3,664,136
	20萬圓以下(日)(480)	80,304	115,364	26,423	5,191	227,282
	小 計 (845)	1,687,935	1,733,836	233,876	235,771	3,891,418
總計	20萬圓以上(滿)(79)	39,263	56,199	8,204	2,112	108,778
	20萬圓以下(滿)(2286)	77,252	115,567	11,308	3,104	207,231
	小 計 (2365)	116,515	171,766	19,512	5,216	313,009
	計 (3210)	1,804,450	1,905,602	253,388	240,987	4,204,427

1011

部門別	20萬圓以上以下區分 日滿系列	負 債					會計期間			
		固定負債	流動負債	自 己 資 本			計	其 他	一年	半年
				資本金	公積金	其他				
瓦斯工業	20萬圓以上(日)(1)	5	1	13	1		14			
	20萬圓以下(日)()									
	小 計 (1)	5	1	13	1		14			
	20萬圓以上(滿)()									
	20萬圓以下(滿)()									
	小 計 ()									
	計 (1)	5	1	13	1		14			
	20萬圓以上(日)(365)	533,244	934,209	1,787,766	96,688	132,594	2,018,048	178,635		
	20萬圓以下(日)(480)	11,789	35,358	141,572	33,811	3,377	178,760	1,375		
	小 計 (845)	545,036	969,567	1,929,338	130,499	136,971	2,196,808	180,010		
總計	20萬圓以上(滿)(79)	13,027	33,686	42,092	6,050	10,178	58,320	745		
	20萬圓以下(滿)(2286)	27,145	73,454	97,820	2,104	5,421	105,345	1,287		
	小 計 (2365)	40,172	107,140	139,912	8,154	15,599	163,665	2,032		
	計 (3210)	585,208	1,076,704	2,069,250	138,653	152,570	2,360,473	182,042		

1011

滿洲に於けるパルプ工業

目次

- 第一章 概説
- 第二章 パルプ生産趨勢
 - 第一節 日本に於るパルプ需給状況
 - 第二節 増産計畫と実績
 - 第三節 人絹用パルプと製紙用パルプ
- 第三章 製紙工業の發展

第一章 概説

生産材としてのパルプの重要性は、文化の向上と共に昂まり、用途目的から見て製紙用原料としてのみならず人絹工業用、人織用（ステープルファイバー）として逐年其の消費量を増大して來た。

日本に於けるパルプ工業は、其の盛衰はともあれ、量的にも質的にも上昇を示し、輸入パルプと共に、製紙業の爲に供給されてゐたものであり、其の製品は、東亞の諸國に輸出せられてゐた。建國前に於ける滿洲に於ても

殆んど近代的製紙工場を持たない爲、生産財工業たるパルプ工業の發達も見られず、消費財たる紙は、殆んど日本内地の商品に依つて賄はれて居たものである。他面日本に於ては、昭和六年頃より人絹工業の急激なる發達となり、昭和十年頃からは、新興工業として、所謂スワ工業が起り、パルプを原料とする纖維工業が、自覺しき躍進を示しつあつた。かくして、パルプ資源と國際收支の關係上、未開發の滿洲國が注目せられ、建國以來日本のパルプ業者の進出が意圖せられるところとなつた。斯くの如く、滿洲に於ける近代工業たるパルプ工業は、主として纖維工業用を目的として、日本の需要に應ぜんが爲のものであり原料パルプの對日供給を使命とするのであつたが、其の後の情勢の推移は國內製紙工業に原料を供給する如くに變つたのである。且つ代用パルプの研究、並に其の企業化の意圖が、滿洲に於ける葦と豆桿に注目せられ、木材パルプと並んで、代用パルプ工業の發達がなされたものである。

元來パルプ工業は、滿洲に於ける重要産業の一つとして、五ヶ年計畫により増産を企圖せられ、最終年度康德九年度に於ける生産能力は最初三十萬噸と計畫されたが、翌年に於ける改正計畫では四十萬噸と擴大された、併し乍ら諸種の事情に依り障害を受け、計畫に比し甚だしき立ち遅れとなつたものである。以下パルプ工業を中心として、併せて製紙工業につき説明を試みる。

第二章 パルプ生産の趨勢

滿洲に於けるパルプ工業の發達は、他の製造工業部門と同様に、主として建國後に計畫され、増産されたのである。大正十年に操業開始せる既設の工場たる鴨綠江製紙も生産制限或は休業に極めて不成績の儘、建國を迎へ、昭和十年、即ち康德二年王子製紙の子會社となつてから、急激に擴張し始めたので、安東の六合製紙も亦昭和十年王子製紙の傘下に入り、操業活潑となり業績も好轉し來つたのである。

建國直後資源の未開發なる滿洲はパルプ工業の立地としても、日本の企業家の注目するところとなり森林資源の開發ミパルプ工業の發達が豫約された。そして其の契機となつたものは、日本の人絹パルプに對する旺盛なる需要からであつた事は前述したが、今茲に滿洲パルプ工業の背景としての當時に於ける斯業の情勢を第一節に於て概観し、第二節に於ては、パルプ生産趨勢を量的觀點より、第三節に於ては質的觀點より考察して見る。

第一節 日本に於るパルプ需給狀況

日本に於る人絹工業の歴史に極めて新しいか、僅々の間に長足の進歩を遂げた。其の生産高を見るに、概して昭和五六年頃より急激な上昇を示し、昭和元年頃二千噸餘に過ぎなかつたものが、昭和六年には二萬噸と約十倍

の激増を示し、更に昭和十年には十萬六千噸の生産量を示してゐる。斯くて昭和十一年、十二年に於ては世界人絹生産の首位を占めた、技術的にも大なる進歩が達成され、其の生産高も海外輸出高も顯者な増大を示したが、このこゝは原料たる人絹用木材パルプの國內生産高の上昇も、輸入増大へ導いた。併し乍ら原料パルプに對する需要は人絹製造工業ばかりでなく、製紙業に於ても人絹工業の如き急激なものではないが、逐年原料パルプに對する需要を増大せしめて來た事は勿論である。

先づ日本に於る國內生産パルプの趨勢を見るに、昭和元年には五十萬噸、同五年には六十二萬噸となり、十年には七十五萬噸の生産高を示してゐる。其の上昇は製紙工業、人絹工業の發達旺盛に比例して見るに可成り緩慢の如く思はれ、需要の上昇に對しては輸入の増大により供給されて來た事が理解される。即ち輸入量は、昭和元年六萬噸、同五年には八萬噸、更に昭和十年には二十七萬噸著増し、昭和十二年の四十七萬噸に到つて居り、其の上昇テンポは著しく速い、國內生産量は、昭和元年と十年の對比に於て五十%の上昇を示したに對し、輸入數量は同年度比較に於て五倍餘の顯著なる増加を示し、總供給高に占むる輸入高の割合は、昭和元年一一%、同五年一一%、同十年には二六%となり、更に昭和十二年には三四%となり、原料パルプの海外依存度の増大が明瞭に見られる。

次に此等原料パルプの供給高を用途別に見ると、昭和五年に於て、製紙用六八萬噸、人絹用二萬噸なりしものが、十年に於ては夫々六八萬噸、一五萬噸、昭和十二年には一〇〇萬噸、三〇萬噸となつてゐる。次に國內産パルプに輸入パルプが、製紙工業と人絹工業に如何に配分消費せられたかを見るに、輸入パルプの消費方面は主として人絹工業なる事が見られる。輸入パルプの相手國は、昭和十三年迄はスエーデン、ノールウェー、米國、カナダが主要なるものであつて、昭和十四年になつて始めて、滿洲國産の人絹パルプが重要度を持つて來るのである。尙ほ上述の人絹生産高には、フィラメント糸ミステープル、ファイバーを含み、昭和十二年に於て後者は約三分の一を占めてゐる。此の人織（ステープルファイバー）は大體十年頃迄は充分の發達を見なかつたが、試験期を過ぎ、纖維原料國策上人織の重要度が昂まり、逐年激増を示したものである。

以上の如く、日本に於ける原料パルプの不足は逐年激化し製紙工業と人絹工業のために、多額のパルプを輸入してゐるが、此の如き趨勢の中で當時所謂日滿ブロック經濟が叫ばれ、滿洲に於るパルプ資源の開發が注目且つ期待せられるところが大きかつた。産業開發を爲さんとする新興滿洲國では、パルプを重要産業の一つとして採り上げた、ところが五ヶ年計畫第一年度に於て支那事變の勃發となり日本では國際貸借調整の目的から、棉花、羊毛の纖維原料輸入を極度に制限し、商工省の緊急省令に依り、國內市場向同製品に對して、羊毛には二〇—三〇%の人織を、綿絲には三〇%の人織を混紡する事が要求され、代用纖維原料としてパルプの重要性が高まつた。然るに他面戰時體制の要求は第三國よりのパルプ輸入を制限し、日滿兩國に於て増大せるパルプ需要を自給せねばならない。かくて、五ヶ年計畫第二年度に於ては、以上の情勢に順應すべく増産計畫を修正擴大して行く情勢となつた譯である。

日本に於る原料パルプ用途別消費高(單位千屯)

年次	製紙用	人絹用
昭和五年	六八五	二一
六年	六四一	一六
七年	六一五	三一
八年	七四五(内輸入品一一四)	六五(内輸入品 四八)
九年	八五〇()	一一一()
十年	八六七()	一五九()
十一年	九〇五()	二二四()
十二年	〇〇八()	三五一()
十三年	八五一()	二一九()

第二節 増産計畫と実績

建國當初制定された經濟建設要綱に關する當局の説明に依るに、國家統制産業と自由企業との具體的分類に於て、パルプ工業に關しては、之を自由企業として取扱はれるとされてゐたが其の後重要産業統制法の公布に依り、所謂重要統制産業の一つとして指定せられ、其の經營は認可を要し、國家の統制下に立つ事となつた。如上の経緯からして、當時パルプ不足に悩める日本資本の滿洲パルプ事業への進出が、數多企畫されたものであるが、結局東滿森林地帯を背景とする、四社だけが康徳三年に認可設立せらる事となつたのである。其の生産能力

は各々年産一萬五千噸と、初年度は一萬噸の生産を許可、次年度より、各一萬五千噸の生産に限定し、且つ各工場立地に基き原木伐採區域を分割、指定した。

斯くの如き制限的考慮は、林業政策上森林資源保護から、當時の經濟開發の狀態から見て、可能とされる範圍からなされたものであるが、其れと共に、滿洲國統制經濟政策のイデオロキの考察よりなされた事が注目せられる。即ち滿洲國政府としては、内地財閥資本の國內進出につき、當時の可成急進的な經濟政策から絶對的な統制を主張し、内地のパルプ及製紙の獨占資本たる王子製紙に斯業の開發を委任する事をせず、重要産業に於る一業一社主義とは逆に、返つて資本系統を異にする數社を認可したのである。新政府の抱く産業統整方策を、完全に行する爲には、合理的經營の見地の下に、パルプ企業の經營を適正規模(三萬噸と言はれてゐる)に擴大せんとする王子製紙側案を認めなかつた。斯くして、一萬五千噸を生産能力とする工場を、四ヶ所に設立認可したのである。

以上は木材パルプであるが、パルプ不足を補充する爲に、代用パルプの研究が實を結び、滿洲にある藁と大豆桿を以て、製紙並に人絹パルプを生産企業化し、鑛紡の進出に依り、營口に康徳藁パルプが、政府、滿鐵と酒井纖維工業會社に依り、開原に滿洲豆桿パルプ會社が相次いで設立せられ、夫々康徳五年、六年に操業を開始した。又王子製紙はこの藁を原料とするパルプ製紙の一貫作業を計畫し、康徳六年錦州パルプ株式會社を設立し、康徳九年に操業開始を見るに至つてゐる。

斯くの如く、次々工場設立を見た滿洲のパルプ工業は、支那事變の勃發に依り戰時體制へ進展するに従つて、パルプ増産計畫に基き、より一層の設備擴充が要請せられた。即ち康徳九年度迄に生産額を、三〇萬噸、更に四〇萬噸、或ひは六〇萬噸迄に生産擴充をなさんとし計畫された。そして大小興安嶺開發を立案し、北滿に滿洲政府、東拓、王子製紙の合同出資に依り五萬噸程度の國策パルプ會社新設、或ひは佳木斯、黒河方面にも大規模な設立計畫の具體化が進捗しつつあつたが、其の後内地資本の意見の相違、資材の入手困難等の諸事情に依り、實現するに至らなかつた。併し最近になり王子、鐘紡では齊々哈爾、佳木斯に新設計畫を進捗せしめ、更に政府は東滿四社の設備能力を、夫々三萬屯に、或ひは六萬屯に擴大せんものと計つたが、之も未だ實現の運びに至らず、代用パルプ工場の設備擴充計畫も亦理想倒れにして、パルプ増産計畫は、現在のところはすべて机上の計畫に終つたを見做さざるを得ない。

今各年次に於る生産量を檢討して見るに、逐年生産設備の運轉開始に伴つて、生産量も増加を辿つたが、生産計畫に及ばない事遠いのは前述パルプ工場新設の遅延や、實現せざりし爲であるが、各年次の生産実績を量的に其の設備能力と比較するも甚だ不完全なる成績を示してゐる。

康徳十年に於る生産計畫に依れば、周囲の惡條件からして原木供給は前年對比過少にして能力に對する比率は甚だしき低位を示してゐる。

上述の如き生産不採は、其の原因として左の諸點が擧げられる。

- (1) パルプ用原木の供給不足
- (2) 對日期待の原料藥品就中硫黃の入手難
- (3) 石炭、電力の不足

原木に硫黃の不足は逐年窮迫しつつあつたが、硫黃は日本に於る現状から、滿洲への供給が減少したのであるが、パルプ生産工程に於て此の藥品は絶対不可缺のものである。燃動力方面は、七年、八年頃は甚しき障害を受け、就中石炭不足に炭質の低下は、蒸解工程を困難ならしめたものであつたが、九年頃より、電力不足が緩和され、石炭は其の品質従つて燃料効率に兎も角量的には統制外炭により比較的良好になつた。

滿洲に於る森林資源調査は、未だ不充分にして一般に推量された數量しか分らないが、其れに依るに、森林面積は約九千萬町歩、蓄積量は、約百萬石、(潤葉葉六〇%、針葉樹四〇%)となつてゐる。

四〇億石の針葉樹の中實際に利用可能に推量されるものを、諸種の事由より判斷して一五億石内外、併して一ヶ年伐採可能量は三千万石と言はれてゐる。此の中パルプ用材として好適なる杉松類は、八百石とすれば、此に依り約四〇萬噸のパルプを生産し得る計算である。然るに滿洲國に於て實際に伐採せられてゐる數量を見るに所謂可能量と比較して極僅かに過ぎない。其の上パルプ用材として、工場に配分せられる量は更に少い、斯くて増産計畫を遂行する事は全く不可能である、其の根本的理由は、如何に資源的豊富を推定されても、利用可能ならざる状態にあつては、經濟林として生産に使用せられ得ない事であつて、現在の戰時經濟の段階に於て、運輸、

勞力、或ひは氣候的條件からして飛躍的増伐は不可能である。且つ滿洲の森林は疎林の多い事、有用材の純度の低い事も一般に指摘されてゐる。

各年次の伐採檢収數量を見るに、康德三年以降七迄は逐年出材増加を辿り、滿洲國經濟發達の様相が窺へるのであるが、八年以降は出材減となり、近來甚しき不振を示してゐる。かくて當局に於ては本年六月頃より事態の深刻を憂慮し、増伐達成の爲に、輸送、勞力、食糧の諸種の對策を講じつつある。如上の趨勢の下に、戦時下産業開發の重點を強化し、國防の充實、特殊需要の増大と共に、輕工業たる纖維工業、製紙工業の原料たる、バルブ工業用として各工場に配分せられる量も少からざるを得ない。併も斯る原木供給不足の事情は、康德六年に早くも一時一齊に休轉せざるを得なかつた程、創業當初から見られたものであつた。

代用バルブ工業に於ても、創業開始以來の實績を見るに、豫期した程の生産増大を見る事を得ず、葦原料は、最大限〇萬噸餘にして康德葦バルブミ錦州バルブにて〇萬噸能力故、現在以上の生産増は期待し得ぬものと思はれる。

滿洲に於るバルブ會社一覽 (康德十年現在)

會社名	採業開始	資本金(千円)	系統	所在地	原料
東滿人絹バルブ	康德四年	七、五〇〇	鐘紡	間島省、開原	木材
滿洲バルブ	〃	一〇、〇〇〇	三菱	牡丹江省、樺林	〃
日滿バルブ	〃	一〇、〇〇〇	王子	吉林、敦化	〃

東洋バルブ	〃	一〇、〇〇〇	川西間	烏省、石峴	〃
豆桿バルブ	〃	一〇、〇〇〇	政府	酒井、滿鐵、開原、酒井	大豆桿
康德葦バルブ	〃	五、〇〇〇	鐘紡	營口	葦
錦州バルブ	〃	三〇、〇〇〇	王子	錦州	〃
鳴鐘江製紙	〃	五、〇〇〇	王子	安東	木材

註、八會社中日滿バルブを除き、抄紙機を設備し一貫作業をしてゐる。

第三節 人絹用バルブと製紙用バルブ

第二節に於て、バルブ生産趨勢を、量的觀點より考察し、原木供給難に付き叙述したが、本節に於ては、質的觀點から、バルブ工業の變遷を叙述せんとするものであり、原料藥品入手難によるバルブの質的低下(未晒バルブの増大、人絹バルブから製紙用バルブへの轉換等)につき考察する。

既述の如く、滿洲バルブ工業の使命が、日本の人絹バルブに對する需要から生じたものであり、當初の生産目標も亦、康德九年度に於ける、人絹用ミ製紙用の割合は一九萬噸の人絹バルブミ一一萬噸の製紙用バルブを生産する事にあつた。(併して此等人絹バルブは、もよより日本内地へ供給すべきものであり、滿洲國內消費は康德六年に東洋人絹株式會社が設立せられたに過ぎない。)従つて生産能力は、東滿四社に於て、人絹用が大部分であり、製紙用は僅少にして康德葦バルブに於ても、人絹バルブの生産を企畫し、豆桿バルブに於ても同様であつた。康德

五年に於る生産内容は、既設の鴨綠江製紙を除いた新設の東滿四社に於ては、人絹用の占める割合は極めて大きい。然るに、其の後の生産情勢は、原料薬品の不足と原木の質的低下により、不純物を出来る寸除く必要のある高級パルプたる人絹用パルプは生産困難となり、製紙用パルプに於ても、晒パルプの減少、未晒パルプの増加となり、且つは日本の圓ブロック向輸出制限に依る紙不足と滿洲國に於る製紙業自給政策に依り、製紙工場の續出となり國內製紙用パルプの需要増は各社のパルプ生産を製紙用とし、國內市場又は北支市場へ供給する如き變遷を辿つた。斯の如き變化の原因を考ふるに、先づ原材料に依る制約が第一とされ、第二には企業採算上の不利、第三には滿洲國に於る紙の自給自足政策に依るものと考へられる。

(一) 原材料に依る制約。前節に於ては、原木の數量的供給の絶對的不足を説明したが、更に注目せらるべきは、其の質的低下である。即ち優良材の割當減少し、粗悪な歩留り悪き原木が多くなつた事と代用原料たる藁、豆桿から高級品を生産する事の困難な事である。且つ人絹用パルプ生産のために必要とする原料の中、晒粉、苛性曹達、鹽素等の原料薬品は之を不可缺のものとするにも不拘、國內生産の過少と、對日期待の減少により、高級品の生産は不可能となつた。

(二) 企業採算上の不利。既述の如く人絹パルプは初の意圖が、日本市場への供給を目指したものであり、各社共何れも内地會社の資本と技術に依り生産され、日本へ輸出せられて親會社の需要を充してゐたものであつた。然るに滿洲に於る物價騰貴は日本のそれより著しく、生産コストの六割を占める原木価格は逐年高騰し、滿洲の

パルプは日本のミ比較し、極めてコスト高となつた。勿論日滿間に於る交易關係に於て、パルプ工場は保稅工場として、輸入原料薬品等に於て免税を受けてゐたものの、兩國間の價格差の爲に、日本へ人絹パルプを輸出する事は、事業會社として採算上極めて不利な情勢となつた。即ち康徳八年に於る人絹用パルプ一封度當の價格は、國內向三一錢に對し、日本向輸出價格は二〇錢であつた。此の情勢から、企業としては對日供給を最少限度に止めしめ其の損害は、各社間のプール計算に依つて共同負擔とし、製紙用パルプとして國內に供給し、或は更に高價格を持つ支那向に輸出せられ其の利益に依り補填してゐた。然して康徳九年に於ては、日本向の輸出向人絹用パルプの生産は皆無となり、只僅かに安東の東洋人織機煙草用のライスペーパーの原料として、安東造紙に提供されるのみである。

尙ほ一言すべき事は、九年六月平衡資金制度によつて、輸出價格差による會社側の不利を調整した事である。(三) 滿洲國に於る紙の自給政策。滿洲國に於ては、日本の圓域向輸出の抑制以來紙の自給自足を目標とし、徹々たる國內製紙企業の發展を計つた。よつて製紙會社が次々設立せられ、製紙用パルプの國內需要が旺盛となり、且つ康徳九年頃より各パルプ工場に於ては、日本の遊休抄紙機を輸入、設備し一貫作業を開始した。錦州パルプに於ては操業開始と共に一貫作業を行つてゐる。

第二次五ヶ年計畫に於ては、東滿木材パルプ會社の生産能力には變化なく、唯人絹パルプの増産に努め、操業度の高揚が意圖せられ、新設會社は北滿地區に豫定せられてゐる。大東亞戰爭以來滿洲の對日依存は制約を受け

就中消費物資の輸入減少が必然となつた現状では、國內紙の自給政策、纖維品の可及的自給方針に依り、製紙用パルプ、人織用パルプの増産の要請が昂りつゝある。

最近の報道に依るに、王子製紙の滿洲進出が實現し、佳木斯に滿洲造紙會社を設立中であり、パルプ會社の抄紙機設置による一貫作業の開始、其他滿洲特殊製紙の擴張が傳へられてゐる。更に纖維工業用スフ原料たる人絹パルプの重要性が最近殊に重要視せられ、國內衣料自給計畫に依り、纖維素パルプの積極的な國內利用策が講じられる事となつた。即ち滿洲のパルプ工業は、今後再び當初の如くに人絹用に重點が置かれる事になる事と思はれる。只創業當初は専ら對日供給を目的としたものであるに對し、今後は國內需要に基くものである。滿洲國唯一の人織會社たる東洋人織安東工場では現在日産〇噸であるが、着々第二期工場擴張工事を進め、明年より日産〇〇噸の増産になる豫定であり、今後は人織生産の増強、従つて人絹用パルプの増産が極めて注目せられてゐる。

木材パルプ生産に要する主要原料（一萬屯標準重亞硫酸カルシウム法）

原木	木	一四〇、〇〇〇滿石（唐楡、樺）
石炭	炭	四〇、〇〇〇屯
硫酸	黄	一、〇〇〇、
石灰	石	一、五〇〇、

麵粉	五〇〇
澱粉	二〇〇
荷性曹達	一五〇
鹽素	二〇〇
鹽酸	二〇〇
原木價格—紅松	一立方米
康徳八年	五二、〇〇
九年	六二、〇〇
十年	六〇、二七

〇噸パルプ及人絹パルプ生産に要する原料

品質別仕向地別パルプ價格（封度當り、單位錢）

—康徳八年度—

木材パルプ	國內	日本	北支	支
(1) 人絹用	三一、〇〇	一〇、〇〇	—	三六、五〇
(2) 晒	二九、〇〇	一八、〇〇	三四、三九	三三、五〇
(3) 未晒	二六、〇〇	一五、〇〇	三一、三九	三〇、五〇
茶パルプ	—	—	—	—
(1) 晒	二六、五〇	一五、一〇	二九、五〇	二八、五〇
(2) 未晒	—	—	—	二五、五〇

滿洲に於けるパルプ工業

滿洲に於けるパルプ工業

豆桿パルプ

(1) 晒

二六、七〇

二四、〇〇

二九、五〇

二八、五〇

註 本價格は

國內需要——工場側線渡

日本——港倉庫渡

天津——F O R

上海——C I F

同右、康徳九年度(封度當り、單位錢)

木材パルプ	國內				日本				北支				中支				第三國				
	(1) 晒	(2) 晒	(3) 未晒	未晒	(1) 晒	(2) 晒	(3) 未晒	未晒	(1) 晒	(2) 晒	(3) 未晒	未晒	(1) 晒	(2) 晒	(3) 未晒	未晒	(1) 晒	(2) 晒	(3) 未晒	未晒	
人絹	三四、〇〇																				
(1) 晒		三二、〇〇																			
(2) 晒			二九、〇〇																		
(3) 未晒				二八、〇〇																	
豆桿パルプ																					
(1) 晒																					
(2) 晒																					
(3) 未晒																					
豆桿パルプ																					
(1) 晒																					
(2) 晒																					
(3) 未晒																					

第四章 製紙工業の發展

滿洲の製紙業は、茲數年の間に勃興したものが多く、併も其れは小規模の工場が大部分であつた。従つて文化向上に伴ふ紙消費量の増大に對し、國內生産は微々たるもので、日本よりの輸入に依存する割合は、約八割程度に及ぶものであつた。輸入量を見るに、康徳六年迄は、逐年増加を辿り、七年以降は物價高により金額は増加したが、量的には減少を示してゐるのは、日本の圓域向輸出制限に依るものにして、滿洲國としては、消費物資の對日依存から脱して國內自給自足を建前とする關係上、製紙業に於ても生産擴充を計らねばならなかつた。且つ國內産パルプの生産上昇に従ひ、木材パルプの供給を受け、屑等の再生により、小規模乍ら多くの工場が設立せられ或ひは、擴張せられたのである。主要なる會社を拾つて見るに、既設の鴨綠江製紙、六合製紙、撫順製紙の他に康徳二年松浦製紙、康徳三年には、安東造紙、滿洲紙工、四年には康徳製紙、五年には九三、照國の兩製紙、六年には、官應用の廢紙屑紙を原料とする特殊會社滿洲特殊製紙、滿洲製紙、吉林製紙等が設立せられてゐる。特殊製紙を除き何れもパルプの供給を受けて、反古紙、葦、藁等を原料とするものであつた。ところが、康徳九年頃より、既述のパルプ工業の變遷に伴つて、パルプ工場に於て、自ら製紙迄の一貫作業を行ふ様になつた。即ち錦州パルプの操業開始(康徳九年二月)並に康徳葦パルプ、豆桿パルプ、東滿人絹パルプに於て何れも

抄紙機を日本より輸入設備し、更に東洋パルプも亦十年八月より一貫作業を開始し、滿洲パルプも亦年内の豫定である。

斯くの如く製紙の生産擴充により設備能力は上昇し八年迄は原料、燃料、電力の故障に依り、生産停滯氣味なるも、九年頃より一貫作業の開始、原料パルプの對日供給減に伴ふ國內供給増により上昇を辿つてゐる。

主要製紙會社（パルプ紙の一貫作業會社を除く）

會社名	設立	製品
撫順製紙	昭和五年	印刷紙、燒塵紙
松浦製紙	〃 八年	〃
六合製紙	康徳二年（王子系となる）	印刷紙、和紙
安東造紙	〃 三年	煙草用紙
滿洲紙工	〃 三年	印刷紙、板紙
康徳製紙	〃 四年	板紙、麻紙
丸三製紙	〃 五印	印刷紙、和紙
昭國製紙	〃 五年	燒紙
吉林製紙	〃 六年	和紙
滿洲製紙	〃 六年	板紙
特殊製紙（吉林營城）	〃 六年	包裝紙、印刷用紙

其他、朝日、日滿、撫順協和、滿洲紙業、ハルビン協和、潘陽、新京、裙野、睦堂、東亞、福海、亞州、錦州等

主要製紙會社（パルプ紙の一貫作業會社を除く）

鴨綠江製紙	昭和二年	包裝、和紙
豆棹パルプ	康徳九年一月	印刷紙
錦州パルプ	〃 二月	印刷紙、包裝
康徳製パルプ	〃 五月	板紙、麻紙
東滿人絹パルプ	〃 八月	印刷、筆記、包裝用紙
東洋パルプ	〃 十年八月	印刷用紙
滿洲パルプ	本年中の豫定	印刷用紙

（川田）

租税制度上より觀たる滿洲國租税政策の現 段階と今後の方向

目次

序言	
第一章 第一次建設期過程に於ける租税制度	
第一節 建國時に於ける租税體系	
第二節 税制整理の沿革	
第一項 内國税制度の整理概要	
第二項 地方税制度の整理概要	
第二章 第一次建設期後に於ける租税制度	
第一節 第一次建設期後に於ける租税制度の整備	
第二節 現行租税制度	
第一項 現行内國税制度の概要	
(一) 現行内國税制度の檢討	
(二) 現行内國税制度の解説	
第二項 現行地方税制度の諸問題	
(一) 地方税制度の整備	
(二) 攤派	
第三章 決戰段階に於ける租税政策と今後の方向	
第一節 國防國家に於ける租税政策	
第一項 國防國家と財政	
第二項 國防國家に於ける租税政策の理念	
第二節 滿洲國租税政策の方向	
第一項 滿洲國の租税收入と間接税の地位	
第二項 増税餘力と増税の方向	
結言	

序言

租税制度上より觀たる滿洲國租税政策の現段階と今後の方向

一國租税政策の論察には、先づ以て其が體系上の形態たる該制度の歴史的発展過程に遡つて省察を必要とする。

建國後短年月にして國力の飛躍的發展を遂げたる我が滿洲國に於ては、他の經濟的諸制度の著しい變化につれて租税制度も急速に刷新整備され、康徳五年には現行制度の大本は確立し、更に七年末の劃期的税制改革に依つて近代的形態を呈するに至つた。

元來租税制度自體は國家的、社會的、經濟的に制約を受くるものにして、従つて我國の該制度に於ても時代に應じて獨目の慣習、特色を現してゐたが、之等も刻々たる時世の推移につれて新たなる形態に變化し、現行制度に發展せるが、當面の緊急時局は當該制度の存続さへも最早許されぬ現狀である。

本稿は決戦段階に處して、滿洲國が増大する財政需要の充足手段として如何なる租税政策を必要とするか、かゝる租税政策樹立の基礎たるべき財政觀念は平時經濟から、戰爭經濟移行につれて本質的に如何に變化されたるかを論察せんを試みたるものであつて、之が論點を現行租税制度に求むるに共に之等を考察して増税今後の方向を示し同時に過去の制度に就ても沿革の概要を記して参考に供したるものである。

第一章 第一次經濟建設期過程に於ける租税制度

第一節 建國時に於ける租税體系

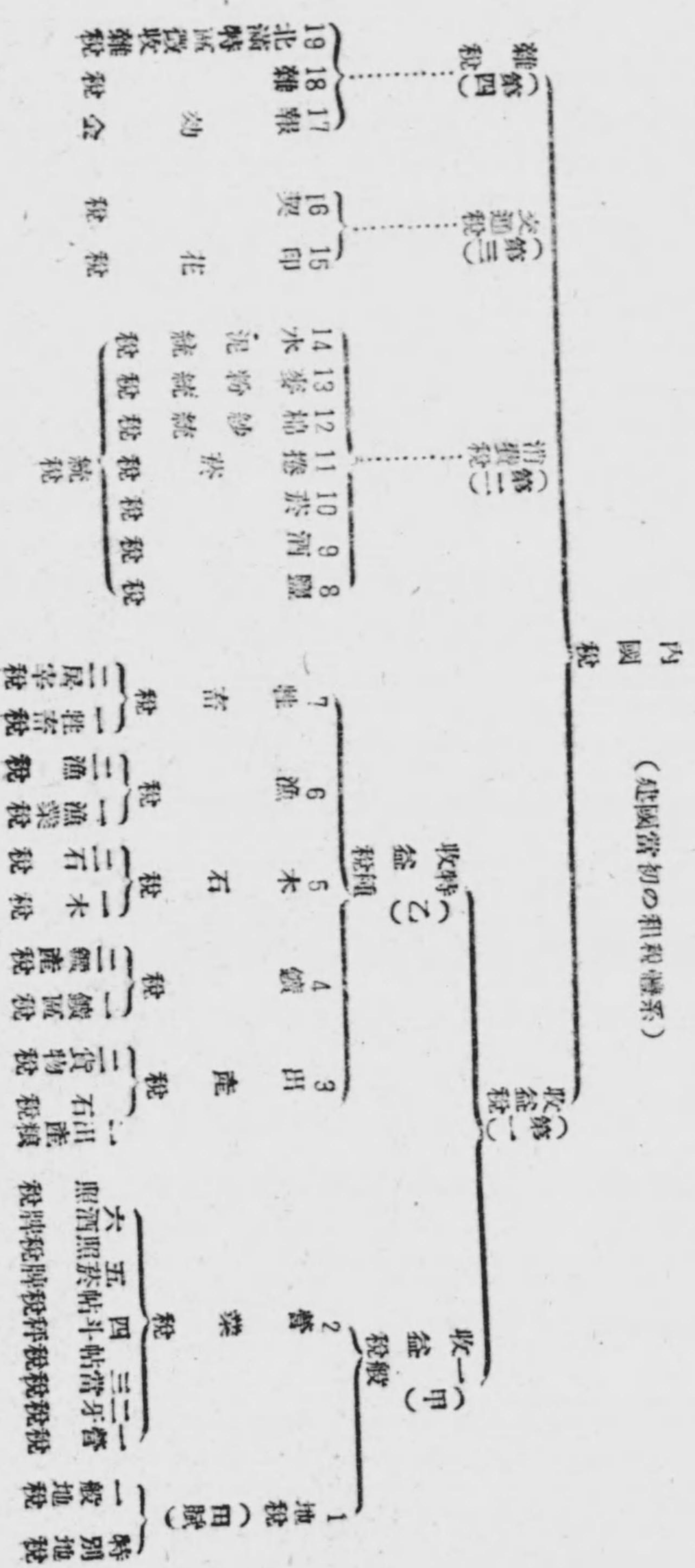
建國當初の滿洲國に於ては租税制度は未だ混然たる状態にあつた。當時租税は種々雑多な形態を呈し、而もかゝる租税各間には脈絡も系統も存せず、この意味に於て我々が今日學說に觀る單一税制(註1)にも複合税制(註2)にも據る所なく従つて租税體系は未だ存在を觀なかつた。

建國と同時に政府は當面諸施策の速急遂行に相提携して、紊亂せる財政の應急處理を策する傍ら財源の緊急確保を指して早急に租税制度の整備を圖らんとし、先づ内國税制度の整理に着手したのであるが之に付きては當初に於ける財政の急需に應ずるの必要上、事變に依つて混亂弛緩せる租税制度、徵稅機關を成るべく速に常態に復せしめると共に將來に於ける國家財政の基礎を確立せんがため急激なる變革を避け漸次舊政權時代に於ける制度を承繼踏襲せしもの如くである。

(註) 單一税論は十六世紀末ボーダンに依り唱へられたが、其の後時代の變遷と共に多くの單一税論が現れた、即ち單一消費税論、單一地租論、單一資本税論、單一所得税論等が其の主なるものである、就中有名なるものは單一地租論、單一所得税論である。之等は取入を生ずるものを土地或は所得等のみ限定し、税源は他に求め難き事を主張するものであるが現在の

如き經濟狀態社會狀勢に於ては、單一租税に依つて總ての租税原則の要求を満足せしむる事は困難である。何れにせよ單一税論は今の狀態のもとには非常に缺陷が多いので現在この制度を採用せる國家は存しない。
 (註2) 租税制度は複合制度に依るの外なしとせば、如何なる税種を組合せて體系を構成すべきかが問題である。租税體系は唯單なる雜然とした多數の税種を組合せ排列したるものに非ずして、相互に脈絡系統あり、全體として租税原則の要求に合致したものであるべきなるが、各種租税には人税と物税との適當なる配合が要求されねばならない。

當の體系初を今日の學的分類に依り排列すれば次の如くである。



表に依れば、内國稅を大別して收益稅、消費稅、交通稅の三支柱に更に雜稅に分つてゐる。前三者に就ては後に述べるとして先づ當時の雜稅に就て些か説明を試みる。

當時の雜稅の内容は報効金、雜稅、北滿特區徵收雜稅の三者より成る。報効金は今日の寄附金納金に該當し、當時特定會社が過去の協定、或は誓約書に基いて其の利益金乃至は賣上金額の一部を一定の稅率に依り政府に納めたるものである。第二の雜稅は今日市、縣、旗稅、街村稅等に見られる租稅と異り、特定地域に於ける商船保護費、或は鹽の消費稅であり、北滿特區徵收雜稅とは北滿特定區域に於てのみ課せられた諸稅で、この地域に於ける行政費、警察費等多くは當時の國防費、治安維持費等に充當せられた。

建國當時の内國稅は雜稅を除けば大別して田賦(地稅)、營業稅、出產稅、鑛稅、木石稅、漁稅、牲畜稅、鹽稅、酒稅、茶稅、統稅、契稅、印花稅の十三種となるが更に細分すれば其稅目は實に百三十餘種に上る。

之等多數の租稅は専ら收入第一主義であり、各間脈絡を保ち整然たる排列を見たのでないが今日の學的分類に收めたるものが前掲表である。以下各種租稅に就て見れば

一、收益稅 收益稅は一般收益稅と特殊收益稅とに分たれる。

1. 一般收益稅

一般收益稅は田賦と營業稅とより成り、田賦(地稅)は更に一般地稅と特別地稅とに分れてゐる。一般地稅とは今日の地稅であるが當時の課稅は土地の面積に依り賃賃價格には依らなかつた。特別地稅は特定地域(主とし

て熱河省)に於て墾業を栽培する農耕地に對し地稅を課するの外、更に墾業栽培の收益に對して課稅されたるものにしてこの分は今日の禁烟特稅である。

營業稅の内容は營業稅、牙稅、當稅、斗秤帖稅、菸牌照稅、酒牌照稅であり、之等の中には營業稅たる性質の外、今日資本所得稅に類するものも包含されて居る。

2. 特殊收益稅

特殊收益稅は一般收益稅の補充稅であり(註3)主として當時の天然自然物の收益に對し課稅せられたものである。國家の未文化過程にありては徵稅方法或は徵稅技術の安易上目撃課稅は屢々行はるる所であつて、この點より觀て自然生産物は能く課稅の對象に採用せられ稅目も雜多であつた。而も之が當時の有力なる稅源たり得る事は言ふまでもない。

當初體系に觀らるゝ特殊收益稅種は、大別すれば出產稅、鑛稅、木石稅、漁稅、牲畜稅の五種である。之等の中出產稅(貨物稅を除く)鑛稅は今日出產糖石稅、鑛業稅として國稅體系中になほ存し、貨物稅(後に山貨捐)、漁捐(後に漁業捐)、牲畜稅は地方稅體系中に收められた。

(註3) 何れの稅體系にても、基礎稅と補充稅とがある。現今の租稅體系に於ては收得稅を基礎とし消費稅流通稅は收得稅の補充稅である。又收得稅にありても、所得稅を根幹とし他の收益稅を以て之を補充するやうに排列せしめてある。之にも種々方法があるが二三の例を擧ぐれば一般所得稅を中心とし、地稅、營業稅、家屋稅、資本利子稅等收益稅を以て補充する法、一般所得稅に以てするに財產稅を稅を以て補充する法、或は一般所得稅を中心にして土地所得、家屋所得營業所得等他の所得を以て之を補充する法などがある。

建國當初の滿洲國には所得稅が創設せられてゐないから一般收益稅を以て根幹たるべき收益稅とし他の特殊收益稅を以て之を補充してゐる。

二、消費稅

當時の消費稅を分ければ鹽稅、酒稅、菸稅、統稅の四種目となるが、統稅は更に捲菸統稅、棉紗統稅、麥粉統稅、水泥統稅の四種目に分たれる。消費稅に就ては現行租稅體系に照らして體系上に大なる變化なく、精々稅目の貧少捲菸稅の統稅よりの分離、鹽稅の專賣益金への繰入程度であるが、收入の點より觀れば消費稅は此國特有の課稅であり、現在見る如く種類、收入額共々異常に膨大した。

三、交通稅

交通稅は通常流通稅と呼ばれる。當初此種稅種に包まれるものとしては契稅と印花稅とがあつた。當初の内國稅體系を觀て問題たり得るのは次の點である。この事は後述の稅制整理の上に於て當然改善さるべき問題の諸點であるが、體系觀察のみに依つても首肯され得べき二三の點を次に指摘して置く。

建國當初略々系統立ちたる租稅の施行地域は奉天省、吉林省、黑龍江省、熱河省の四省で他の諸省にては租稅制度は殆んど雜然區々たる状態にあつた。

如上の體系もこの四省にて觀られた租稅制度を現今の範疇に採り入れたるものにすぎない。これを觀て先づ我々に首肯せらるるは國地稅の劃分不明従つて中央財政と地方財政との限界を缺くことである。斯くの如き國稅と

地方税の區分を明確にするのは中央財政と地方財政との限界系統を明にし其の確立を期する所以である。

尙當時の體系に於ては其の歴史的沿革によるものなるも對物課税に偏倚著しく、収益税制は未だ幼稚にして況んや今日見る如き所得税制度の創設はなかつた。かくして當然財政の確保の點からも又各租税間の負擔の公正均衡の上からも、次に觀る税制の整理は焦眉の急務であつた。

第二節 税制整理の沿革

舊制度の特色は課税原則をあくまで収入第一主義とし、課税の安易なる方向に集中的に重課せしめたるため専ら對物課税に偏倚し、而も各省獨立國家なる建前から税制は區々にして地域的な不統一の結果は、同一地域に於ても課税の重複云ふ現象も屢々現はれ、加之徵税は請負的に流れたる結果、徵税機關の所要經費に不足を來し、之を補填すべく提成金、提獎金なる制度を設けて此等は徵税官吏の不當收入となる場合が尠くなく、之等を全面的に改革すべく税制は爾後急速に整理されたのである。

第一項 國税制度の整理沿革

(一) 第一期第一次の整理概要

第一期は當初踏襲せる租税制度の應急的整理改善であり、其の方針は次の諸點に重點を置いた。

1、國、地税を劃分し中央地方の財政を明確にすることに

- 2、税制中負擔過度なるものを輕減し、不合理甚だしきものを廢止せしむること
- 3、歳入の可及的確保を圖ること
- 1、の點に就ては前にも指摘した如く焦眉の急であつたが、この點は急速に解決し難きを以て、取敢へず建國前中央並に省政府の收入に屬するものを國税とし、其の他を地方税とした。

2、の過重負擔なる租税の減廢は奉天省に於ける營業税の輕減、熱河省に於ける禁烟税の半減、貨物税、牲畜税、道路税の廢止、各省開出產税の重複課税の禁止等數多であつた。

3、に於ては當時は急激なる變化を避ける爲、新税の創設よりは寧ろ徵税機構の速急的整備が必要であつた。

(二) 第二期第二次の整理概要

第二期第二次に於ける整理の方針は次の如くである。

- 1、各省區々なる税制を統一する事
- 2、簡單且つ合理的なる租税體系を構成する事
- 3、収益税に重點を置く租税制度を樹立する事。即ち現行租税制度は對物課税に偏倚するに依り、新税制の立案に當つては、収益税制の發展を策し、課税負擔の可及的均衡化を圖るに共に將來に於ける所得税制度に備へる事
- 4、課税方法を合理化する事。

- 5、消費税に就て奢侈品重課、生活必需品には軽減する事
 - 6、新税は課税負擔の均衡を圖る爲、租税體系を調整する目的以外には之を創設せざる事
 - 7、國稅徵收法を制定し、租稅の徵收及滯納處分に關する手續を明にし歳入の確保を期するに共に、人民の權利を保障する事
 - 8、租稅犯處罰法を制定する事
 - 9、地方稅の整理については左の方針に依る事
 - イ、國、地稅を通じ総合的に國民負擔の均衡を圖る事
 - ロ、地方稅は國稅に聯關せしめ財務行政の純化統一を圖る事
 - ハ、地方稅制度の現狀並に將來の理想に鑑み國稅附加稅を以て基幹とし之に雜捐を配したるものみなす事
- 右の方針に基く第二期第二次整理事業として先づ出產糧石稅、木稅、捲菸稅の改正統一、消費稅の課稅物件の免許制度確立を遂行し、次いで營業稅制度の改正統一と同時に貨物稅、漁稅、石稅、落地稅を廢止し、酒稅制度の改正統一、礦業法の公布に伴ふ礦業稅制の改正統一を實施し、康德二年九月には地方稅制度を確立した。
- 三、第三期第三次の稅制整理
- 1、第三期第三次の整理方針は次の通りである。
 - 1、中央地方を通じての租稅制度を全般に亘つて調査研究をなすこと
 - 2、國稅の收益稅體系を完成すること
 - 3、國稅と地方稅との有機的調整を圖ること
 - 4、國稅、地方稅其他の公課を通じて國民負擔の総合的均衡化を圖ること
 - 5、國民經濟發展の地域的跛行性に伴つて、地方稅負擔の地方的不均衡を是正し、所與の地方財源總額にて地方自治團體がその運営機能を最大限度に發揮し得る如く租稅制度を確立して置くこと
 - 6、建國第二工作に飛躍せんとする財政經濟政策に即應し得る如き租稅制度の措置をみること
 - 7、滿洲國が生誕と同時に國防國家なるに鑑みて、有事に際して租稅動員に應じ得る如き租稅制度を整備し置くこと。

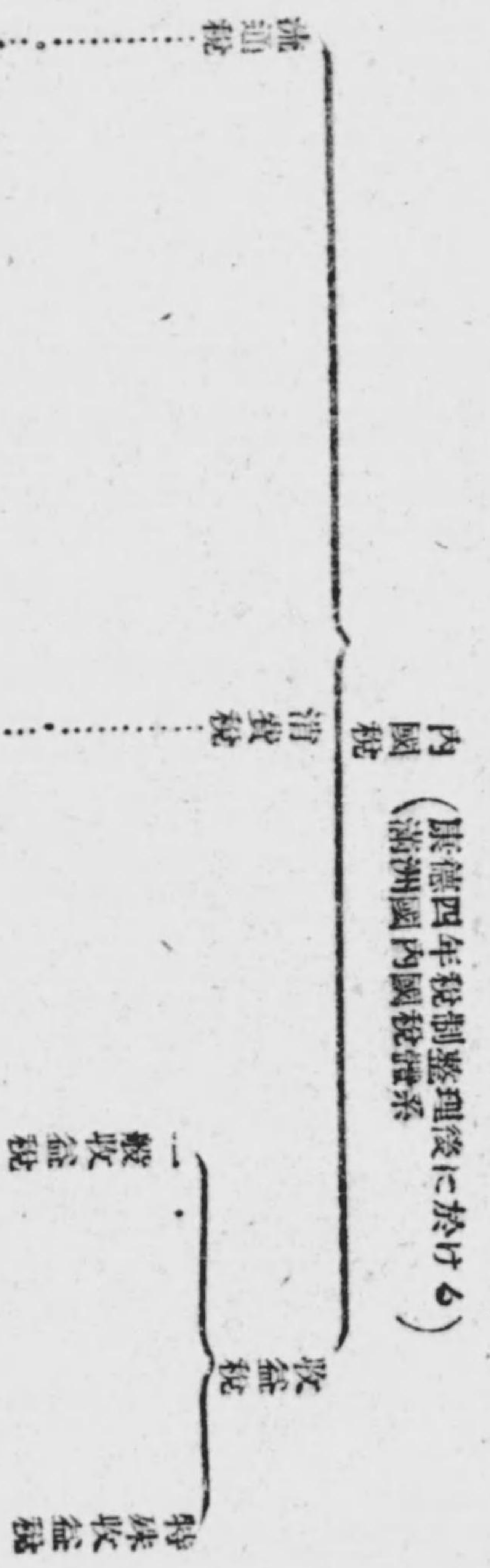
右の方針に應じ此期の整理事業として商業登記法、三種統稅法、地稅法、契稅法、國稅徵收法等各種稅法を制定し、内國稅制度の整理、改善に力を注ぐと共に、他方國、地稅を通じ國民負擔、地方財政の総合的強化、地方自治の振起等を考慮し、國稅と地方稅の有機的調整にも全力を盡し、之については省地方費の設置に伴ひ、國稅中數種の稅目（法人營業稅、出產糧石稅、木稅、礦區稅、礦產稅、禁烟特稅）を選び之に對する國稅附加稅制度を創設して省地方費讓與制度の確立を斷行したのである。

其後第三期工作の終りには國稅に於て家屋稅、自由職業稅、勤勞所得稅を創設して收益稅體系を整備し、不動産登録稅、不動産登記稅、取引稅を創設し、營業稅、法人營業稅、礦業稅、契稅、地稅、酒稅、三種統稅、租稅

犯處罰法等の改正を行ひ、木税、屠宰税を廢止し牲畜税を省地方費税に委譲したのである。

地方税に於ては國税の整理改善に關聯して改廢を行ひ、即ち省地方費の機構擴充、財政強化を圖るため、之に課税權を附與し、省地方費税を創設し、家屋及勤勞所得稅附加税を讓與税としてこれに歸屬せしめ、市、縣稅たる戸別捐、房捐を廢止し、屠宰捐の合理化を圖り、街村稅の法制化に隨ひて街村稅を創設したのである。

斯様にして第一期、第二期、第三期の稅制整理は康德四年度を以て概ね所期の目的を達し、建國當初の整理計畫は殆んど完成を見たのであり、我國内國稅制度は收益稅を基幹としこれに消費稅、流通稅を配して近代的租稅體系を構成するに至り、他地方稅制度に於ても廣汎なる附加稅制度を採用するに共に地方分與稅制度の創設に依り國稅と密接不可分の關聯を具備するに至つた。
斯くして出來上りたるのが次に見る内國稅體系である。



契稅	礦業稅	契稅	酒稅	礦業稅	契稅	礦業稅	契稅	礦業稅
高價稅	礦業稅	高價稅	菸稅	礦業稅	高價稅	礦業稅	高價稅	礦業稅
特許稅	礦業稅	特許稅	酒稅	礦業稅	特許稅	礦業稅	特許稅	礦業稅
意匠稅	礦業稅	意匠稅	酒稅	礦業稅	意匠稅	礦業稅	意匠稅	礦業稅
工場稅	礦業稅	工場稅	酒稅	礦業稅	工場稅	礦業稅	工場稅	礦業稅
船舶稅	礦業稅	船舶稅	酒稅	礦業稅	船舶稅	礦業稅	船舶稅	礦業稅
不動產稅	礦業稅	不動產稅	酒稅	礦業稅	不動產稅	礦業稅	不動產稅	礦業稅
印花稅	礦業稅	印花稅	酒稅	礦業稅	印花稅	礦業稅	印花稅	礦業稅

第二項 地方稅制度の整理沿革

前項に於ては國稅を中心として其の整理の沿革を述べたが、本項に於ては之を補ふ意味に於て地方稅制度の整理に就て概要を示す。

地方稅制度の整理は、國稅制度の整理よりやゝ遅れて康德二、三年項より着手せられた。想ふに舊制度に依る地方稅は複雑多岐に亘るのみならず不統一にして國家的統一を缺き、課稅の便宜に重點を置きし結果目擊課稅に墮し、負擔の公正を失する事著く此弊を一掃せんがため次の各期に於てこれを根本的に整理改善した。

一、第一期第一次の整理概要

第一期第一次の整理方針は次の如くである。

- 1、負擔の普遍公正を圖るため、適當なる新稅の設定又は改廢を行ふこと

租稅制度上より見たる滿洲國租稅政策の現段階と今後の方向

- 2、國稅の調整を圖るこゝに
- 3、課稅形態は國稅附加稅、獨立稅制の併用制を爲すこゝに
- 4、歳入の確保、國民の權利の伸張を圖るこゝに
- 5、一般的法規を制定し、國家的統制を加ふるこゝに
- 6、整理實施は康德三年度迄に完成のこゝに

此期に於ては如上の方針に依り整理を行ひし傍ら地方稅法施行規則を制定し、地方稅に關する一般法制たらしめた。

第一期第一次に於ける整理に依つて地方稅體系は國稅附加稅及獨立稅併用の建前から、獨立稅としては地捐、房捐、戸別捐、雜捐の四種目に限り、附加稅として營業稅附加捐が採用せられた。

二、第二期第二次の整理概要

第二期第二次に於ける整理は康德三年十二月より實施せられた。此期に於ける整理の中心は省地方費の設置に伴ひ、中央地方の財政を調整せんが爲、國稅地方稅の有機的整備、調整を圖るにあつた。この目的達成の爲には先づ國稅との關聯を主眼とする地方稅の地域的不均衡を是正する必要があつた。斯かる必要性に基きたる結果、我國の稅制上に所謂附加稅なる地方讓與稅が始めて採用せられたのである。

本期に於ける讓與稅としては（國稅たる正稅の附加稅として國に於て徵收し收入額を地方費の財源として課稅

し省地方費として交附するもの）次の如き四種がある。

一、出產糧石稅附加稅（舊糧石捐）

二、木石附加稅（舊木捐）

三、鑛區稅附加稅及鑛產稅附加稅（舊鑛業稅附加捐）

四、法人營業稅附加稅（舊營業稅附加捐）

この他に國稅附加稅として國に於て徵收し地方費の財源として省地方費及縣、旗に交附するものとして禁烟特稅附加稅が採用されてゐる。

三、第三期第三次の整理の概要

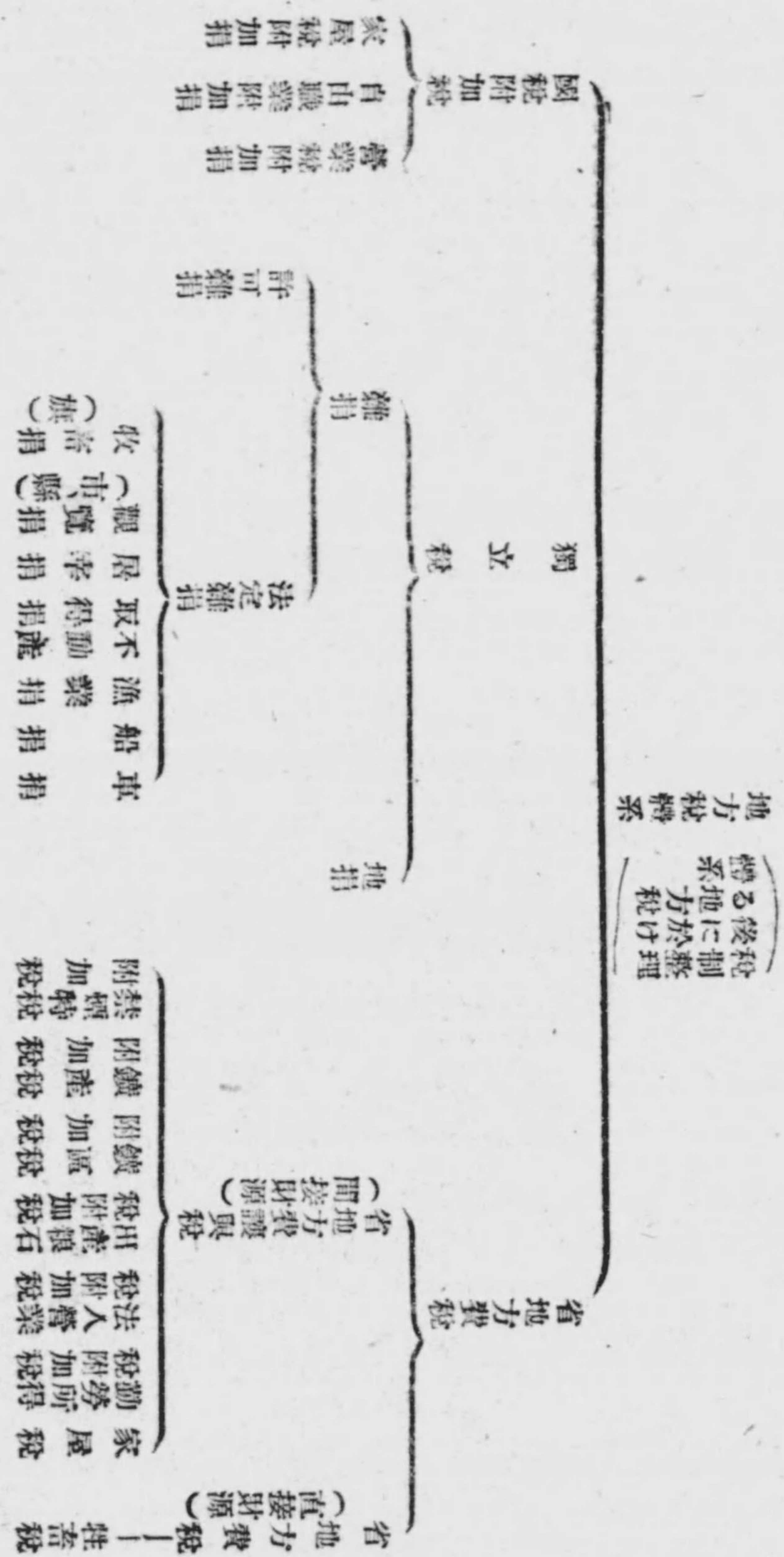
第三期第三次の稅制整理に康德四年十二月末より實施せられた。

此期の整理は我國の第一期建設期に於ける最後の内國稅制度整理に隨伴して行はれたるもので、國家負擔の綜合的均衡化及び必要需給に應じ得る如く全租稅體系の綜合的彈力化を圖ることを主眼としたるものである。即ち國民負擔の均衡は國稅、地方稅を通じ考慮されてこそ可能であり、動もすれば地方稅重課に走る傾向に鑑みてこの負擔均衡を如何に調整すべきやが問題なるに依り、從來分裂してゐた兩稅を新しい渾一體として再生せしめたのである。

即ち従前の内國稅は收益のみを以て直接稅體系を構成したるにも拘らず僅かに地稅、營業稅の稅兩稅のみを國

税中に存するにすぎず房捐(家屋税)、戸別捐(戸數制)の如き收益税體系構成上欲くべからざるものが地方税體系中に存するところから、彼我負擔の不均衡が存在してゐたのであつた。

これ等負擔の不均衡を是正するに共に有事の際に於ける租税の調達を圓滑ならしむるが爲房捐を國税中に移管し家屋税をなし、國税たる勤勞所得税、自由職業税の制度に伴ひ戸別捐を廢止し國税の收益税體系を整備するに共に省地方費税たる牲畜税の制度に伴ひて從來の牲畜捐を廢止した。整理後に於ける地方税體系は次の如くである



第二章 第一次建設後に於ける租税制度

第一節 第一次建設後に於ける租税制度の整備

前節に於て其の概略を示したる如く建國後租税制度の整備は康德五年末を以て一應完了したのであるが其の後國力の發展經濟力の進捗に相俟つて租税制度の上にも種々變革の必要に迫られた。即ち曩に勃發せる支那事變を契機として滿洲國も親邦日本に呼應して愈々長期建設の段階に突入するに共に、現下時局の要請に基く、國家諸施策の高度化に隨ひ我國財政經濟の全般に亘つて此れに對應する國防體制確立の必要からこれ等に即應せる税制の整備は益々急務とせられた。

殊に康德七年末創設せられたる遊興飲食税を始めとして、家屋税、捲菸税、印花税等の税法改正に依る數次の臨時的増税に依つて税制は益々複雑化され、此儘に推移しては到底現段階に於ける税制としてその役割を果すことは望み難い現状にあるのみならず、他方之迄課税を見ざりし部門に於ても新たに課税の途を開き、併せて税制の體系を整備し、其の弾力化に備へ、他面購買力規制をも期して租税の増徴を爲し以て現下財政の需要に應じ、國庫の増收並に地方財政の基礎を確立する必要があるのである。

かゝる見地に立脚して康徳七年末國稅の整備、増徴に關する稅制改革要綱の樹立を觀たのであるが、之が方針を要約すれば次の如くである、

- 一、國民負擔の均衡を圖るこゝに
 - 二、時局的購買力の規制と經濟政策の均衡を圖るこゝに
 - 三、國庫の増收を圖るに共に弾力性ある稅制を樹立するこゝに
 - 四、地方財政の基礎確立を圖るこゝに
- 等である。第一の目標はこの期に於ても稅制の眞髓を考へられ、國民負擔の公平を租稅政策の最高指標を考へてゐるのである。

次に現下の我國に於ては高度國防國家完成に遺憾なからしむるため生産力の擴充、國民貯蓄の奨勵、消費の節約、公債の消化等緊急諸施策の圓滑なる遂行上改正稅制は之等に障害なからしむる建前を採つてゐる。

即ち健全財政下の稅制たるべきこゝに、財政の必要に應じ稅率の引上其他に依つて容易に稅收入の増減をなし得る様な彈力ある稅制たらしむるものである。第三の目標は彈力ある稅制を樹立して以て收入の増加を圖るにある。

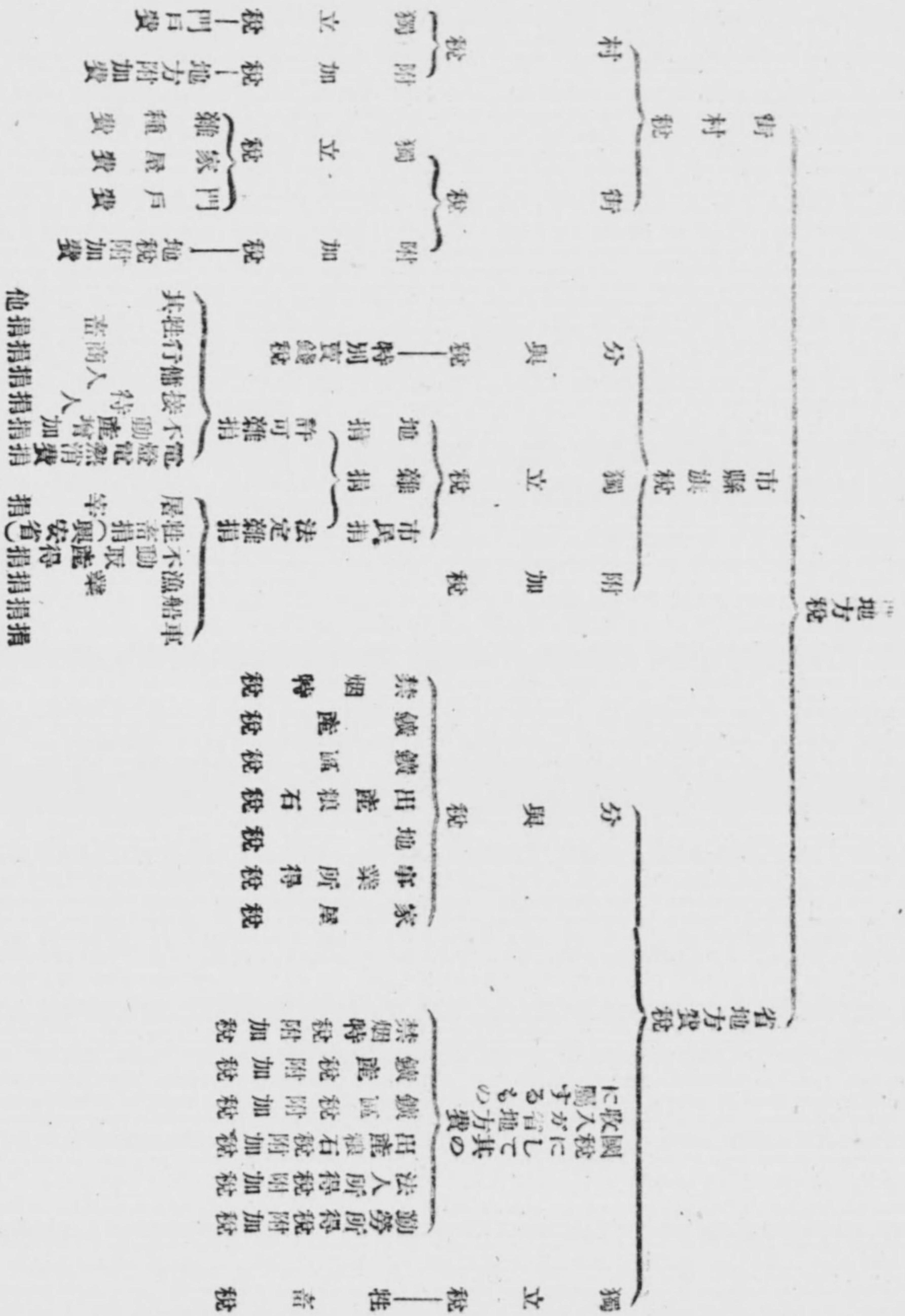
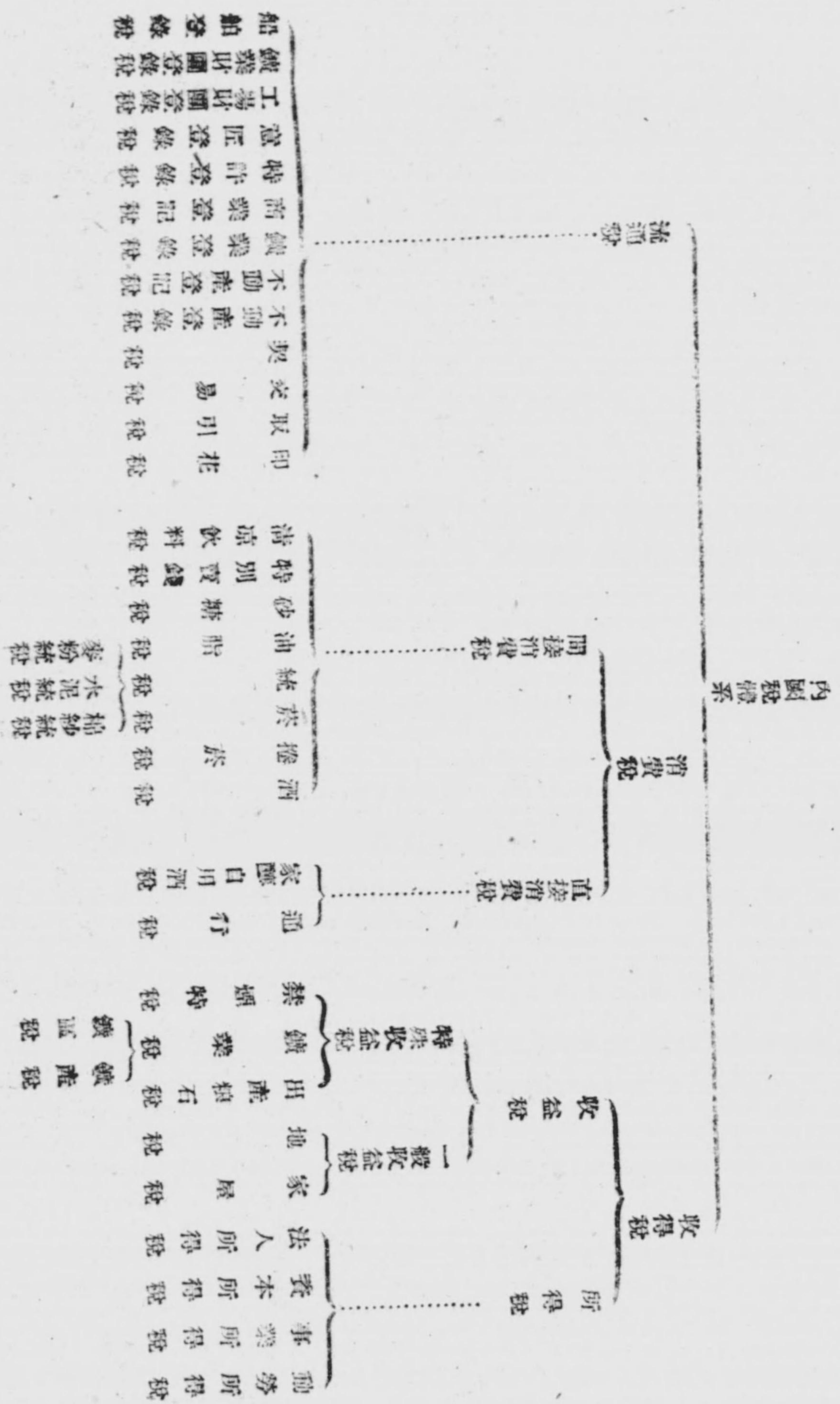
最後の點に就ては時局的要請に基く國策諸施策の高度化に伴ひ、各省、各縣、旗等の地方團體の負擔が急激に増加せるに依り、地方運営上の幾多の支障を生起せしめんとする傾向から、地方行政運営の根幹をなす地方財政

制度の自主性、彈力性を附與するため伸縮性ある國稅の地方分與稅制度を創設したのである。

今期の稅制の整理増徴に依り從來の外形標準課稅を以て負擔の衡平を期し得なかつた營業稅、及自由職業稅を廢して新たに事業所得稅を創設し、之を期して從來の收益稅制度を逐次分類所得稅制度に轉換する方向を示したる意味に於て正に新しい劃期的改正を云ふべきである。

これに關聯して從來等閑視され勝なりし地方財政の脆弱化に對し、事業所得稅を始め地稅、出產糧石稅其他六種の國稅收入の一部を裂いて省地方費として分與せしめ地方財政の自主性を彈力性で附與せらるゝこゝになつたのは大いに注目せらるべきである。

斯くして康徳八年度以降租稅制度は着々整備せられ此の間租稅の改變新稅の創設あつて次の如き現在の租稅體系を觀るに至つた。



租稅制度上より見たる滿洲國租稅政策の現段階と今後の方向

第一節 現行租税制度

第一項 現行内國税制度の概要

(一) 現行内國税制度の検討

現今租税制度を説くに先だち(本稿にては内國税制度を主とし地方税制度に就いては後日に割愛する)試みに康徳七年度決算を手懸りし當時の體系を見れば消費税(間接税)が其の大半を占め全収入の七二%を領するに反し收得税(直接税)は二〇%にすぎない。而も人税は所得税の前期的形態たる營業税、並に康徳五年以降創設せられたる勤勞所得税、自由所得税の二種に止り、其の額は租税全収入の僅か七%に過ぎず、爾餘の九三%は物税である。故に土地、家屋、營業、高級勞働者等より生ずる収益に課税しつつも資本主義社會に於ける普遍的収益たる資本収益に對して課税を缺如してゐる。斯の如く戰爭に必然的に隨伴する特別利潤を吸收し、從つて社會政策的見地からも、インフレ抑制の上からも戰時經濟運営を可能ならしむべき租税體系は未だ確立の域に到達して居らなかつたのである。

斯かる時に於て支那事變は進展して戰爭は愈々長期戦に入り、増大する財政需要を充足し併せて國家措施策遂行に遺憾なからしむる爲、康徳七年末先に見る如き税制改革要綱を策定して今後の理想的體系を想定し、緩急の順を追ふて之が實施に取りかゝつたのであるが、之に依つて康徳八年度以降創設若しくは改廢せられたる税法は

次の如き多數に上つた。

一、創設せられたる税法

專業所得税法(七年十二月)、資本所得税法(八年十一月)、法人所得税法(八年十一月)、交易税法(九年十月)、地税法(九年七月)、通行税法(八年九月)、油脂税法(八年十一月)、砂糖税法(七年十二月)、特別賣錢税法(八年八月)、清涼飲料税法(九年十月)

二、改正せられたる税法

勤勞所得税法(九年十月)、事業所得税法(八年十二月)、家屋税法(七年十二月、九年十月)、礦業税法(八年十二月)、酒税法(七年十二月、八年八月、九年十月)、捲菸税法(八年八月)、三種統税法(十年八月)、印花税法(九年六月)

三、廢止せられたる税法

營業税法(七年十二月)、自由職業税法(七年十二月)、法人營業税法(八年十一月)、遊興飲食税法(八年八月)、地税法(九年七月)、綿紗、水泥統税法(十年八月)

此れに依つて見れば現行内國税制度は舊に比して面目一新し、他の戰爭經濟諸政策との調和から觀て最大の能力を發揮し得る如き整備せる體制へミ躍進した。而し乍ら詳細に見るならば今日文明諸國の體系制度を照らして尙ほ著しき特色を存するこゝが看取せられる。

現行内國稅制度を先づ所得稅體系に就て見れば、第一次世界大戰以來歐米各國は概ね所得稅を中心とし、之を補完するに收益稅若しくは財産稅を配してゐるのが通例であるが、我國にては綜合所得稅の創設は未だこれを見ざる所であり、分類所得稅が施行せられて居るにすぎない（前掲註参照）、所得稅を課稅の中心とすのは、所得の普通性、等一性に依る課稅對象として最も合理性、統一性を具有せるものに外ならぬが、之に補完稅を必要とせる所以は言ふまでもなく所得の有する擔稅力は所得の種類に依りては量及質に於て各々差異を生ずる場合も存し、之が爲所得の質の方面に於ては確實性永續性に乏しき勤勞所得よりは資産所得に重課し、所得の量の方面に於ては所得の増加するに従つて稅率を累進せしめて課稅の均衡を圖るべきである。

現行租稅制度に於て綜合所得稅を設けざるは現在の民度、民籍の不確實の狀態に於て時期尙早である事、一方に我國は建國僅々にして資本の蓄積は極めて低位であり、他の先進諸國に比して貧富の懸隔も左程見受けられず従つて現在の狀態に於ては之に基く負擔の不均衡を惹起する虞れは薄い。然し乍ら地籍整理事業の成果に對應し、不動産所得稅が創設せられ、民籍調査が徹底して相續法が制定し相續稅創設可能の境に於ては所得の綜合も容易となり、技術的にも綜合所得稅法の創設實現は想像に難くない。

次に消費稅體系に就て見れば、康徳十年度年當初豫算に於て間接稅は關稅、專賣益金を含めるに内國稅總收入の六十三%を占め、直接稅の二十八%に比すれば尙今日に於ても依然比重は大なりと云ふ事が出来る。

從來間接稅の課徵は小所得者階級に不利に作用するものにして嫌忌せられる傾向にあり、學者の理論の上に於

ても課稅の直接根據を持たざる理由から惡稅として取扱はれてゐたものである。

然し乍ら租稅政策の新たな展開を示さるべき今日に於ては間接稅の存在理由はあくまでも福調せられ、他の經濟政策と關聯して間接稅に依る租稅政策の進展は今利益の重要視さるべき情勢にある。

即ち間接稅は購買力を吸收し、消費規制を目標とするものであり戰時負擔能力に即應する長所を有するに共に、他方國民の戰時生活基準上國家が國民に對し消費を抑制する事を期待し得るものである、のみならず間接稅は徵稅技術も容易であり、稅目採取の適宜を得れば收入も甚大にして現今滿洲國ならず交戰各國は好んで採る傾向である。然しこれでもあくまで租稅原則に則り、之が増徵の結果民力の阻害を招いてはならないのである。即ち稅目の選擇に考慮を拂ふと共に奢侈重課、生活必需品には輕減し稅率を定め、他方稅目を出來るだけ整へて課稅に弾力性を附與すべきである。

次に流通稅としては各國の賣上稅制度に倣ひ昨年末交易稅法が新たに採用せられた。賣上稅は消費稅的作用をなす非難はあるが、戰時に於ける國民の浪費抑制、物價騰貴防止の上から妙を得たる稅法で、友邦日本に先んじて本稅を創設したのは時宜に適したものであり、今後流通稅制度の發展は弾力性を具備する稅源確保の見地建前から望ましいのである。

(二) 現行内國稅制度の解説

以上によつて現行租稅制度を内國稅に就て一應窺つたが蛇足ではあるが、更に少し詳しく各稅目に付き體系別

に説明を加へ、以て後に述べる租稅政策論述の參考とする。

(1) 收得税(直接税)

收得税の中心は所得税であるが、之のみに依つては國民負擔力を充分に捕捉出來ぬから主税たる所得税の外に補完税たる收益税を設けるのである。

1. 所得税

所得税には個人所得税と法人所得税とがあるが先づ前者より説明することとする。我が國の所得税には前述の意味に依り綜合所得税がなく分類所得税のみ存する。之に屬するものとしては勤勞所得税、事業所得税、資本所得税の三である。税率は綜合所得税の制設せられぬ過渡期にあるので何れも累進税率に依り、比例税率は採用せられて居ない。之等は勤勞所得に輕く(平均三、二四%)、次いで資本所得に略々重く(平均一〇、七六%)、事業所得が最も重い(平均一五、一四%)。資本所得が事業所得に比して輕課されてゐる理由は、我國資本蓄積度の低位を示すに外ならぬ。徵收方法は勤勞所得、及資本所得に對しては、源泉課税の方法を用ひ、事業所得に付いては賦課課税の方法を採つてゐる。

法人の所得の課税物件は法人の普通所得と超過所得と清算所得との三である。法人の普通所得は法人の各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依り、超過所得は營利法人の普通所得が、當該事業年度の資本金額に年百分の十の割合を乗じて算出したる金額を超へた場合、其の超過金額に依り、清算所得は法人が解散したる場合に於て、其の殘餘の財産が解散當時の拂込株式金額又は出資金額及積立金の合計金額を超過した場合の金額である。普通所得及清算所得に對しては内國法人十二%外國法人十七%の税率を課し、超過所得に對しては八乃至五十%の超過累進税率を適用してゐる。

尙ほ法人の受ける資本所得については源泉資本所得税が賦課せらるるので法人所得に於ては其の分控除せられるのであるが、一方に於て資本所得に於て配當率年八分以下の配當、銀行預金、公社債利子等に對する廣汎なる免税規定があるにも拘はらず法人所得税法に於て之に關する何等の規定の存せぬのは、時局下緊要なる生産に携はる事業に對し考慮の點から尙ほ妥當を欠くもの云はねばならぬが、反之、財源の乏しい我國財政收入確保の上から觀れば止むを得ざる一手段と解せねばならぬ。

2. 收益税

所得税を補充すべき現行我國收益税體系には、地稅、家屋稅と尙ほ特殊收益稅として禁煙特稅、出產額石稅、礦業稅の五がある。

元來收益稅の目標とする所は不動産、動産、營業等があるが不動産に屬するものとして地稅、家屋稅が擧げられるが、營業に對しては從來營業稅が課せられてゐたが分類所得稅に移行した今日動産營業に對しては收益稅は課せられてゐない。

收益稅の第一としては地稅である。地稅法は建國以降舊政權時代の稅法を其儘踏襲し面積課稅に依る舊形態を

持續して來たが、昨年七月末の改正に依り宅地及鑛泉地に付ては地稅台帳に登載せられた地價、旱田、水田、其他の土地に付ては地稅台帳に登載せられた收入價格に依ることに改められ、稅率に前者に地價の千分の一、(附加稅を加算するに千分の七)後者に付ては千分の十(附加稅を加算するに千分の七)を適用する事に定められ、茲に課稅標準が土地の賃賃價格に依るべく決定せられた。

第二は家屋稅である。家屋稅の課稅物件は住宅、店舗、工場、倉庫其他の建築物を言ひ、課稅標準は家屋稅台帳に登載せられたる賃賃價格で五年毎に之を改訂してゐる。稅率は一家屋稅に關する臨時措置に關する件第一條に依り當分の間百分の五が適用せられてゐる。

(2) 消費稅

消費稅の稅源は當然所得に基くが、消費の事實に關し課稅するものである。消費稅は消費者に直接に支拂しめる場合に、生産者に一先づ課稅して其の價格を通じて消費者に課稅を轉嫁せしむる場合がある。前者を直接消費稅、後者を間接消費稅と云ふ。

間接消費稅の中同一國內に於て生産せられ消費せらるる財に對し課稅せらるるものを内國消費稅と呼び、財の生産に消費が國及國境を異にする場合に於て課稅せらるる間接消費稅を關稅と云ふ。關稅には輸入關稅、輸出關稅、通過關稅の三つがあるが、此れに類したものに噸稅がある。噸稅は外國貿易の爲外國を往來する船舶が當國の開港場に入港したる時課するもので入港稅、若しくは港灣使用稅とも考へられる。噸稅は關稅に類似する

が、體系分類の上では直接消費稅と見るべきであるが學者に依りては流通稅の一種と看做すものもある。

1. 直接消費稅

我國には直接消費稅としては通行稅、家釀自用酒稅がある。通行稅は汽車、汽船、航空機の使用料金及び急行料金、寢台料金等に對して課せられる。稅率は乗車料金に對しては區間定額課稅で三十軒以下の場合三等一圓、二等五角、參等は免稅、一、八〇〇軒を超過の場合一等六圓、二等三圓、三等一圓が課稅せられ、急行、寢台使用の場合には各等その料金の百分の十の稅率が課せられてゐる。家釀自用酒稅は毎年その製造石數二石以内に於て製造者より五圓を課稅せしむるものであるが、自家用酒釀造人が本法第三條に規定せらるる酒類を販賣する者、旅館飲食店營業人、酒稅法に依り許可を受けたるもの乃至はこれ等と同居するもの以外の者なることを要する。

2. 間接消費稅(内國消費稅のみ)

直接消費稅は間接消費者に課稅するのであつて理論的には公正妥當なるものであるが實際問題として、消費者の消費行爲に對し直接關與して、之に漏れ無く課稅する事は種々の不便が隨伴するのみならず、事實上徵收困難なので茲に無數の消費者の消費行爲に課稅する代りに、經濟流通上に於て消費者の前位にある少數の經濟行爲者に課稅し、其の租稅負擔を後位にある消費者に轉嫁し徵收技術を安易ならしむる方法が考へられたのであるが、之が所謂間接消費稅で今日租稅體系の殆んど大部分の消費稅は間接負擔の方法に依り消費者に課せらるるものである。

從來我國に於ては關稅が國稅中收入の大宗を占めてゐたが、事變の勃發に依り第三國よりの輸入杜絶、對日物資の流入減少等に依り關稅收入は次第に減少せる反面緊迫を孕む時局の進展に伴つて財政支出が逐次膨大せるため之が收入源確保の建前から内國消費稅の財政收入源としての重要性は一躍他を壓する現狀となつたのである。

これ等消費稅の中心を爲すべきは嗜好品稅であるが、昨今では遊興娛樂行爲に課稅する特別賣錢稅が之を群を抜いて登壇して來たのである。嗜好品稅中酒稅と捲菸稅とは特に重要な税目である。酒稅法は昨年十月の改正に依つて稅率も可成り大巾に引上られ、課徵方法も製造稅、出廠稅、乃至は兩者併用の形式で行はれてゐる。酒稅と並んで最も重要なものは捲菸稅である。捲菸稅の課稅方法は種々あり、最も原始的な方法として栽培土地に課し、或は捲菸原料の收穫に對し課徵する場合もあるが、之等は轉嫁の不徹底なるところから通常製品課稅方法と製品の製造場搬出に際して課稅する方法とがある。現在は概ね製造場搬出に際し課稅せらるる方法が採られて居り、この方法は捲菸のみならず他の消費物品に於ても此種課稅方法が適用せられてゐる。稅率は國內製造菸に於ては百分の六十、輸入菸に於て百分の五十二となつてゐる。

嗜好品と必需品の中間に止るものとしては砂糖稅、油脂稅、三種統稅（棉紗統稅、水泥統稅、麥粉統稅）があり、この他略々嗜好品に類するものに清涼飲料稅があるが此等は何れも前二者より較ぶれば收入源としての重要度は薄いが課稅の弾力性を圖るための體系整備の點に其の存在理由があつた。

特別賣錢稅は從來遊興飲食稅をその課稅形態上直接消費稅形態より間接消費稅形態に改組すると共に課稅容體

の範圍をも擴張して康徳八年八月創設せられたるが、民間浮動購買力の増大は時局の進展に伴ひて益々旺盛なるに依り此種享樂的消費的傾向を阻止すると共に、收入の確保を圖るため昨年末大巾の増徴が行はれた。尙本稅の實施に依り賽馬場の入場が課稅容體となつたので從來賽馬法中一部が改正せられた。

3. 流通稅

流通稅とは財の取引の事實、即ち財の流通、移轉に對して課せられる租稅で交通稅とも云はれる。流通稅の客體は經濟流通であるから、經濟流通に稅するには先づ經濟流通自體に課徵せねばならぬが、經濟流通自體を捕捉し得ない場合に於ては經濟流通に關聯して生ずる行爲を捕捉しこれに課稅せねばならぬ。經濟流通自體に課稅するは財産移轉を生ずる行爲を捕捉して課稅する事になるから財産流通稅と名付け、經濟流通の附屬行爲或は補助行爲に對する課稅は當該行爲が流通經濟を窺ひ知らしむるべき價格を示すのが常であるから之は價格流通稅と名付けられる。我國に於ては昨年末交易稅（賣上稅、或は取引稅）なる財産流通稅が創設せられた。

1. 財産流通稅

財産流通稅として最も通俗的なものとしては賣上稅（取引稅）があり、これに類するものとして取引所取引稅（日本にて採用、普通取引稅が實行困難なるに依り取引所と云ふ一つの場所に於て取引を爲すものに對して課徵するのは租稅技術上捉へ易いからである）、證券發行稅、運送稅、廣告稅等もあげられるが、我國にては財産流通稅として交易稅のみを採つてゐる。交易稅の課稅せらるる取引の範圍は國內に於ける營業取引に於てのみであ

り、營業の種類は物品販賣業を始めとする二十七種の營業である。交易税の課税標準は賣上金額、其他取引に依る収入金額で税率は硝石に付いては取引金額の千分の二が適用せられてゐる。納期は一年を四半期に分ち當該期税額を翌月末迄に納付せしめるのである。

2、價格流通税

財産流通税は流通取引自體を捉へるを旨とするが動もすれば之を逸すを虞があるから流通税制度は之を補ふ爲めに價格流通税制度を設けるのである。之には通常印紙税(文書税)と登録税がある。

我國の價格流通税には印花税と登録税とがあり、何れも収入印紙を以て納めるのを原則とするが、徴收の方法として現金を以て納める場合もある。即ちこれを三種に分ち第一は貼用印花、第二は押印證書に依るもの、第三は現金納付に依る税印の押捺である。

登録税は流通取引の効果を官簿に登録する際徴收する税である。流通行爲は登録に依り法律上の効果を生じ、之が爲第三者に對抗せしむるが爲であり、登録者の權利を安固たらしむるものである。登録税は流通取引を間接に課税するため印花税に酷似せるが、前者に對する課税が文書作成の事實を捉ふるに反し、後者に對する課税は官簿に登録する事實を捕捉するものである。登録税は登記、登録を前提とするものであり課税さるべき登録事項は不動産登録、鑛業登録、工場、鑛業等の財産登録、船舶登録、特許、意匠の登録及び商業、會社等に關する登記である。

第二項 地方税制度ノ諸問題

(一) 地方税制度の整備

内國税制度と並んで地方税制度に就ても問題とする所は多しするが之が詳細なる考察は後の課題として残し、曩の税制整備の結果問題なりし二三の點を指摘し省察を加ふるに止める。

我國の地方税制度は康徳二年九月該制度創設以來、地方財政確立を目指して整理の方、針體系上の組織に絶大ななる努力が拂はれたる結果、僅々數星霜を出でずして異常な發達を遂げ、内國税制度と相並んで康徳八年度に對つては諸外國に列し得る近代的租税體系を構成するに及んだ。

第一期建設後に於ける特記すべき制度上の變化は分與税制度の創設である。

地方分與税制度上は親邦日本に於ける該制度設定に倣ひ康徳七年末に於ける税制改革の結果、地方財政の基礎を確立せんがため地方財政の效率的運用乃至は綜合化を圖る目的の下に創設せられたるもので、從來兎角中央に依存勝なりし地方財政は之に依つて強力なる自主性と弾力性を具有するに至つた。當初の分與税の種目は國税中地税、禁煙特税、出產硝石税、鑛區及鑛産税、事業所得税の六税目より成り、分與金額は前五者に於ては國税徴收額の百分の五十、事業所得税にては百分の四十を夫々分與し、所在省地方費に歸屬せしめたのであるが、最近の情勢の變化は國及地方兩財政調整の必要を生じ、地方財政の健全化を阻害せざる爲慎重な検討の結果、分與率の一部を改正し事業所得税に就ては其の徴收額を百分の三十に改むるに共に、遊興飲食税廢止の結果附加捐が消

失したるに依つて新設の特別賣錢税に付いて分與税制度を採り其の徵收金額の十二、五を裂いて所轄省地方費（黑河省）及び新京特別市、市、縣、旗に分與する事になつたが、其の後家屋税についても徵收額の全額を新京特別市、市、縣、旗に分與せしめる事になつたので地方財政は在來に比して格段に富裕化せられたのである。

茲に云ふまでもなく地方税としての淵源は土地若しくは之より生ずべき收益なるまことの物税を基幹たらしむべきは地方税體系組織上の原則であり、この意味に於て分與税も收益税中より選擇せられ得べく、特別賣錢税を地方税として市、縣、旗に分與せしめたる理由は地方財政の調整財源としての效用たらしめたるもので強ち異例ではない。尙ほ我國の地方分與税分與方法は還付方法を採用して置ける、茲に蛇足乍ら附加して置く。

第二に關するべき事項としては市民捐の創設である。

市民捐は康徳八年十二月地方税法第六條を根據して創設せられたるものにして其の創設理由は左の三點にある。

1. 市民が市の負擔を分任するに云ふ自治精神を税制上に顯現せしむること
 2. 都市と農村との負擔の均衡を圖ること
 3. 地方財政の一助たらしむること
- 市民捐は市内に一戸を構へ若しくは獨立の生計を営む個人、又は市内に事務所若しくは營業所を有する個人、法人若しくは法人に非ざる社團に課税される。（地方税法六條の二）とあるから納税義務者は市内に一戸を構へるもの、

自己經濟にて生計を営むもの、市内に居住せずとも事務所、營業所を有する個人及營利法人、非營利法人等である。市民捐の課税標準は納税義務者の使用する家屋の賃貸價格であるが、勤勞生活者に就いては收入金額の百分の二十に相當する金額を以て家屋の賃貸價格と見做すのである。この市民捐は農村との負擔の均衡上賦課し得る總額は人口一人當り三圓以内で、本捐の本質上納税義務者一人に對する賦課額は二萬圓を越ゆることを許さぬ。本捐は特定のものを除いては負擔分任の見地より廣く一般に課せられ、不課徴の取扱は原則としてなさぬ。本捐の賦課方法は應分負擔の建前から納税者全部に一圓宛割當て、之に賦課總額より基本總額を控除したる殘額を賃貸價格一定額以上の者に對してのみ按分したる額を加へたるものを其の賦課額とす。

市民捐の施行地域は全滿都市であるが、月割賦課を爲さざるは各課税の重複を避けしめたるに依る。

なほこの他にも地方税法の改更は時々行はれたるが體系上特筆すべき變革は康徳四年末の附加税制度の採用、街村税の設定と前述の分與税制度の創設が見るべきものであり、茲に地方税制度は一應整備せられたるが根本的見地に立てば今後の問題は多々殘されてゐる。尙ほ滿洲國には租税外の收入として攤派制度がある。

（二）攤派

我が國には經費の支辨に當つては租税收入に依る不足を補填するため未だに舊時代の封建的慣習制度たる攤派を用ふるこゝが屢々あり、殊に地方ではこの傾向は著しい。攤派とは攤款の割當を云ひ方法は各地慣習に依つて種々である。

攤派の歴史的形態は清朝時代の丁賦、差徭、明代の丁役、太古に於ては力役等があり、日本にても古くは夫役、庸、調、徳川時代には課役なる名稱の下に歴代封建社會の課税形態として觀られる所であつた。

我國も近代的租税制度の確立と共に稅體系が整備せらるゝに及んで此種課税方法は體系上より姿を消したが、地方縣、旗に於ては財源の不足を補ふ實際手段として屢々攤派することがある。攤派は現今の租税上の諸原則に照せば、租税正義の上からも平等の點からも違反するのみならず、實際問題として弊害が多いので實施を禁止されて

ゐるが、昨今の地方經費の膨大と共に其の金額は絶大となり、推則に依れば地方稅額に匹敵せんとする勢である。攤款をその性質に依つて大別すれば經常的攤款と臨時的攤款とに分られる。攤款を以てする經費支辨の對象は大分分地方縣、旗の事業費、土木工作費等で此の中比較的永續性を有するもの、若しくは田賦附加等を攤派の形式に於て賦課する場合は前者に屬し、比較的短期間の縣旗事業費或は兵差支應の場合は後者に屬する。

攤派の負擔方法には金錢負擔、現金負擔、勞力負擔がある。攤派は金錢負擔に依るのが原則とされるが、賣力の乏しい階級にありては第二、第三の負擔方當に依るの他はない。金錢負擔に依る攤款中には豪家の寄附金、獻納金に類するものも多分に含まれてゐるが、攤款負擔の對象は大部分農民若しくは下層勞務者階級なるところから、現品勞役に依る負擔供出も忽せに出来ない。

因に康徳六年度に於ける攤款調査に依れば總額一億一千萬圓と推定されるが、これは金錢納付に依るものみの付てであり、此の他に勞務供出や現品納付分を金額換算して加算すれば二億圓程度に上るものと觀られ、現今

では實際上の調査は無いが諸種の事情から推察し、相當額の増加が豫想され或は二億五千萬圓、或は三億圓を突破せるものと推測せられてゐる。

攤款は租税と異つて立法令に依る課税權は無く、道義的にも攤派行為は當然非とせらるべきなるが、未だ封建文化に浸潤してゐる地方生活者に取つては斯かる歴史的慣習制度による公課に對して甘んじて屈從する傾向にあるからある意味に於ては租税よりも効果を有するものである。然し攤派の收入が地方團體の向上發展、延いては國家目的上必要經費の支辨として充當せられざる限り其存在は許し難い。

第三章 決戰段階に於ける租税政策と今後の方向

第一節 國防國家に於ける租税政策

第一項 國防國家と財政

我々が今日國防國家と唱へる國家とは云ふまでもなく「戰爭能力を最高度に發揮し得る強力なる體制を備へたる國家」であるが、斯かる國防國家の高度化に伴つて財政の地位も自づと性格が改變せられねばならなくなつた。即ち自由主義國家の經濟機構に於ける財政の見解と國防國家に於ける財政の見解とが本質的に差異を生じた

のらである。

思ふに自由主義經濟に於ける財政は國民經濟内に於ける單一經濟として、他の一般民間經濟と並んで國民經濟構成の一要素として考へられ「國家其の他の權力團體の營む收支均衡の經濟」なりと考へられてゐたのである。曩の第一次世界大戰を契機として、國家予算の膨大するにつれて統制經濟が浸透するに至りて財政の地位は益々重要度を増し、財政活動の範圍は擴大し統制經濟が之迄の如く單一經濟として他の諸經濟と並存するものではなく其の上に立つて之等を統一する機能と權限とを持つに及んで、財政も亦國民經濟に於ける部分的計畫經濟分野を露ふ有力手段たり得るのである。

蓋し今日の財政概念は經濟と財政との有機的聯關を基底としてその構成が成り立つと共に、政治と經濟との緊密なる聯繫機體として其の存在意義が可能とせらるゝものであり、正しく自由主義經濟、若しくは過渡的統制經濟を背景とする財政概念とは根本的に性格を異にするものである。

戰時に於ける財政は其れが國民經濟との聯關に於て甫めて意義を存し、財政の機能は従前より遙かに強化擴大せられ、財政活動は國民經濟に作用し、茲に國民經濟形成力としての財政が生誕したのである。昭和十六年七月盟邦日本に於ては國家が自ら國民經濟に於ける再生産要素の計畫的なる配分、結合、利用關係を決定するに云ふ積極的なる方針のもとに「財政金融基本方針」の決定を見たが、之に依れば國家は國民の資力「國民所得」を既定して國家目的に従ひて財政、産業、國民消費の三部分を合理的に計畫配分し、次期國民資力の増大を圖るべく樹

策してゐるが、これに依つても現時の財政は國民經濟との相關性を有つことが明にされてゐるのである。

現時の計畫經濟は國民經濟に於ける人的、物的生産手段の配分、結合、利用關係の最高合理化を目的とし、且亦實現する經濟であるが、この意味に於て財政も「國民經濟に於ける經濟手段の配置」として考へる學者の意見も新しい財政の見解である。

今日統制經濟が一段に進展して國民經濟機構に浸潤する一方強力なる政治力に依つて經濟の全面的計劃化が着々實現せられんとする折、財政はこれ等計畫經費の調達供給に其の全能力を發動せねばならないのである。云ふまでもなく今日の計畫經濟は戰爭遂行の經濟であるから戰爭遂行上必要經費はあくまでも調達、確保せねばならぬが、他面不急不要の經費は抑制縮減して財政上に於ても不動の體制を備へねばならぬ。高度國防國家の財政は計畫經濟遂行即ち戰爭遂行を可能ならしむる財政であらねばならぬ。

我が國も直接武力戰爭には參加して居らねど、日滿經濟の一體方針に依り經濟上側面的對日寄與を要請せられ、従來の依存經濟から自給經濟移行の現段階にありては經費膨張は必至の現狀であり、戰爭完遂を目的とせんが爲には滿洲國財政も如上の觀念に基いて新なる方向に展開されねばならぬ。

茲に財政の國民經濟に於ける意義が斯く變化せば従來の如く財政收支の均衡論は必然修正せられねばならぬ。今日の財政政策は財政其のものの均衡を圖る爲に樹策するものでなく、國民經濟其のものの生産面、消費面を考慮して之が均衡を畫策する財政、云ひ換へれば戰爭遂行を可能ならしむる財政手段として國民經濟力最大利

用の財政たねばならぬ。

第二項 國防國家の租税政策理念

戰爭經濟下に於ける財政の觀念が斯く變化すれば、從來の租税理念も新たなる々觀的條件に依つて變更を要すべく、租税政策も新しき方向へ展開されねばならぬ。戰時財政に於ける租税の役割は平時の觀念に於ける單なる財政充足手段に止まらずその機能は一段と効率的に顯現されねばならぬ。即ち戰時に於ける租税の増徴は一方に於て戰費充足を云ふ直接的効果、を持つ反面購買力吸収、消費規制、物價騰貴、の抑制等經濟力の安定を保持する間接的效果を擇ぶと共に、他の方法手段（例へば公債の發行）に依りて生起せる通貨膨脹をも緩和する云ふ適切なる財政手段である。

かゝる點に眼點を集中すれば租税政策の財政學上の根本原則は、國家存亡の秋に於ては必ずしも絶対原則たり得ないのである。即ち舊時代の他の經濟上諸原則が、舊時代を地盤として其の上に於ては原則たり得るも、時代環境の回轉と共に最早妥當原則たらざる如く、租税政策にも戰爭財政にありては特殊なる方法が附與されねばならない。

從來租税は應能負擔、負擔の公平、（租税平等の原則）が政策上根本原則なりと認められてきたが、これは各個人間の負擔公平を考慮せる形式的なる分配の公平を意圖せるものであり、戰時國民經濟運営上に於てこの種の原則に固着しては國家財政の充分なる確保は望めないところである。

今日の租税政策は戰爭遂行に處する必要經費の收入が第一次的條件であり、租税原則中負擔の公平の考慮は第二次的條件である。勿論戰爭經濟の續行に就いては豫斷を許さぬが少くとも急速なる結末は期し難く、この間租税負擔を過大ならしめ税源を涸渇してはならないのである。

第二節 滿洲國租税政策の方向

第一項 滿洲國に於ける租税收入と間接税の地位

國家の必要資金は云ふ迄もなく公債發行、租税收入、官營事業收入並びに國民貯蓄等に依つて負擔されねばならぬが、租税收入に依る國家資金の確保は他の何れの方法に依るよりも最も確實安全である。即ち公債發行は他日に於て利付償還を云ふ有償條件を必要とするし國民貯蓄は預貯金の引出に依つて資金利用の永續性、安定性を欠くのに反し、租税は國家が國民に對し無償に納税義務を附與するものなれば租税に依つて取得せられたる國家資金は確實不變なる國家資金たり得るものであり、この意味に於て租税は國家財政運営上最も堅實妥當なる收入手段である。

反面租税に於ては、大量資金の早急なる確保を云ふ點にては、公債發行等他の緊急手段には及ばざる點もなしとしないが、現時の如き戰爭經濟が長期に亘つて繼續せる事態にありては、國家資金の必要豫算はあく迄も計畫的に編成せられるから突發的に大量資金の必要させられる場合は殆んど看られないのである。此に於て國防國家

の財政獲得手段としては先づ租税が第一義的に擧げられねばならない。
 滿洲國の租稅收入は康徳十年度初予算に依れば專賣益金を含め合計七億八千三百餘萬圓となつてゐるが之に地方税を加へれば(康徳九年度予算)十億四千三百餘萬圓に及んでゐる。今康徳四年度支那事變効發當時の國稅收入二億四千三百餘萬圓を一〇〇とすれば三七七%即ち三割七倍餘りの増加を示してゐる。地方税に就ても康徳四年度の六千六百餘萬圓と比較して指數三九、一約四倍の増加が見られる。
 之等建國以降の滿洲國租稅收入の趨勢を表示すれば次の如くである。

滿洲國租稅收入(不含地方税) 累年比較(單位千圓)

種別	建國及大同元年度		大同二年度		康徳元年度		康徳二年度		康徳三年度		康徳四年度	
	種別	年度	種別	年度	種別	年度	種別	年度	種別	年度	種別	年度
租稅收入	104,533	92%	134,077	92%	155,728	89%	77,436	88%	183,626	85%	180,653	73%
印紙收入	3,651	3	6,041	4	7,587	5	4,264	5	9,957	5	10,399	4
專賣利益金	5,731	5	5,540	4	10,841	6	6,373	7	22,707	10	56,898	23
計	113,915	100	145,658	100	174,156	100	88,074	100	216,290	100	247,923	100
種別	年度	康徳五年度	康徳六年度	康徳七年度	康徳八年度	康徳九年度	康徳十年度					
租稅收入	221,938	76%	320,728	75%	377,782	81%	377,107	80%	505,249	84%	631,618	87%
印紙收入	13,637	6	23,548	6	30,404	7	32,149	9	28,981	5	30,155	4
專賣利益金	60,124	20	81,618	19	56,530	12	65,102	13	54,266	11	72,118	9
計	295,699	100	425,957	100	464,716	100	474,268	100	588,503	100	783,891	100

(備考) 康徳七年度以前ハ決算康徳八年度以降ハ豫算ニ依ル
 各年度比率ハ租稅(狹義ニ解スル)合計100ニ對スル租稅(狹義ニ解スル)、印紙收入、專賣利益金ノ占ムル割合ヲ示ス

滿洲國地方税 收入累年比較(單位千圓)

年度	種別	合計		省地方費	市縣旗稅	街村稅
		金額	%			
大同元年度	大	18,186	27.4	—	18,186	—
大同二年度	大	21,255	32.1	—	21,255	—
康徳元年度	大	23,047	36.1	—	23,047	—
康徳二年度	大	13,258	20.0	—	13,258	—
康徳三年度	大	35,751	53.9	—	35,751	—
康徳四年度	大	66,284	100.0	4,775	31,106	30,402
康徳五年度	大	79,615	120.1	12,128	35,008	32,484
康徳六年度	大	108,672	163.8	16,672	44,832	47,163
康徳七年度	大	142,872	215.5	25,421	53,904	58,548
康徳八年度	大	206,701	311.8	60,069	77,238	62,394
康徳九年度	大	259,139	880.9	66,821	112,317	80,001
康徳十年度	大	予算未定	—	—	—	—

(備考) 合計比率ハ康徳4年=100 トセル各年度收入割合ヲ示ス
 本計數ハ康徳3年度迄ハ決算額、4年以降ハ豫算額ヲ示ス

租稅制度上より見たる滿洲國租稅政策の現段階と今後の方向

一般會計豫(決)算額中に占むる稅收割合
(單位千圓)

種目 年度	一般會計 預(決)算額		租稅 含印紙收入 (及專賣益金)		其 他
		%		%	
建國及大同元年度	174,160	100.0	113,915	65.4	60,245.35.0
大同二年度	194,574	100.0	145,658	76.0	48,916.24.0
康德元年度	214,899	100.0	175,156	81.0	40,743.19.0
康德二年度	132,768	100.0	88,074	67.0	44,694.33.0
康德三年度	263,610	100.0	216,290	82.0	47,320.18.0
康德四年度	312,755	100.0	247,923	79.0	64,832.21.0
康德五年度	396,010	100.0	295,699	75.0	100,311.25.0
康德六年度	603,902	100.0	425,957	71.0	177,945.29.0
康德七年度	758,259	100.0	464,716	61.0	293,543.39.0
康德八年度	745,574	100.0	474,268	63.0	271,306.37.0
康德九年度	828,400	100.0	588,503	71.0	234,897.29.0
康德十年度	1,055,000	700.0	183,891	74.0	271,109.06.0

(備考) 其他ハ官産收入其他諸收入及ビ臨時部收入
各年度計數康德七年度以前決算額、康德八年度以降ハ
豫算額ヲ以テ示ス

業第一次五ヶ年計畫に依る國防産業振興期に當面して營業所得、事業所得(當時は事業所得稅の創設は無い)の増加を示すもので、因に康德六年度決算稅額が予算稅額に倍加せるを見ても了察に難くない。次に一般會計中に占むる租稅割合に就て見れば、次表の如くである。

之に依つて見るならば、國、地稅を通じて康德五、六年を境として著しい收入増加が見られるが、之は我國産

康德四年度(支那事變勃發年度)基準租稅
(不含地方稅)増減割合

種別 年度	合計	租稅	印紙收入	專賣利益金
建國及大同元年度	46.7%	57.9%	3.51%	10.1%
大同二年度	59.7"	74.2"	58.1"	9.7"
康德元年度	70.2"	86.2"	73.0"	19.1"
康德二年度	63.1"	42.9"	41.0"	11.2"
康德三年度	88.7"	101.6"	95.7"	39.9"
康德四年度	243,923 =100.0%	180,653 =100.0%	10,399 100.0%	56,898 100.0%
康德五年度	106.5"	122.9"	126.6"	105.7"
康德六年度	174.6"	177.5"	226.4"	143.6"
康德七年度	190.5"	209.1"	292.4"	99.4"
康德八年度	194.4"	208.7"	309.1"	114.3"
康德九年度	241.3"	279.7"	278.7"	95.4"
康德十年度	321.4"	377.3"	290.0"	126.7"

種別 年度	合計	直接稅	間接稅	準間接稅
建國及大同元年度	46.7%	34.4%	48.0%	47.6%
大同二年度	59.7"	53.8"	60.6"	40.8"
康德元年度	74.2"	67.7"	70.6"	71.8"
康德二年度	36.1"	37.0"	35.0"	40.4"
康德三年度	88.7"	88.8"	86.6"	94.1"
康德四年度	243,923 100.0%	37,274 100.0%	199,941 100.0%	10,708 100.0%
康德五年度	106.5"	124.0"	115.9"	164.9"
康德六年度	174.6"	166.5"	166.6"	286.8"
康德七年度	190.5"	247.6"	166.8"	362.7"
康德八年度	194.4"	182.0"	182.9"	379.9"
康德九年度	241.3"	405.8"	195.8"	427.2"
康德十年度	321.4"	577.3"	249.8"	647.2"

英米兩國一般會計中に占むる租稅收入累年比較

年 度	英 國			米 國		
	歳入總額	租稅收入	割合	歳入總額	租稅收入	割合
1935	千磅 752,920	千磅 713,218	94.7%	千弗 3,800,467	千弗 3,621,043	95.2%
1936	797,233	755,719	94.7	4,115,956	3,899,662	94.7
1937	872,581	841,215	96.2	5,273,840	5,083,496	96.0
1938	927,285	896,415	96.6	6,241,661	6,033,505	96.7
1939	1,049,189	1,017,055	96.8	5,667,824	5,480,058	96.7
1940	1,408,867	1,368,759	96.4	5,387,125	5,114,013	94.9
1941	1,636,000	1,609,000	98.3	7,653,210	7,126,010	93.1
1942	-	-	-	8,971,735	8,802,335	98.1

備考 ◎印換算数字

Financial statement

Financial Chronicle

即ち一般會計予算(決算)額を一〇〇とし、建國後各年度の稅收割合は康德三年度の八二%を最高として、各年度共七〇%内外を示し、建國大同二年度平均の六五%が最低である。之ら敵國英米に比較し兩國の租稅比率が各年度共九十%を遙かに凌駕せるのに照せば、我國租稅の一般會計中に占むる地位は低いと云はねばなら

次に直接稅、間接稅、準間接稅の割合を示す次の如くである。

滿洲國租稅收入(不食地方稅)體系別累年比較(單位千圓)

種 別	建國大同元年度		大同二年度		康德元年度		康德二年度		康德三年度		康德四年度	
	租稅	割合	租稅	割合	租稅	割合	租稅	割合	租稅	割合	租稅	割合
直接稅	12,638	11%	29,060	14%	25,231	14%	13,779	16%	33,118	15%	37,274	35%
間接稅	95,988	81	121,224	83	141,239	81	69,972	79	173,690	70	199,041	81
計	5,004	5	4,376	3	7,486	5	4,323	5	10,082	5	10,708	4
種 別	康德五年度		康德六年度		康德七年度		康德八年度		康德九年度		康德十年度	
直接稅	46,227	16%	62,063	15%	92,301	20%	67,832	14%	151,246	25%	215,204	27%
間接稅	231,813	78	333,183	78	333,579	72	365,751	77	331,505	65	499,379	64
計	17,659	6	30,711	7	38,836	8	40,685	3	45,752	10	63,308	3
計	295,699	130	425,357	100	464,716	100	474,268	100	583,503	100	783,831	100

(備考) 康德七年度以前決算、八年以降決算は依る

間接稅 = 入關稅及專賣利益金ヲ含ム

各年度比率ハ租稅合計 100 = 對スル直接稅、間接稅、準間接稅ノ占ムル割合ヲ示ス

即ち間接稅は我國租稅收入中の大宗をなし、最近二三年他の稅種に比して増勢鈍化せるも(前掲表康德四年度基準租稅増減割合参照)絕對額に於いては他を遙かに凌駕してゐる。建國以來間接稅收入が他に較べて大宗をな

租稅制度上より見たる滿洲國租稅政策の現段階と今後の方向

したのは、關稅收入の絶對的多額に依る結果であるが、近年は内國消費稅が之に代り間接稅の殆んどを占むるやうになつた。

斯く間接稅は我國に於て極めて稅收上重要な地位を占めてゐるが我國が間接稅中心主義に依るは理由がある。この理由には云ふまでもなく我國の特殊事情に基くに外ならぬ。この事は前章内國稅制度に於て述べたが要約すれば、我國が建國以來日淺くして資本蓄積を欠く結果他の諸外國に見る如き直接稅の稅源に乏しく、勢ひ間接稅を主流とせねばならぬ一方、民度の低位、貧富の懸隔が少いことは負擔均衡の上にも間接稅課徵は何等支障を來さぬからである。

仰々稅收入は國家が租稅主權の所得又は財産より公法的命令を以て國家自身の爲に獲得するものであるから、各租稅徵收手段は其れが直接稅に依るも、間接稅に依るも、異論はないところであり、此等直接稅、間接稅何れが適するやは絶對的なものに非ずして積極的見地からは國家の財政需要に依り、消極的見地からは經濟生活構成事情に依つて變化するものである。而して各國、各時代に取つて如何なる租稅を以て適當とするやを批判するに際しては一方に於て國家に取つて充分なる收入を供することに、他方に於ては國民の所得構成を妨害することに最も少きこと、此の二つの標準が重要な尺度である。

元來間接稅は大衆課稅として排撃せられ、現今に於ても一部學者に於ては負擔均衡の建前より課徵形態として直接稅主義を絶對主張するを觀るが、かかる見解は租稅類型にあまりにも捉はれたる觀念で近時に於ける經費増

大の下に於ては斯稅のみに依つて充分なる財源確保は期し難い。勿論間接稅のみに依つて財政需要の充足を望むものではなく、兩者の組織的相互補完作用が最も要請されるべきである。この補完作用とは如何なる國家の要請に對しても、亦生活構成の事情變化に依るも相互に依存する二種の租稅型の何れかの側より充分可大なる收入を供し得らるべき作用にして、これには充分の伸縮性と彈力性を必要とするものである。

要するに今日間接稅は斯稅の性質上の長所から、戰時財源の收入確保を容易ならしむる點に於て今益々重要視されるべく、我が滿洲國に於ても前述の理由から從來間接稅は租稅收入の中心的存在なりしが、我國の民籍解明、地籍整理の充分完成の日は未だ相當年月を要せらるべく、況んや資本の蓄積に至つては遠き將來にして、この間接稅の中樞が直接稅に移行する事は到底望まれ難く而も戰爭は日に／＼熾烈に極め、經費の膨脹は年々増大するに及べば、租稅の増徴も愈々活潑化し、これか收入財源として間接稅が今後も益々重要な地位を占むることは疑ひない。

第二項 擔稅餘力と増稅の方向

租稅の財政政策的原則によれば租稅の收入は充分なるべく、又經費の膨脹につれて伸縮せねばならぬが、同時に租稅には限度がある。即ち租稅は個人經濟を妨げず又國民經濟の發達を阻害してはならぬ、これ租稅の國民經濟的原則である。尤も租稅の限度に就ては古くは無限課稅說(註4)を主張した學者も多々あつたが、現今では其の限度を認むる有限課稅說(註5)が通說となつてゐる。

(註4) 無限課税説には増富税と貨幣循環説とがある。前者は重商主義時代トーマス、マンの如きは國民が損をしても國王が利益を得れば一國は貧となることなしと説き、ヒュームは國費が増加すれば國民は勤勉となると唱へ、マカロツクは重税を課せば國民は勤勉に働くことになり、遂には納めた以上の生産をなすと極論している。貨幣循環説は國家が租税として徴収するものは總て國家の買上金に對する支拂金となり、再び納税者の手中の復歸するから重税を課しても國民の發達を阻害するものでいと。(2) 租税で得たるものに依つて國家が事業を起すときは職を失へる勞働者は職を得て、この種階級を利益するものであると。

(註5) 有限課税説で最も有名なのはスタインの説である。彼は租税は再生産の程度を超へてはならぬと主張する。又數字的に租税の限度を説く學者もあつた。エスチーは租税が所得の三分の一を超へたときは階であり、四分の一に止るときは高く、六分の一を過ぎないときは中庸を得たるものである。所得の一分、一分二分であるときは非常に低いと云ふ。又ルロアポリエーの説には租税が所得の百分の七、若くは百分の八を徴収するものは最も可い、百分の十乃至百分の十二を徴収するものは尙ほ堪へ得られる。之を超ゆるときは堪へ得られぬと。

今租税に限度ありとすれば、限度とは如何なるものか。限度の決定は抽象的には國民經濟の發達を阻害せざる程度であるが、實際問題として限度の決定は困難である、即ち租税の限界も社會的環境に依つて其の伸縮が左右せられるからである。

擔税力は一定の社會的環境に於ける租税負擔力を云ひ、この租税負擔の割合が尙ほ可能なる課税限度迄堪へ得る事情にあるとき、この範圍が國民の擔税余力である。擔税余力は租税主體から觀ればなほ可能なる租税負擔力であるが、課税者側の權力主體から觀ればなほ可能なる徵税範圍である。

租税の必要は國家經費の支辨にある。國家若しくは權力團體が經費を必要とせざれば租税の存在も必要もな

い。租税が國家經費の調達手段である以上必要經費以上の租税徴收は意義を持たぬ。即ち租税が國家的、社會的、經濟的諸環境に依つて制約せられる所以である。

國家が必要經費の調達に當つては、租税のみならず、國債發行、或は國民貯蓄利用等の必要手段を採る事は云ふまでもないが、國民の擔税力が無限に存する限りに於ては他の手段を必要としない。其れは前述の如き租税が他の方法に依るよりも堅實、安定なるが故である。

然らば國家は諸要經費予算に於て他の方法手段の振合上幾許の租税収入を必要とするか、之が經費の租税面に對する割當となる。この割合に應じて新たな租税手段が必要とせらるるのであり、この割當が既往の予算より甚だしく増加すれば増税若しくは新税の創設に依つて割當予算に應ずべく収入を確保せねばならぬ。かゝる豫算増加に依る増税手段も擔税余力の限度に於て可能である。

滿洲國の國民所得は康徳八年度に於て七十二億餘萬圓と推定せらる。當該年度に於ける租税、公課の總額は九億三千餘萬圓であるから、租税の國民所得に對する割合は二九%である。更に康徳十年度國民所得を假に九十四億圓と推定すれば、租税公課は十三億八千三百餘萬圓(推定)であるから比率一四、七%となる。之を前記(註5)に於て數學的に有限課税説を唱へる、諸學者の見解に照せば、現在の我國民の租税負擔は中庸を得たものと云ふべく、課税は酷なるものでも、高いものでもない。逆に言ふなら未だ國民の擔税余力は涸渇してはゐない。更に親邦日本の國民所得に對する租税公課の占むる割合を見れば、昭和十八年度日本の國民所得を五百億と推定すれば

ば租税、公課は大約九十七億圓なるから比率は十九・四%となる。兩者を比較すれば、我國は日本の租税負擔割合の七割五分程度である。勿論我國は日本に較べて國民の資産度合が著しく低位にあり、一概に比較にはならず、この事は滿洲國に於ける日系、滿系の租税負擔の割合を觀て前者が後者に比して著しき過重なる點に依つても首肯せることである。

即ち日系と滿系とは生活程度に著しく懸隔が見られ、之等大多數の滿系層中には、未だ免稅點以下の階級が相當數存在してゐる結果である。今假に之等免稅者或は租税部分に悉く課税せらるるならば、推則によれば一倍半乃至二倍の收入を得るものと言はれるから、この點に關して今後大いに考慮せらるべきである。即ち之等從來の課税圏外にある階級に對しては棉密、周到なる收入調査を行ひ、之等に悉く課税するか、若しくは免稅點の引上を實施すべきである。

然らば現在の滿洲國に於て、擔稅餘力は那邊にあるか云へば一概に云へぬが、租税主體の系統から觀れば滿系層、課税物件に就いて云へば資本、土地（之等は主として直接税方面）、奢侈品、遊興行爲（之等は主として間接税方面）、營利を目的とせる取引行爲（之等は主として流通税方面）が考へられる。

第一者は免稅階級を捕捉する事と日系勤勞階級の負擔を均衡にする意味に於て必要である。この事實は昨今の貨幣發行高の増大に付いて見ても、夫れが國防力増強を目的とする軍需生産力擴充資金、食料増産計畫資金、特殊資金の増布増のみにま止らず、賃銀の上昇、物價の騰貴、手持現金の保有増、貯蓄の不徹底と云ふ消極的

因が數多存在する結果にして、これが根源の一として免稅階級たる所謂下層勤勞者の收入が最近著しく増大してゐる事が推則せられるのである。勤勞所得税法第九條に照せば日給所得者も月收五十圓を超ゆる時は悉く課税せらるるやうになつてゐるが、現時一部大會社の日給勤勞者を除いては殆んど悉くが徵收圏外にあるやうである。即ち近時月收五十圓以下の勤勞者は殆んど無いと云つてよく、之等は課税の技術上の不備、不徹底による徵收困難、雇傭者の不精意に依つて脱稅されてゐるのであつて、この部分は實に偉大な金額に上つてゐると思はれる。

第二資本に對する重課は當然の事にして主として日系層より餘力吸收を圖るに共に滿系層よりは地税を増徴し、奢侈品、遊興行爲に對する増税も購買力吸收、消費現制の意味に於て當然手段であり、又營利を目的とせる取引行爲に對しても重課して營利行爲を完封するに共に關行爲の撲滅を期すべきである。斯く考へ來れば増税今後の方向もこの點を主眼に置いて進められねばならない。之等を稅證系より見れば、直接税としては資本所得税法、人所得稅等が擧げられる。我國の資本所得稅は稅率極めて低く、十年度豫算も一千九百餘萬圓にすぎない。元來資本重課は租税の原則であり、現在の稅率五——一二%を七一・一五%程度に上げて差支なく、又配當率の最低九分を七分に下げても可能である。加之法人中には戰爭に依つて少なからぬ利益を得てゐる者もあるから之等に對しては臨時利得稅を創設して此種利得に課税すべし、現在法人所得稅率を高めるかを要する。尙ほ出來得れば我が國も分類所得稅の外に綜合所得稅法を創設して高額所得者も低額所得者との負擔均衡を圖るべきで

ある。

地税に就ては日本が國税、地方税を通じ合計八%を課税し居るに反し我國には國、地税合計一、五%（この他に市縣旗税並に地捐がある）であるから尙増税の餘地はある。而も地籍整理未了の結果法に依らざる非課税地が相當存在して居り、此に就いても早急に調査を行ひ収入増加を圖るべきである。

間接税中奢侈品として重要なものは酒税と捲菸税である。就中捲菸は我國間接税中主要なる税源であり、豫算額も一億六千萬圓の多額を占めてゐる。之等に關しては其の製造原價が考慮されねばならぬが、現行の税率は酒に於ては一石（日本の五斗五升）に付き二一圓——七二圓、捲菸にては小賣定價の六〇%であり、捲菸は日本に比較して未だ安價なる所からも相當なる、増徴は期待に難くない。遊興行爲に課徴するものとしては特別賣錢税がある。現行の特別賣錢税率は最低（飲食店、旅館に於ける飲食、宿泊料金）百分の二十、最高（藝妓の花代）百分の八十であるが、特別遊興、特種飲食店に於ける飲食等に對して更に高率なる税率を課しても差支ない。

流通税方面にては交易税が擧げられる、現行の税率は賣上、取引金額の千分の二（硝石の取引千分の一）であるが、この程度では十分なる収入は期されない。

親邦日本に於ては戦争の決戦段階突入につれて増大せる豫算經費に備へて租税第一主義を採り、之が増税手段として非課税解消制の確立、所得税の國民稅化、國民稅（戰勝稅、愛國稅）の創設、大衆課税の徹底等を唱へて

萬全の構へを築いてゐるが、我が國に於ても此戰國の一環として戰時財政確保の爲には是等の方法手段も考究に吝たり得ない。

結 言

要するに戰時下の租税政策は一方に於て可及的に多額の収入を得るに共に、他方國民經濟會社に與へる影響を與へず留意しつつ進まねばならぬが、滿洲國に於ては如何なる方法が望ましいか、ここに私見の概要を述べ結言とする。

國家の収入は常に租税のみに依らないが、一應租税に限つて考察を進める。

前三章に於て滿洲國の租税制度及び租税政策の概要を述べたが、之等を觀て先づ感ずるのは、國力の急激發展に依る租税制度の急速なる變化、即ち我國が建國僅々にして、租税制度は近代的形式に迄發展したのであるが、一方租税對象としての民度の點に就ては、制度の近代化にも拘らず甚だしき懸隔があるのである。即ち租税が租税客體を悉く捕捉してゐるか、否かの問題である。若しも「否」に答へる點が存すれば税課系について更に研究の問題が惹起する。

近代的國家が形成されて租税制度が複雑多岐に互れば互る程國民の租税負擔は増すが、反面所得の増大にも拘らず課税の比較的輕い部面も存在する事は看過出來ぬ事實である。この事は税課系が完備すればする程益々多く

現はれる現象である。稅務系の形式上の整備に促はれては實際的の收入源を捕獲する虞れを招く事多きするのである。

即ち今後の租税政策は前にも述べた如くあくまでも收入第一主義であり、これに即應すべく種々の獲得手段が講ぜられねばならない。

而も建國當時の收入第一主義は目擊課税に依り、當面財政收支の急速的確保を旨とするもので、戰爭經費確保とは本質的に意味が異なるものである。

之が爲には潜在せる擔稅餘力を悉く總動員せねばならぬ。稅務系の組織もこの點に主眼を置いて整備されねばならない。

現行租税體系を觀て些か檢討されねばならぬのは、脫部分通、免稅部分の多々存する事である、之等に関して洩れなく捕提出來得べき新しき提法が創設されねばならない。

國家の收入は貨幣經濟の發展に應じて、今日に於ては概ね貨幣收入の形態を採つて居るが、國家が究極に於て必要とするものは勞力及び物財であつて、貨幣收入は唯この事が可能ならしめられる方法にすぎないのである。

現在の滿洲國に於ては資本の蓄積は乏しく、勢ひ課税の對象は間接税を主流とする所から、課稅負擔の大勢は中産階級生活者が擔ふところ大であるが、下層勞民階級は所得の異常なる増大にも拘らず課稅かられてゐる。

現時の決戰段階に於ては國民洩れなく負擔の任を負はせる事は戰爭觀念を滲透せしむる意味に於ても有意義であ

り、且又國を擧げての租稅報國は總力戰の意義を益々發揚するものである。

滿洲國に於ても既存の租稅制度、租稅體系にて捕提し難い收入は此點を租稅制度に織り込むならば未だ收入の餘地は多分に存するものも信じて疑はないのである。

かの兼派制度の如きも收入手段としては可きすべきも、之も租稅制度に迄體系付ける技術的仕組、方法が講せられぬ限り弊害を伴ふことは事實である。

尙ほ公法的に強制勞務動員制度を設け實質的収入の途を開くことも、この國に於ては期待大なるものがある。

滿洲國は勞力、殊に技術を伴はざる勞力の點では未だ直接交戰國と較べて可成の餘裕がある。勞務報國の徹底化は我々の關心急なる課題である。

廣徳十年十一月十五日

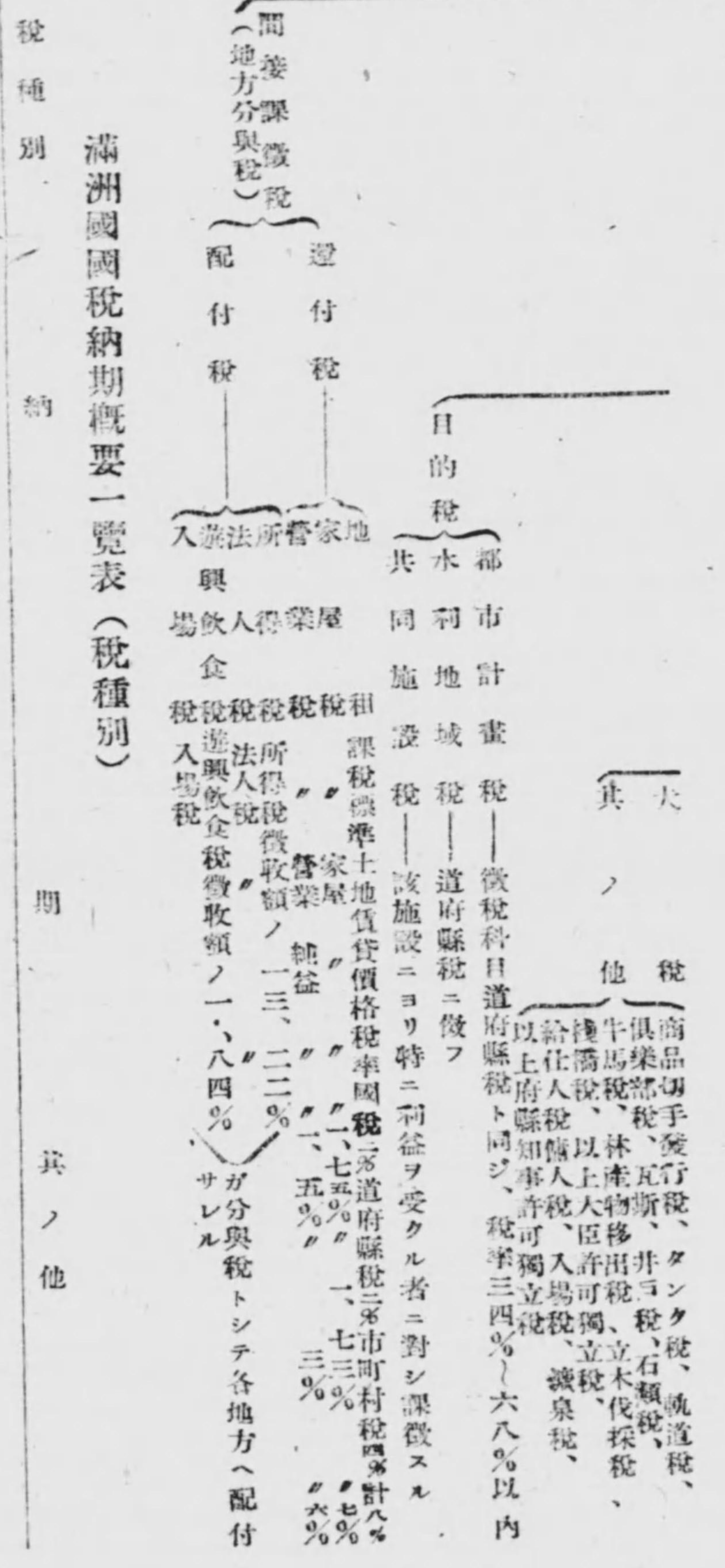
—川 島 良 造—

滿洲國地方稅體系一覽(分類體系ノ二)

地方稅		省地方費稅		市縣旗稅	
(省地方費法第一條) 國稅ニシテ其ノ收入ガ省 地方費ニ歸スルモノ (新東京特別市ノ區域ニ係ルトキ 附加稅ノ賦課徵收ニ關スル 件第七條)		勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅		(國稅地方分與ニ關スル 件第一條) 地方稅附加稅 (地方稅法第二條) (地方稅法第二條) (地方稅法第二條)	
勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅		勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅		勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅	
勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅		勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅		勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅	
勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅		勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅		勞務所得稅附加稅 出產所得稅附加稅 法產所得稅附加稅 禁煙特稅附加稅 禁煙特稅附加稅	

日本國稅體系一覽

所得稅		街村稅		街村稅	
分類所得稅 一、勞務所得稅 二、事業所得稅 三、不動 產所得稅 四、配當利子所得稅 五、退職所得稅 六、遺贈所得稅 七、繼承所得稅 八、其他所得稅		(街村實施規則第十四條) 街村稅 (街村實施規則第十四條) 街村稅		(街村實施規則第十四條) 街村稅 (街村實施規則第十四條) 街村稅	
分類所得稅 一、勞務所得稅 二、事業所得稅 三、不動 產所得稅 四、配當利子所得稅 五、退職所得稅 六、遺贈所得稅 七、繼承所得稅 八、其他所得稅		(街村實施規則第十四條) 街村稅 (街村實施規則第十四條) 街村稅		(街村實施規則第十四條) 街村稅 (街村實施規則第十四條) 街村稅	
分類所得稅 一、勞務所得稅 二、事業所得稅 三、不動 產所得稅 四、配當利子所得稅 五、退職所得稅 六、遺贈所得稅 七、繼承所得稅 八、其他所得稅		(街村實施規則第十四條) 街村稅 (街村實施規則第十四條) 街村稅		(街村實施規則第十四條) 街村稅 (街村實施規則第十四條) 街村稅	
分類所得稅 一、勞務所得稅 二、事業所得稅 三、不動 產所得稅 四、配當利子所得稅 五、退職所得稅 六、遺贈所得稅 七、繼承所得稅 八、其他所得稅		(街村實施規則第十四條) 街村稅 (街村實施規則第十四條) 街村稅		(街村實施規則第十四條) 街村稅 (街村實施規則第十四條) 街村稅	



直接稅

勤勞所得稅	一、甲種 翌月一〇日迄ニ納付セシム 二、乙種 翌月一〇日迄ニ納付セシム
事業所得稅	一、甲種 翌月一〇日迄ニ納付セシム 二、乙種 翌月一〇日迄ニ納付セシム
法人所得稅	各事業年度毎ニ納付セシム 毎年一月三十一日迄ニ納付セシム
地籍稅	毎年七月一日迄ニ納付セシム
家屋稅	毎年七月一日迄ニ納付セシム
禁煙稅	毎年七月一日迄ニ納付セシム

間接稅

出產糧石稅	納期不定、樽石ノ出產ニ際シ隨時徵收
酒稅	納期不定、樽石ノ出產ニ際シ隨時徵收 二、釀酒稅、前年中ニ納付セシム 三、酒稅、前年中ニ納付セシム
清涼飲料稅	納期不定、樽石ノ出產ニ際シ隨時徵收
捲菸稅	納期不定、捲菸ヲ製造場ヨリ搬出ノ際隨時徵收
菸稅	納期不定、菸葉ハ運送ノ際製造場ヨリ搬出ニ際シ徵收
砂糖稅	納期不定、砂糖類ヲ製造場ヨリ搬出ノ場合徵收
油脂稅	納期不定、製油場ヨリ搬出セル油脂ニ就テハ翌月末徵收
三種統稅	納期不定、何レモ製造場ヨリ搬出ノ際隨時徵收
特別賣錢稅	納期不定、何レモ製造場ヨリ搬出ノ際隨時徵收
通行稅	納期不定、輸出入免許ノ際輸出入申告者ヨリ徵收
關稅	納期不定、輸出入免許ノ際輸出入申告者ヨリ徵收
交易稅	納期不定、課稅標準決定ノ日ヨリ三〇日以内ニ納付セシム
取引稅	納期不定、課稅標準決定ノ日ヨリ三〇日以内ニ納付セシム
契稅	納期不定、契稅ノ際相當稅額ヲ金錢ニテ納付、若シクハ印紙貼付ニ依リ納付セシム
各種登錄稅	納期不定、財產權ノ得失、若シクハ變更アリタルキ印紙貼付若シクハ相當金額ヲ直接納付
印花稅	納期不定、財產權ノ得失、若シクハ變更アリタルキ印紙貼付若シクハ相當金額ヲ直接納付

廣德十一年一月五日印刷
廣德十一年一月十日發行

非賣品

發行人 新京特別市大同廣場
滿洲中央銀行調查部
(代表・水野信保)

編輯人 新京特別市大同廣場
滿洲中央銀行調查部
(代表・窪田正直)

印刷人 新京特別市興安大路三〇二號
羽田三省

印刷所 新京特別市興安大路三〇二號
三共印刷株式會社

發行所

新京特別市大同廣場
滿洲中央銀行調查部

